

環境農林水産常任委員会資料 (当初) 最終版

目 次

I 予算議案

【議案第1号】令和4年度宮崎県一般会計予算

【議案第6号】令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

【議案第7号】令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

【議案第8号】令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

| | | |
|---|----------------------------|-------|
| 1 | 歳出予算集計表(課別) | 1 |
| 2 | 債務負担行為(追加) | 2 |
| 3 | 新規・重点事業 | |
| | ゼロカーボン社会づくりの推進 | 3~4 |
| | ①2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業 | |
| | ②企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業 | |
| | ③県有施設ゼロカーボン化推進モデル事業 | |
| | ④森林産業イノベーション人材創出モデル事業 | 5~6 |
| | ⑤森林循環マネジメント調査事業 | 7~8 |
| | ⑥災害時アスベスト飛散防止対策事業 | 9~10 |
| | ⑦海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業 | 11~12 |
| | ⑧優良産業廃棄物処理業育成支援事業 | 13~14 |
| | ⑨鳥獣保護区等周辺地域野生鳥獣管理対策事業 | 15~16 |
| | 自然公園利用拠点整備・魅力発信事業 | 17~18 |
| | ⑩「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 | 19~20 |
| | ⑪成長に優れたコンテナ苗供給体制整備事業 | 21~22 |
| | ⑫水を貯え、災害に強い森林づくり事業 | 23~24 |
| | ⑬新たな森林調査システム検証事業 | 25~26 |
| | ⑭流木抑制等バイオマス活用促進事業 | 27~28 |
| | しいたけ等特用林産物生産体制強化事業 | 29~30 |
| | ⑮みやざきWOOD・LOVE推進事業 | 31~32 |
| | ⑯みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業 | 33~34 |
| | みやざきスギ快適空間創出事業 | 35~36 |

II 特別議案

【議案第21号】使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

【議案第33号】林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について

III その他報告事項

| | | |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 令和4年度組織改正案について | 39 |
| 2 | 第13次宮崎県鳥獣保護管理事業計画(案)について | 41~42 |
| | 及び別添資料1 | |
| 3 | みやざきスマート林業推進指針(案)について | 43~44 |
| | 及び別添資料2 | |

令和4年3月8日
環境森林部

I 予算議案

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計予算
- 議案第6号 令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

1 歳出予算集計表（課別）

（単位：千円）

| 会計名 | 課名 | 令和4年度 当初予算額 A | 令和3年度 当初予算額 B | 比率 A/B |
|------|--------------------|---------------------|---------------------|-----------|
| 一般会計 | 環境森林課 | 2,393,709 | 2,391,251 | 100.1% |
| | 環境管理課 | 363,745 | 620,577 | 58.6% |
| | 循環社会推進課 | 511,519 | 457,619 | 111.8% |
| | 自然環境課 | 3,798,703 | 3,761,660 | 101.0% |
| | 森林経営課 | 8,785,992 | 8,738,658 | 100.5% |
| | 山村・木材振興課 | 4,077,716 | 3,876,188 | 105.2% |
| | 小計 | 19,931,384 | 19,845,953 | 100.4% |
| 特別会計 | 山林基本財産 森林経営課 | 140,345 | 133,050 | 105.5% |
| | 拡大造林事業 森林経営課 | 214,698 | 218,657 | 98.2% |
| | 林業改善資金 山村・木材振興課 | 902,868 | 864,747 | 104.4% |
| | 小計 | 1,257,911 | 1,216,454 | 103.4% |
| 合計 | 21,189,295 | 21,062,407 | 100.6% | |

2 債務負担行為（追加）

（単位：千円）

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （自然環境課） 山地治山事業 | 令和 4年度から 令和 5年度まで | 260,000 |
| （森林経営課） 森林環境保全整備事業 | 令和 4年度から 令和 5年度まで | 80,000 |
| 令和 4 年度に日本政策金融公庫が宮 崎県林業公社に融資したことによっ て損害を受けた場合の損失補償 | 令和 4年度から 令和24年度まで | 借入額 231,781 利 率 年2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満 了の日（以下「損失確定日」と いう。）において弁済していな い元利金合計額並びに遅延損害 金に相当する額及び損失確定日 の翌日から補償履行の日までの 利率年11.0%に相当する利息 |

3 新規・重点事業

| 事業名 | ゼロカーボン社会づくりの推進 | 新・改・既 | 課名 | 環境森林課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------|----|-------|
| | | 国庫・県単 | | |
| <p>1 事業の目的・背景</p> <p>2050年ゼロカーボン社会を実現するためには、事業者や県民一人ひとりの積極的な取組が不可欠であることから、訴求効果の高いプロモーションにより気運醸成や行動変容を促すとともに、事業者の再生可能エネルギー導入の取組を支援し、併せて県庁自身の取組を実施する。</p> | | | | |
| <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 37,896千円</p> <p>(2) 財源 国庫：933千円 県債：1,700千円 環境保全基金：10,010千円 大規模災害対策基金：20,000千円 一般財源：5,253千円</p> <p>(3) 事業期間 令和4年度① 令和4年度～令和5年度②③</p> <p>(4) 実施主体 県①③、県内企業②</p> <p>(5) 事業内容</p> <p>① 2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業 10,010千円 ゼロカーボン社会の実現に向けて、県民や事業者の気運醸成や行動変容を促すため、ロゴマーク・キャッチコピーや啓発パンフレットの作成等の効果的なプロモーションを展開する。</p> <p>② 企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業 25,000千円 BCP(事業継続計画)を策定済み又は策定する見込みのある県内企業を対象に、自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入を支援する。 (補助率1/3以内、上限200万円)</p> <p>③ 県有施設ゼロカーボン化推進モデル事業 2,886千円 ゼロカーボンに向けた取組のモデルとして、県庁7号館及び延岡総合庁舎において、照明のLED更新等の省エネ化と太陽光発電設備の導入に向けた実施設計を行う。</p> | | | | |
| <p>3 事業効果</p> <p>県民や事業者のゼロカーボンに対する意識が高まり、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた動きの加速化が図られる。</p> | | | | |

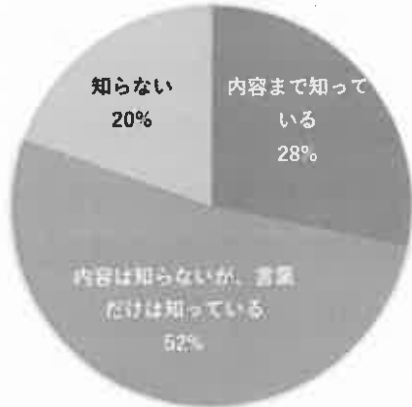
ゼロカーボン社会づくりの推進

【現状と課題】

「ゼロカーボン」について、県民に十分認知されておらず、どのように取り組めば良いかわからないなど戸惑いが見られることから、訴求効果の高い普及啓発を行うとともに、取組を支援する必要がある。

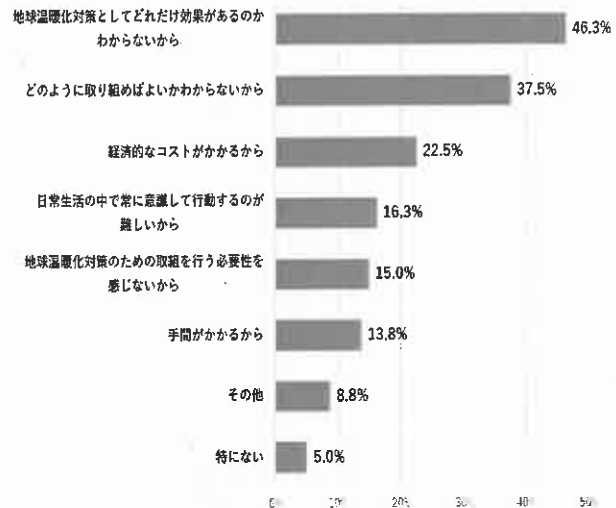
2050年ゼロカーボン社会づくりに関する県民意識調査

①ゼロカーボンの認知度



調査期間：令和3年10月5日～10月11日
モニター数：5,628人
有効回答数：1,567人（回収率27.8%）

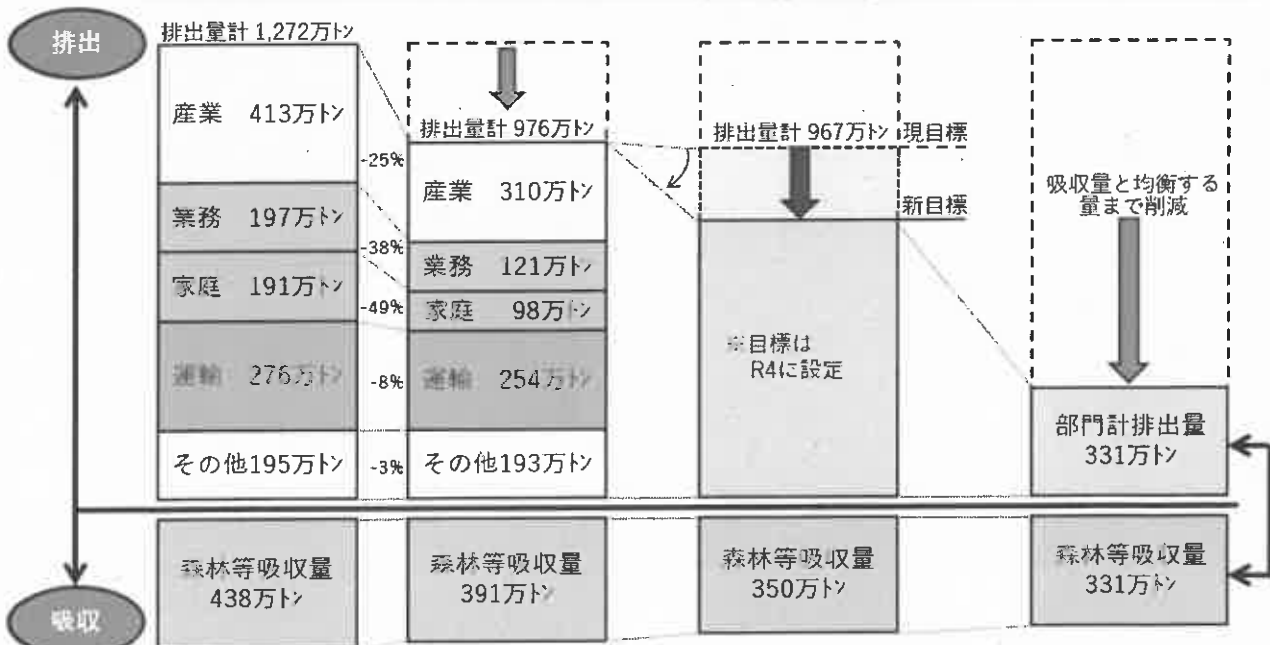
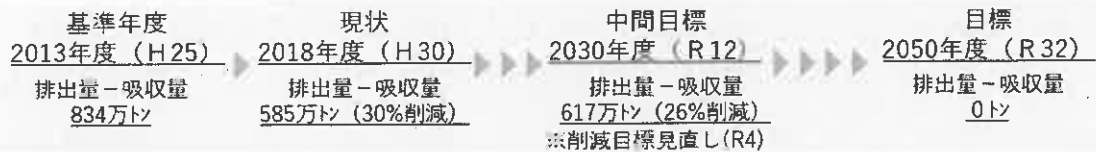
②省エネに取り組みたくない理由について



【事業効果】

2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減目標

（単位：万吨-CO₂）



| | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------|----|-------|
| 事業名 | 森林産業イノベーション人材創出 モデル事業 | 新・改・既 | 課名 | 環境森林課 |
| | | 国庫・県単 | | |
| <p>1 事業の目的・背景</p> <p>本県の森林産業を資源循環型産業に変革させるため、立場や視点の異なる産学官の関係者による森林産業の抱える課題の本質を捉え直すプログラムを実施し、イノベーション人材創出を推進する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 10,000千円</p> <p>(2) 財源 国庫：4,900千円 森林環境譲与税基金：4,100千円 寄付金：1,000千円</p> <p>(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度</p> <p>(4) 実施主体 県</p> <p>(5) 事業内容</p> <p>林業・木材産業関係者、大学生等を対象に、資源循環型産業としての価値や地域・人の想いを共有・共感するイノベーション人材育成プログラムとして、事前学習会や現地訪問、ワークショップ等を実施する。</p> <p>3 事業効果</p> <p>変革に必要な地域の核となる人材づくりや都市との連携、イノベーションを推進する土壌づくり等に寄与する。</p> | | | | |

森林産業イノベーション人材創出モデル事業



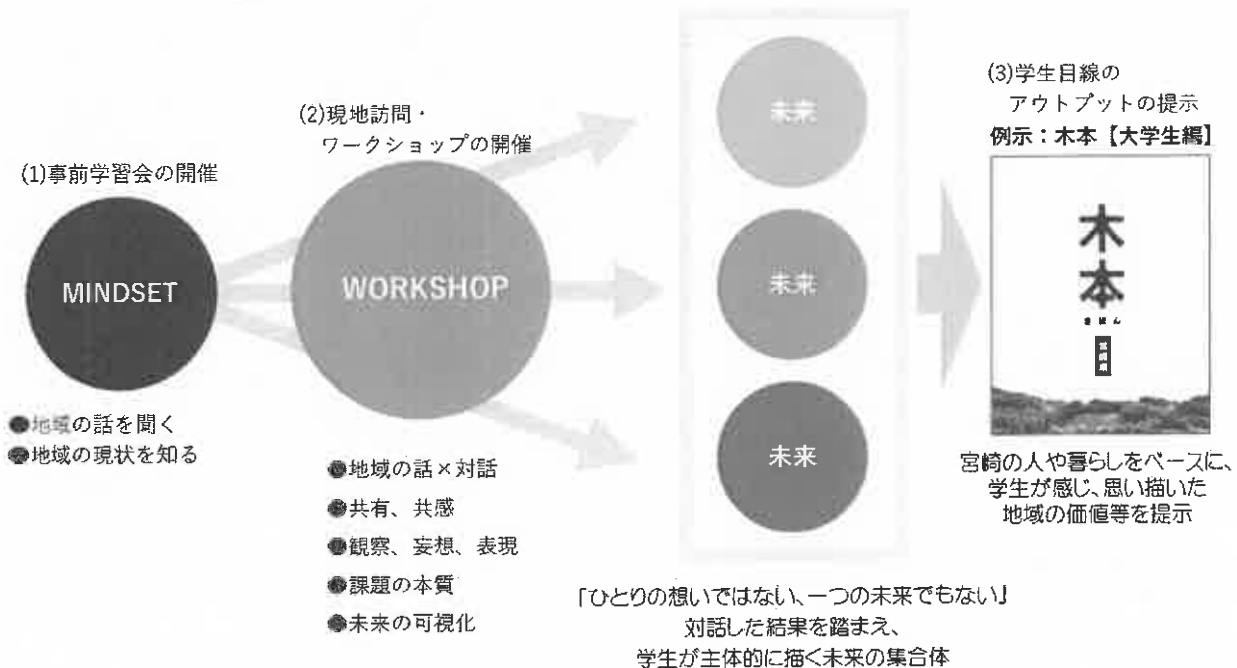
【現状と課題】

- (1) 本県の森林産業を資源循環型産業に変革させるために、地域の核となる人材づくりが求められている。
- (2) 固定観念にとらわれずに、森林産業が抱える課題の本質を捉えて解決に取り組むため、産学官の異分野人材のマッチングによるチームづくりを進める必要がある。



【事業内容及び効果】

- (1) 事前学習会の開催
県内の林業・木材産業関係者を対象に、県内外の異業種人材及び大学生を交えて、事前学習会を開催し、本県の森林産業の現状についての課題を導き出す。
- (2) 現地訪問・ワークショップの開催
森林産業の現場において、地域の歴史や文化を体感しながら課題を共有・共感し、観察・対話・妄想を繰り返して、課題の本質を探りつつ未来の姿を可視化する。
- (3) 冊子等による学生目線のアウトプットを提示
対話の結果を学生主体でまとめ、冊子等で提示することで、関わった地域人材の未来に向けた行動力を高める。



地域の核となる人材づくり、都市との連携やイノベーションを推進する土壌づくり

| | | | | |
|-----|----------------|-------|----|-------|
| 事業名 | 森林循環マネジメント調査事業 | 新・改・既 | 課名 | 環境森林課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

市町村や森林組合、素材生産業等の関係者と連携して、森林伐採後の再生林や天然更新等の実態を調査し、様々な課題を分析して有効な対策を検討することにより、森林の経営管理が適切に行われる基盤をつくる。

2 事業の概要

- (1) 予算額 10,000千円
- (2) 財源 国庫：4,900千円 森林環境譲与税基金：5,100千円
- (3) 事業期間 令和4年度～令和5年度
- (4) 実施主体 県
- (5) 事業内容

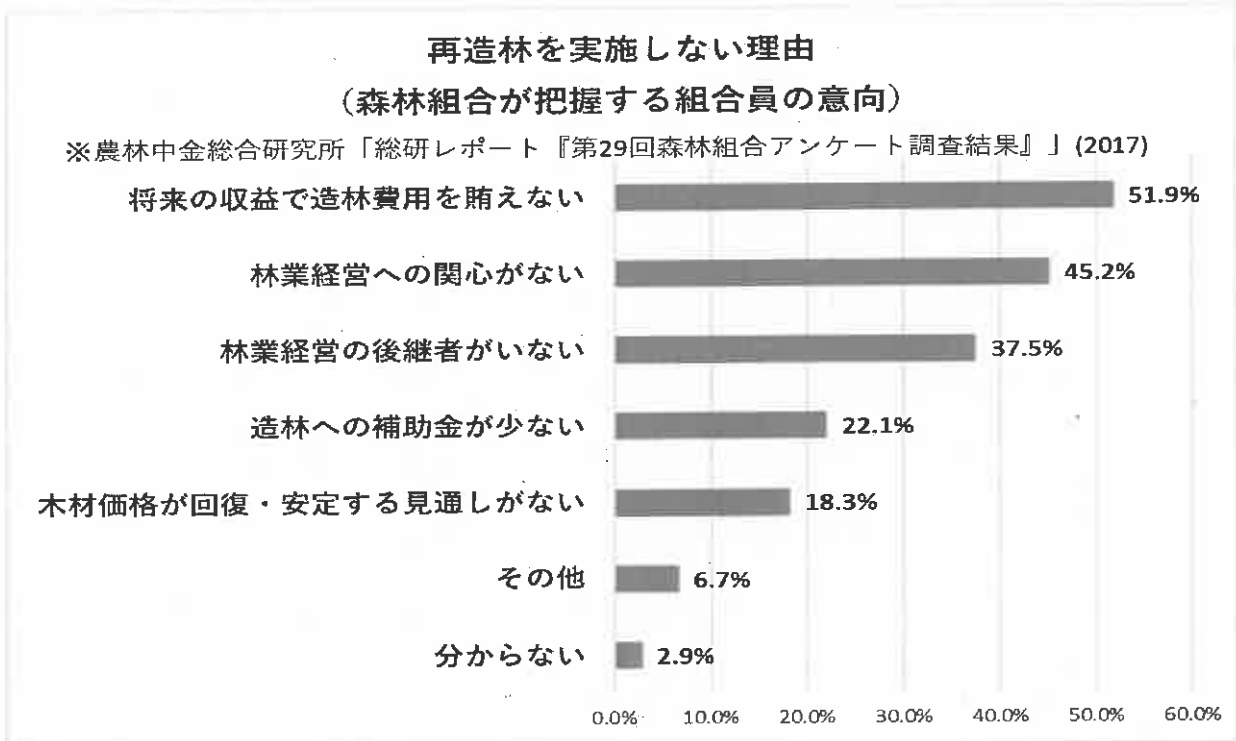
森林所有者等に対する実態調査を行うとともに、関係団体や大学、金融機関等による検討委員会を設置し、調査結果の分析や今後の方向性について検討を進める。

3 事業効果

再生林が進まない要因を明らかにし、有効な対策を具現化することにより、再生林推進に寄与することができる。

【現状と課題】

- (1) 再造林を実施しない理由の一つとして、将来の収益で造林費用を賄えないため、森林所有者が造林初期費用を投資する意欲が持てないことが考えられる。
- (2) 所有者が山林所有に価値を見出せず林業経営への関心がないため、放置されている森林が少なからず存在する。
- (3) そのほかにも再造林が進まない要因は多々あると考えられることから、実態を把握した上で再造林推進に向けた有効策を検討する必要がある。



【事業内容及び効果】

(1) 実態調査の実施

- ①伐採後の森林更新実態調査
- ②立木販売・原木伐採流通コスト実態調査
- ③①・②を踏まえたヒアリング調査

(2) 検討委員会等の開催

- ※関係団体、大学、金融機関等で構成
- ①実態調査の進め方や調査結果の分析
 - ②実態調査を踏まえた今後の方向性等を検討

再造林を妨げる原因を可視化し、目指すべき姿を描く

| | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|----|-------|
| 事業名 | 災害時アスベスト飛散防止対策事業 | 新・改・既 | 課名 | 環境管理課 |
| | | 国庫・県単 | | |
| <p>1 事業の目的・背景</p> <p>大規模災害時等における被災建物等からのアスベスト飛散防止に係る指導を強化するため、現場に持ち込んで建材等のアスベストの含有が確認できる機器を整備する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 8,085千円</p> <p>(2) 財 源 大規模災害対策基金</p> <p>(3) 事業期間 令和4年度</p> <p>(4) 実施主体 県</p> <p>(5) 事業内容</p> <p>① アスベストアナライザーの整備 アスベストアナライザーを本庁に配備（1台）する。</p> <p>② 確認検査の実施 大規模災害等が発生し、被災建物等からアスベストの飛散のおそれがある場合には、現場で確認検査を実施する。</p> <p>3 事業効果</p> <p>大規模災害等において建材等のアスベストの含有について現場で即時に確認することにより、アスベストの飛散防止を徹底し、作業者及び周辺住民の健康を守る。</p> | | | | |



災害時アスベスト飛散防止対策事業

【現状と課題】

県地域防災計画において、地震等による被災建築物の解体撤去工事等に伴うアスベスト対策については、「県は、解体撤去工事において生じるアスベストの飛散を防止するために、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導を行い、その飛散の防止に努めるものとする。」としており、アスベストの有無をスクリーニングする機器を整備する必要がある。

【事業内容及び効果】

アスベストアナライザーを整備することで、地震等の大規模災害や水害、土砂災害等の局所的災害時において建材等のアスベストの含有を現場で即時に確認し、測定データを根拠とした適切な指導助言を行うことにより、アスベストの飛散防止が徹底され、作業員及び周辺住民の健康を守ることができる。



アスベストアナライザー



実際の作業の様子（写真提供：熊本県）

| | | | | |
|-----|------------------|-------|----|---------|
| 事業名 | 海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業 | 新・改・既 | 課名 | 循環社会推進課 |
| | | 国庫 県単 | | |

1 事業の目的・背景

令和3年度に改定した「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」の策定に当たって実施した現況調査によると、海岸漂着物が本県沿岸にまんべんなく漂着していることが確認された。

貴重な財産である海岸の良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等への県民の関心を高め、海岸漂着物等の発生抑制を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 5,614千円

(2) 財源 国庫：3,929千円 産業廃棄物税基金：1,685千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 県

(5) 事業内容

① テレビCMの放映等

テレビCMやポスターを作成し、放送、掲示することによって、県民に海岸漂着物等の発生抑制に向けた取組を促す。

② 啓発パネルの展示

海岸漂着物等の状況などを表した啓発パネルを作成し、図書館など県民が集う場所に展示し、海岸漂着物等に関する情報を提供する。

③ 講演会の実施

内陸部に位置する市町村と連携し、海岸漂着物等に関する講演会を当該市町村が実施する美化活動に合わせて開催する。

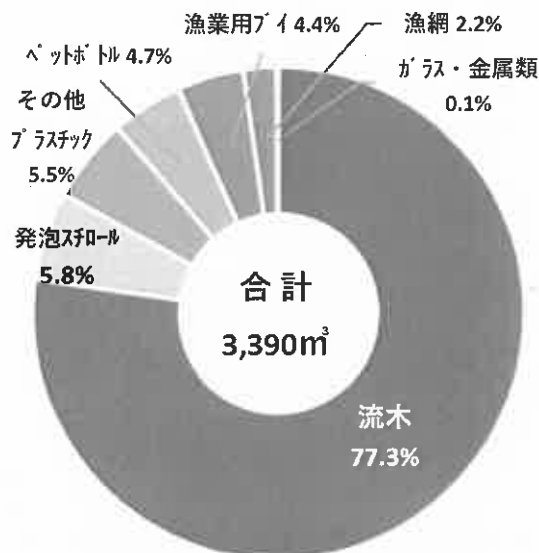
3 事業効果

沿岸部だけでなく、内陸部における啓発活動の実施により、県内全域において海岸漂着物等の発生抑制に向けた機運が高まり、海岸漂着物等の減少につながる。

【現状と課題】

海岸漂着物の状況

- (1) 沿岸市町152か所、総延長約95kmで実施した現況調査によると、流木などの自然物が約77%、発泡スチロールなどの人工物が約23%であった。
- (2) 人工物のうち、発泡スチロール、その他プラスチックやペットボトルについては、沿岸部のみならず、河川など水の流れによって、上流部から海へと運ばれてきたものもある。
- (3) 県内海岸に漂着するペットボトルは、7割以上が国内由来である。



県内海岸における海岸漂着物

「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」より

【事業内容及び効果】

これまで

- ・ テレビCMの放映
- ・ 啓発ポスターの官公署を中心とした掲示

+

加えて

- ・ 図書館等でのパネル展を実施
- ・ 内陸市町村の美化活動に合わせ、講演会を開催
- ・ 出前講座の実施

海岸漂着物対策の機運が高まり、海岸漂着物等の減少につながる

| | | | | |
|-----|------------------|-------|----|---------|
| 事業名 | 優良産業廃棄物処理業育成支援事業 | 新・改・既 | 課名 | 循環社会推進課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

(一社) 宮崎県産業資源循環協会が実施する優良産廃処理業者認定取得に向けた取組などを支援し、環境産業の一翼を担う産業廃棄物処理業の持続的な発展を促す。

2 事業の概要

(1) 予算額 8,540千円

(2) 財源 産業廃棄物税基金

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 (一社) 宮崎県産業資源循環協会

(5) 事業内容

① 優良認定取得支援

相談窓口設置、優良認定取得アドバイザー派遣、エコアクション21セミナー開催、環境認証取得費用等経費の支援

② 人材育成支援

適正処理に係る技術力向上を図る講習・講座の受講等経費の支援

③ 情報発信・啓発支援

排出者責任等の啓発、優良認定制度の広報、優良認定業者やリサイクル推進など環境に配慮した取組を行う産廃処理業者の情報発信等経費の支援

3 事業効果

環境に配慮し、安心して産業廃棄物の処理を委託できる産業廃棄物処理業者が育成され、持続可能な循環型社会の形成や産業廃棄物の適正処理の促進につながる。

【現状と課題】

(1) 排出事業者の委託先の選定

本県の排出事業者の一部には、これまでの取引関係や処理費用ができるだけ安価な産廃処理業者を選ぶ傾向にある。

(2) 優良産廃処理業者の認定

知事が産廃処理の実績や環境配慮の取組などを審査し、認定している優良産廃処理業者は、令和2年度末現在、83社であり、県内業者は927社中13社、1.4%にとどまっている。

【宮崎県優良産廃処理業者数の推移】

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------|-----|-----|-----|----|----|
| 県内業者（累計） | 9 | 9 | 11 | 12 | 13 |
| 県外業者（〃） | 42 | 49 | 58 | 62 | 70 |
| 合計 | 51 | 58 | 69 | 74 | 83 |

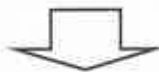


(3) (一社) 宮崎県産業資源循環協会の取組

大企業を中心に、廃棄物のリサイクルを重視する排出事業者が増加する中、(一社) 宮崎県産業資源循環協会では、優良な産廃処理業者を推奨し、廃棄物の適正処理と業界の持続的な発展を目指している。

【事業内容及び効果】

| | | |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 優良認定取得支援 産廃処理業者の優良認定取得を推進する取組を支援する。</p> | <p>② 人材育成支援 適正処理に係る技術力向上を図る講習・講座について、産廃処理業者の受講を促す取組を支援する。</p> | <p>③ 情報発信・啓発支援 排出者責任等の啓発、優良認定制度の広報、優良認定業者や環境に配慮する業者の情報発信等の取組を支援する。</p> |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|



持続可能な循環型社会の形成や産業廃棄物の適正処理の促進を図る

| | | | | |
|-----|----------------------|-------|----|-------|
| 事業名 | 鳥獣保護区等周辺地域野生鳥獣管理対策事業 | 新・改・既 | 課名 | 自然環境課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

狩猟による鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区等周辺地域での農林作物の被害を防止するため、電気柵、ワイヤーメッシュ柵や箱わな等の設置を支援するとともに、地域で鳥獣を捕獲する捕獲技術者の育成を行う。

2 事業の概要

- (1) 予算額 11,611千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和4年度～令和6年度
- (4) 実施主体 市町村①、県②

(5) 事業内容

- ① 鳥獣保護区等周辺地域被害防止対策事業（補助率 1／3以内）
 狩猟が禁止されている鳥獣保護区等周辺地域における電気柵（ソーラー型を含む）、小型箱わな、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対する助成
- ② 鳥獣保護区等周辺地域捕獲従事者育成事業
 わな猟免許所持者の捕獲技術の向上を図るため、各地域での捕獲者の技術レベルに対応した専門家による講習会を実施

3 事業効果

鳥獣保護区など地域に生息する野生鳥獣に対する被害防止対策と、捕獲技術の向上により、農林作物被害の軽減が図られる。

【現状と課題】

1 有害鳥獣被害の現状

鳥獣による農林作物の昨年度の被害額は、県全体で約4億2千3百万円と深刻な状況となっている。

○鳥獣別被害の状況 (単位：千円)

| 獣種 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|------|---------|---------|---------|
| シカ | 158,566 | 159,368 | 161,619 |
| イノシシ | 104,270 | 120,457 | 122,896 |
| サル | 42,170 | 47,084 | 56,373 |
| その他 | 40,441 | 98,706 | 82,115 |
| 合計 | 345,447 | 425,615 | 423,003 |

2 課題

- (1) 狩猟が禁止されている鳥獣保護区や社寺境内などの周辺では、電気柵等による被害防止対策が必要である。
- (2) 個別の農家による電気柵等の設置は、国の交付金の対象（受益戸数3戸以上）外であるため、本事業による支援の継続が必要である。
- (3) 中山間地域において、固定電源が不要となるソーラー型電気柵の補助対象追加の要望が増加している。
- (4) アナグマ等による被害が増加傾向となっている。
- (5) 免許取得が増えている「わな」による捕獲について、経験に応じた技術講習が必要である。

【事業内容及び効果】

- (1) 助成対象にソーラー型電気柵及びアナグマ等を捕獲する小型箱わなを追加
- (2) 専門家による捕獲者の技術レベル（初心者・経験者）に対応した実践的なわな捕獲講習会を実施



ソーラー型電気柵



わな捕獲講習会

被害防止対策と捕獲技術の向上を通して、鳥獣被害を軽減

| | | | | |
|-----|-------------------|---------------|----|-------|
| 事業名 | 自然公園利用拠点整備・魅力発信事業 | 新・改・ 既 | 課名 | 自然環境課 |
| | | 国庫 ・県単 | | |

1 事業の目的・背景

アフターコロナを見据え、自然公園の利用拠点において、安全・安心な利用環境を整備するため、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した施設の整備・改修を行うとともに、自然公園に対する利用者の認知度をより高めるため、ホームページ等を通じて自然公園の魅力を発信する。

2 事業の概要

(1) 予算額 87,644千円

(2) 財源 国庫（臨時交付金）

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 実施主体 県

(5) 事業内容

① 施設整備事業

感染拡大防止に対応したトイレ等県有施設の整備・改修
（手洗い場の自動水栓化等）

② 魅力発信事業

ホームページ等を通じた自然公園の魅力発信
（動画コンテスト、マイクロツーリズムの普及を見据えた魅力発信 等）

3 事業効果

自然公園利用者の満足度が向上し、長期滞在者やリピーターの増加につながるとともに、地域経済の活性化にも寄与する。

【現状と課題】

- (1) アウトドア活動ニーズの高まり（3密回避）や、マイクロツーリズムの広がり（新しい旅行スタイル）など、コロナ禍における生活様式の普及が進んでいる。
- (2) そのような中、アフターコロナを見据え、自然公園における安全・安心な環境整備や、ホームページ等を通じた魅力の発信を行うことにより、利用者の満足度、認知度の向上を図る必要がある。

【事業内容及び効果】 ※写真はイメージ

① 施設整備事業

県有施設（トイレ）の改修



手洗い場の自動水栓化



② 魅力発信事業

動画コンテンツ



マイクロツーリズムの普及（身近な地域で自然を体感）



利用者の満足度向上、長期滞在者やリピーターの増加

| | | | | |
|-----|----------------------------|-------|----|-------|
| 事業名 | 「みやざき林業大学校」担い手育成総合 研修事業 | 新・改・既 | 課名 | 森林経営課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

「みやざき林業大学校」において、実践的な人材育成を総合的に行うため、本県林業・木材産業が求める人材に対応した各種の研修を効果的に実施するとともに、研修の充実に必要な施設の整備等を行い、林業大学校の円滑な運営を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 97,532千円

(2) 財源 国庫：18,810千円 森林環境譲与税基金：76,938千円
林業担い手対策基金：1,784千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 県

(5) 事業内容

① 研修事業

実践的な知識や技術の習得に加え、森林経営管理を担う人材や意欲と能力のある林業経営者の養成などの人材育成を総合的に実施
(研修コースと内容は右の表)

② 運営事業

研修指導員の配置など研修体制の充実に図るとともに、オープンキャンパスの開催など積極的な広報・募集活動を実施

③ 研修環境整備事業

苗木生産研修用ハウスの整備など、受講生が効果的に学習できる環境を整備

3 事業効果

(1) 林業大学校の研修受講によって、本県林業・木材産業の成長産業化をリードする人材が総合的に育成される。

(2) 研修や募集活動が効果的に実施されることによって、林業大学校の円滑な運営が図られる。

(3) 研修環境が充実されることにより、林業大学校の魅力を高め、新規就業者の確保や技術力の向上が図られる。



「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業

【現状と課題】

- (1) 本県の森林資源が全国に先駆けて充実し、主伐期を迎えている一方で、林業就業者は減少・高齢化しており、資源循環型林業を推進するためには、担い手の確保・育成が必要である。
- (2) 適切な森林管理を行い持続的に林業の振興を図るためには、本県の林業・木材産業が求める人材を育成していくことが喫緊の課題になっている。

【事業内容及び効果】

「みやざき林業大学校」において、新規就業希望者、ICT等最新技術にも精通した現場技能者、意欲と能力のある林業経営者等を養成するため、カリキュラムの充実や研修環境の整備などによって研修体制を強化し、本県林業の課題に的確に対応できる人材を育成する。

〈研修コースと内容〉

※()はR4受講予定者数

| コース | 受講対象者 | 期間 | 主な研修内容 | 人数(人) |
|--------------|------------------|-----|-----------------------------------|-------------|
| 長期課程 | 新規就業者 | 1年 | ・林業就業に必要な知識や技術の習得、資格等の取得 | ※(21) 15 |
| 短期課程 | 現場技能者 | 50日 | ・免許・資格等の取得 | 25 |
| | 森林組合等林業 事業体職員 | 10日 | ・森林施業プランナー養成 ・ICT等最新技術研修 | 20 |
| | 木材加工技術者 | 10日 | ・木材加工技術 | 20 |
| | 市町村職員 | 10日 | ・森林経営管理 | 20 |
| | 森林管理指導者 | 10日 | ・森林総合監理、森林土木 | 50 |
| 経営高度化 課程 | 林業経営者 | 10日 | ・低コスト林業経営技術 ・特用林産物生産技術 | 110 |
| リーダー養成 課程 | 林業研究グループ 会員 他 | 10日 | ・地域林業振興(儲かる林業) ・地域活性化(森林資源の利用) | 40 |
| 公開講座 | 青少年・一般県民 | 10日 | ・森林・林業教育 | 100 |

☆年間研修受講予定者数：400人



伐採実習



ドローン操作研修



育苗ハウス内での苗木生産実習

本県林業・木材産業をリードする人材が総合的に育成

| | | | | |
|-----|---------------------|-------|----|-------|
| 事業名 | 成長に優れたコンテナ苗供給体制整備事業 | 新・改・既 | 課名 | 森林経営課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

再造林に必要な成長に優れた優良苗木の安定供給を図るため、生産技術研修会の開催及び生産施設整備や穂木確保、試験的生産の支援等により、コンテナ苗の生産拡大を推進する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 21,520千円
- (2) 財源 国庫：10,760千円
宮崎県森林環境税基金：10,760千円
- (3) 事業期間 令和4年度～令和6年度
- (4) 実施主体 県①、民間事業者等②③

(5) 事業内容

- ① 成長に優れたコンテナ苗生産技術向上事業
コンテナ苗生産技術研修会の開催
苗木経営生産相談員の配置
- ② 成長に優れたコンテナ苗生産体制整備事業（補助率 1/2以内）
自家採穂園及びコンテナ苗生産施設の整備支援
- ③ 成長に優れたコンテナ苗生産トライアル事業（補助率 1/2以内）
新規コンテナ苗生産者及び林福連携による穂木確保や試験的生産の支援

3 事業効果

コンテナ苗の生産拡大により、低コスト再造林を推進し、資源循環型林業の確立や公益的機能の発揮による健全な県土の保全、森林吸収量の確保による2050年ゼロカーボン社会の実現に寄与する。



成長に優れたコンテナ苗供給体制整備事業

【現状と課題】

- (1) 資源循環型林業を推進するためには、適切な再造林が不可欠であり、再造林に必要な成長に優れた優良苗木の生産拡大が求められている。
- (2) 伐採と造林の一貫作業など再造林の省力化・低コスト化を図るためには、活着がよく、通年での植栽が可能な成長に優れたコンテナ苗の生産拡大が必要である。
- (3) コンテナ苗生産への関心が高まる中、生産には施設整備等の初期投資がかかり、技術の修得も必要であり、生産開始当初は、生産量（得苗率）が上がらず、生産者の経営が安定しない。



容器で育苗される
コンテナ苗

〇スギ苗木生産量の推移 (単位：千本)

| 年 度 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| スギ苗木全体 | 5,325 | 5,537 | 5,680 | 5,697 |
| うちコンテナ苗 | 704 | 1,101 | 1,466 | 1,506 |

【事業内容及び効果】

生産技術向上事業

- ・技術研修会の開催
採穂園造成・管理
穂木採取・挿し付け
育苗管理など
- ・苗木経営生産相談員
による指導



採穂園造成研修会

生産体制整備事業

- ・スギ自家採穂園の造成
- ・生産施設の整備
生産ハウス、培土、
肥料、コンテナ容器、
トレー、給水施設、
遮光ネットなど



コンテナ苗生産施設

生産トライアル事業

- ・新規生産者の穂木
確保、試験的生産の
支援
- ・障がい者就労施設
との連携による穂木
挿し付け等の実施



容器への穂木挿し付け

成長に優れたコンテナ苗の生産拡大

| | | | | |
|-----|-------------------|-------|----|-------|
| 事業名 | 水を貯え、災害に強い森林づくり事業 | 新・改・既 | 課名 | 森林経営課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

公益上重要な森林を対象に、伐採後の速やかな再生林や荒廃林地における広葉樹造林を進めるとともに、公益的機能をより効果的に発揮するための広葉樹造林マニュアルを作成し、水源の涵養や県土の保全等の多面的機能を発揮する豊かな森林づくりを推進する。

2 事業の概要

(1) 予算額 161,354千円

(2) 財源 国庫：1,500千円 寄付金：20,000千円
宮崎県森林環境税基金：139,854千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 森林組合等①②、県②

(5) 事業内容

- ① 水土保持の森林づくり事業（補助率：造林補助金対象経費の7%以内）
水土保持機能の低下を防止するための伐採後の速やかな再生林への支援
- ② 広葉樹造林等推進事業
 - ・ 水源地等の上流域で放置された森林を対象に行う広葉樹の植栽等への支援
（補助率：造林補助金の補助残額）
 - ・ 広葉樹造林マニュアルの作成

3 事業効果

植栽等の森林施業を行うことで、水源涵養や土砂流出・崩壊防止、CO₂の吸収効果の増加など、公益的機能が向上するとともに、2050年ゼロカーボン社会の実現に寄与する。

水を貯え、災害に強い森林づくり事業

13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさを
守ろう



【現状と課題】

- (1) 木材価格の長期低迷、林業担い手の不足等により、伐採後に再造林が行われない森林が増加し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮等への影響が懸念される。
- (2) 本県の人工林が収穫期を迎え主伐が進む中、適切な再造林の実施が課題となっている。
- (3) ゼロカーボン社会の実現に向け、CO₂の吸収効果の高い森林への若返り（再造林）による貢献が期待されている。
- (4) 県では、県森林環境税を活用し、広葉樹植栽や速やかな再造林により森林の整備・保全に努めており、引き続き取り組んでいく必要がある。

【事業内容及び効果】

① 水土保持の森林づくり事業

- ・ 水源涵養及び山地災害防止機能の高い森林に指定された森林において、概ね1年以内に行う再造林を支援する。

② 広葉樹造林等推進事業

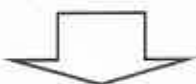
- ・ 水源涵養等公益的機能の高度発揮が求められる森林において、広葉樹の植栽、下刈りを支援する。
- ・ 広葉樹造林地の調査・検証を実施し、効果的な広葉樹造林の推進のためのマニュアルを作成する。



速やかな再造林（針葉樹）



広葉樹造林



公益的機能の高い森林づくり・速やかな再造林の推進

2050年ゼロカーボン社会の実現

| | | | | |
|-----|-----------------|-------|----|------------------------|
| 事業名 | 新たな森林調査システム検証事業 | 新・改・既 | 課名 | 森林経営課 (森林管理 推進室) |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

森林の立木本数や直径、樹高等の調査について、従来の調査方法とドローンや地上レーザ機器を用いたレーザ計測による手法について比較・検証を行うとともに、産学官が連携し、レーザ計測データを活用した新たな森林施業モデル検討会を開催し、スマート林業の加速化を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 15,500千円

(2) 財源 国庫：7,750千円 森林環境譲与税基金：7,750千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和5年度

(4) 実施主体 県

(5) 事業内容

- ① レーザ計測を用いる等の森林調査方法の検証
これまで人力による毎木調査法に頼らざるを得なかった森林調査手法について、先端技術を用いた調査手法の検証を行う。
- ② 新たな森林施業モデル検討会の開催
レーザ計測データを活用し、再造林後の下刈りに省力化機械を導入するなど、新たな森林施業モデルの検討を行う。

3 事業効果

省力化機械等による新たな森林施業モデルや先端技術を用いた森林調査手法の普及により、林業の効率化、省力化が図られる。

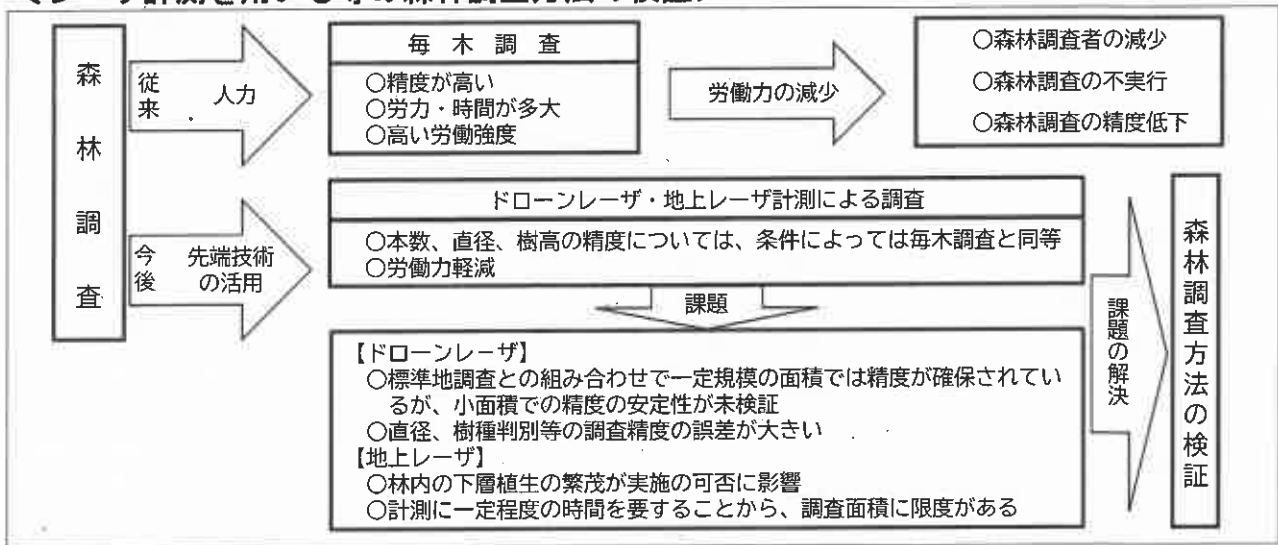
新たな森林調査システム検証事業

【現状と課題】

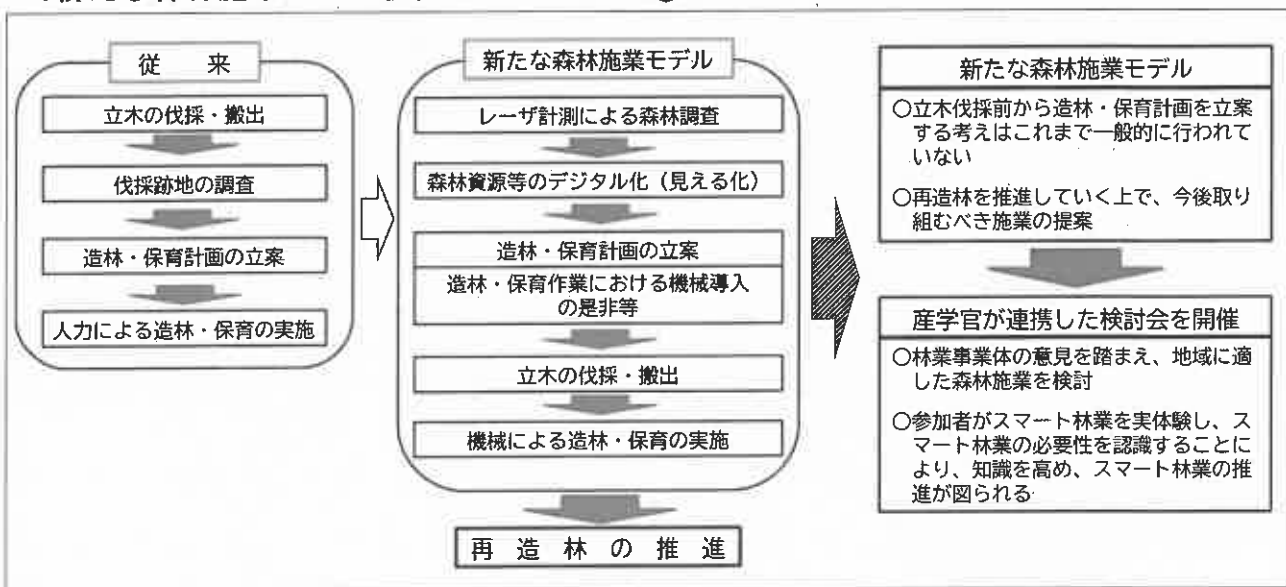
- (1) 林業は情報化や機械化等の先端技術の導入が他産業に比べ遅れている状況にある。このような中で、森林調査の手法については時間、労力を要する従来の人力による毎木調査法から先端技術を用いた森林調査方法への変革による省力化が求められているが、調査面積による精度の安定性、立木本数や樹高、樹種判別等の調査精度の確保など現場への導入のために解決すべき課題が残されている。
- (2) また、レーザ計測による調査で取得したデータを有効活用し、立木伐採前から造林・保育計画を立案した上で、伐採・搬出に入るなど、再造林対策等の新たな森林施業モデルについて検討し、普及していくことが必要である。

【事業内容及び効果】

＜レーザ計測を用いる等の森林調査方法の検証＞



＜新たな森林施業モデル検討会＞



スマート林業の現場への定着、効率化・省力化の実現

| | | | | |
|-----|--------------------------|-------|----|----------|
| 事業名 | ながれぎ 流木抑制等バイオマス活用促進事業 | 新・改・既 | 課名 | 山村・木材振興課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

伐採後に搬出されない林地残材は、再生林の支障となるだけでなく、河川等に流出して海岸漂着物や災害に繋がるおそれがあるため、これらを収集運搬し、木質バイオマスとして有効活用する取組を支援する。

2 事業の概要

(1) 予算額 26,850千円

(2) 財源 国庫：13,225千円 開発事業特別資金：8,875千円
宮崎県森林環境税基金：4,750千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 地域協議会（市町村、森林組合、素材生産事業体、森林所有者等）

(5) 事業内容

- ① 流木抑制木質バイオマス活用促進事業（補助率 定額）
伐採跡地の短尺材・枝条等を収集運搬し、木質バイオマスとして活用する取組への支援
- ② 木質バイオマス資源有効活用促進事業（補助率 定額）
立木の伐採搬出時に原木と短尺材・枝条をセットで収集運搬し、木質バイオマスとして活用する取組への支援

3 事業効果

木質バイオマスとして利用が低調な短尺材・枝条の利用が進むことにより、流木の抑制及び再生林の促進とともに、再生可能な森林資源の有効活用が図られる。

【現状と課題】

- (1) 短尺材・枝条は、収集・運搬、加工に手間やコストがかかるため林地に残される状況にある。
- (2) 林地残材は、大雨等で流木となって海岸漂着物や災害に繋がるおそれがある。
- (3) 林地残材が、再造林推進の支障となっている。
- (4) 木質バイオマス発電施設の新設に伴い、木質バイオマス需要の増加が見込まれる。



伐採時に発生する短尺材

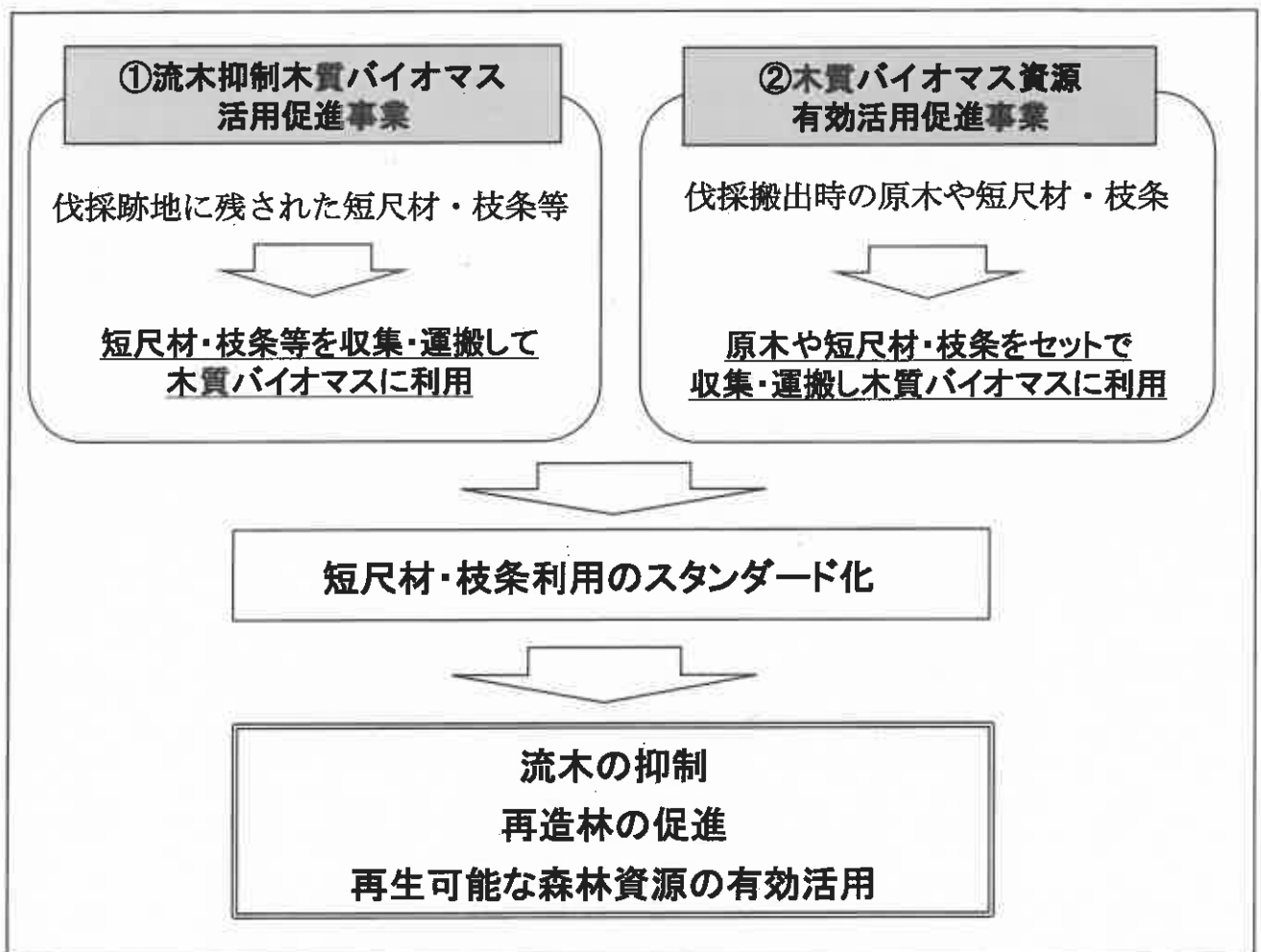


短尺材の運搬



短尺材のチップ化（前処理状況）

【事業内容及び効果】



| | | | | |
|-----|--------------------|-------|----|----------|
| 事業名 | しいたけ等特用林産物生産体制強化事業 | 新・改・既 | 課名 | 山村・木材振興課 |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

県産特用林産物の経営の安定強化など生産振興を図るため、生産施設の整備等を支援するとともに、生産技術の習得・向上のための研修・指導を行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 41,515千円

(2) 財源 林業担い手対策基金：40,552千円 一般財源：963千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 市町村①②、県②③

(5) 事業内容

① 生産基盤強化事業（補助率1/3以内）

特用林産物生産者の組織する団体等の経営安定強化など生産振興に係る施設整備等に要する経費を支援

② 新規参入者等育成・確保事業

- ・新規参入者等への生産施設の整備や資材確保に対する支援（補助率1/3以内）
- ・原木しいたけ生産新規参入者向けの基礎研修及びステップアップ研修の実施

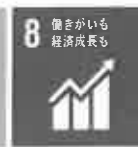
③ しいたけ等品質向上推進事業

乾しいたけ品評会の開催

3 事業効果

しいたけ等特用林産物の生産振興を推進し、産地間競争力の向上や県産ブランドの維持とともに、生産者の所得向上と山村地域の活性化が図られる。

しいたけ等特用林産物生産体制強化事業



【現状と課題】

- (1) 生産者の高齢化や担い手不足により、生産量が減少傾向にある。
- (2) 重労働な作業が高齢生産者の早期引退や若年者の新規参入への障壁となっている。
- (3) 生産性の向上につながるグラップル等の機械は高額で生産者の負担が大きい。
- (4) 若年生産者が少なく、技術継承が困難な状況となっている。

【事業内容及び効果】

①生産基盤強化事業



生産施設の整備による
生産規模の拡大



機械化による
生産性の向上



アシストスーツ
による軽労化

②新規参入者等育成・確保事業

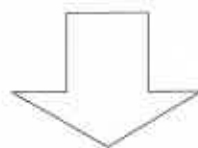


担い手の育成・確保

③しいたけ等品質向上推進事業



乾しいたけ品評会の開催



産地間競争力の向上
県産ブランドの維持
生産者の所得向上
山村地域の活性化

| | | | | |
|-----|-------------------|-------|----|---------------------------|
| 事業名 | みやざきWOOD・LOVE推進事業 | 新・改・既 | 課名 | 山村・木材振興課 (みやざきスギ活用推進室) |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

木材利用の意義について県民への理解を促すため、「みやざき木づかい県民会議」を中心とした普及啓発活動や、園児等を対象とした「木育」を推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村で使用した県産材（以下「オリパラ材」という）を活用したPR等を実施する。

2 事業の概要

(1) 予算額 25,505千円

(2) 財源 国庫：12,347千円 森林環境譲与税基金：13,158千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 県①②
木育ネットワーク部会会員（木育に取り組む県内の団体）②

(5) 事業内容

① みやざき木づかい活動推進事業

- ・ みやざき木づかい県民会議による木づかい運動の展開
- ・ オリパラ材を活用した県産材のPR等の実施

② みやざき木育推進事業

- ・ 木育プログラムの開発、木育マイスター等の養成及び体制の構築
- ・ 木育活動や木製遊具整備への支援（補助率 1/2以内）

3 事業効果

木材利用の意義への理解促進により、県産材の需要拡大や2050年ゼロカーボン社会の実現に寄与する。

【現状と課題】

- (1) 「木材利用促進条例」や「改正木材利用促進法」の施行等により、木材利用への気運が高まってきており、全県的な木づかい運動を加速化させる取組が必要である。
- (2) 木材利用への県民理解を深める木育活動を着実に推進するため、人材育成も含めた推進体制の構築が必要である。

【事業内容及び効果】

(1) みやざき木づかい活動推進事業

- ①みやざき木づかい県民会議による木づかい運動の展開
 - ・総会の開催
 - ・地域みやざき木づかい県民会議（7地区）と連携した普及啓発活動の実施



感謝状の贈呈



事例発表

- ②オリパラ材を活用した県産材のPR等の実施
(屋外型トレーニングセンター、原木調達協力自治体での活用分を除く)

【例】



バックボード



ベンチ



展示品



ノベルティ

(2) みやざき木育推進事業

- ①木育プログラムの開発、木育マイスター等の養成及び体制の構築
 - ・県産材を教材とした園児等向けの木育プログラムの開発
 - ・木育に必要な指導者の養成及び指導用テキストの製作
- ②木育活動や木製遊具整備への支援



県産材の需要拡大・2050年ゼロカーボン社会の実現

| | | | | |
|-----|----------------------|-------|----|---------------------------|
| 事業名 | みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業 | 新・改・既 | 課名 | 山村・木材振興課 (みやざきスギ活用推進室) |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

非住宅分野における木材利用を推進するため、品質・性能の確かなJAS認証材等の普及促進や木造設計を行う建築士のスキルアップセミナー等を開催するとともに、中大規模木造施設の設計支援を行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 8,988千円

(2) 財源 国庫：1,640千円 森林環境譲与税基金：1,640千円
一般財源：5,708千円

(3) 事業期間 令和4年度～令和6年度

(4) 実施主体 民間事業者等①③、県①②

(5) 事業内容

① JAS認証材等普及促進対策事業

- ・ JAS認証の新規取得に要する経費の支援（補助率1/2以内 上限20万円）
- ・ JAS認証材等の普及に向けた研修会の実施

② みやざき木造マイスタースキルアップ事業

「みやざき木造マイスター」の設計スキル向上・木材流通に関するセミナーの実施

③ 設計支援事業

中大規模木造施設の設計に係る経費の支援（補助率1/3以内 上限200万円）

3 事業効果

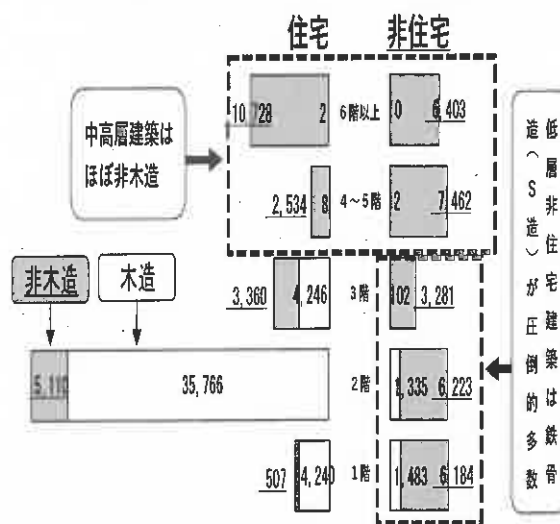
JAS認証材等の普及促進や「みやざき木造マイスター」のスキルアップのほか、中大規模木造施設の設計費支援を行うことにより、更なる県産材の利用促進が図られる。



みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業

【現状と課題】

- (1) 木材の主要な需要先である住宅着工戸数の減少が見込まれる中、非住宅分野における木材利用や外材から国産材への転換など、新たな需要を創出していく必要がある。
- (2) 木造率が低位な非住宅分野では、JAS認証材など品質・性能の確かな製材品の安定供給が必要である。
- (3) 木造設計における人材のスキルアップの向上を図るためには、設計技術だけでなく、県内で流通している県産材の規格・性能など木材に関する知見等の習得が必要である。



階層別・構造別の着工建築物の床面積（単位：千㎡）

【出典：令和3年版森林・林業白書】

【事業内容及び効果】

① JAS認証材等普及促進対策事業



研修会の実施



JASマークの表示例

③設計支援事業



木造施設

②みやざき木造マイスター

スキルアップ事業



設計に関するセミナーの実施



木材に関する研修の実施

県産材の利用促進

| | | | | |
|-----|----------------|-------|----|---------------------------|
| 事業名 | みやざきスギ快適空間創出事業 | 新・改・既 | 課名 | 山村・木材振興課 (みやざきスギ活用推進室) |
| | | 国庫・県単 | | |

1 事業の目的・背景

ポストコロナにおける県産材の需要拡大を図るため、県産材を活用した快適な生活空間を兼ね備え、感染拡大防止に配慮した施設整備等を支援する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 85,000千円
- (2) 財 源 国費（臨時交付金）
- (3) 事業期間 令和4年度
- (4) 実施主体 民間事業者等
- (5) 事業内容

飲食店、小売店舗、ホテル等PR効果が高い民間施設における県産材の活用による感染拡大防止に配慮した施設整備等への支援（補助率 1/2以内）

3 事業効果

新型コロナの感染拡大防止及び木材利用に対する県民意識の醸成に加え、県産材の需要拡大が図られる。

みやざきスギ快適空間創出事業



【現状と課題】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、県民生活においては、あらゆる場面で県民一人一人が3密（密集・密接・密閉）回避などの感染拡大防止対策を継続的に行うことが必要である。
- (2) 新設住宅着工戸数は人口減少に伴い、今後20年間で現在の半分以下まで落ち込むと予想されており、木材利用が進んでいない民間施設（非住宅分野）での木材需要を創出していくことが必要である。

【事業内容及び効果】



3密に配慮した施設（木造）



3密に配慮した施設（内装木質化）

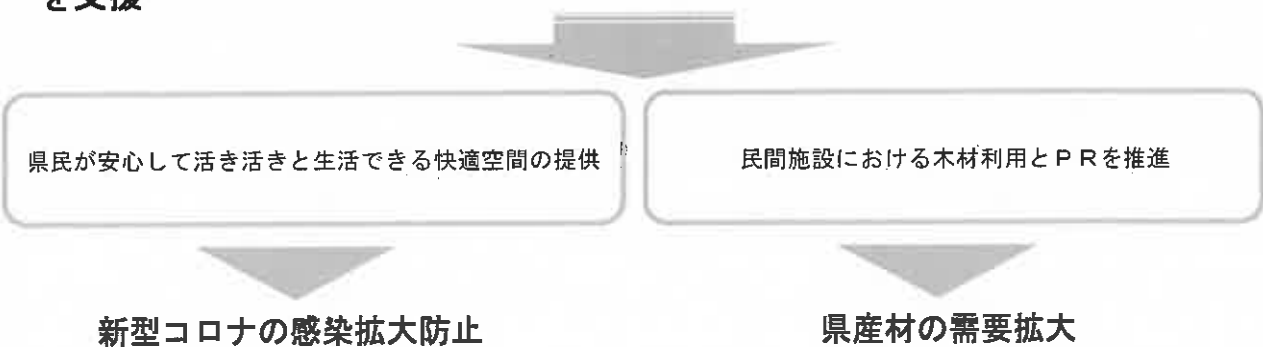


店舗としての屋外利用（木製外構施設）



パーティションの設置（木製調度品）

◎県産材を活用した新型コロナウイルスの感染拡大に配慮した民間施設の整備等を支援



II 特別議案

【議案第21号】使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

森 林 経 営 課
山 村 ・ 木 材 振 興 課

1 改正の理由

試験研究機器の新設等に伴い、関係する使用料及び手数料項目を改正するもの。

2 改正の内容

【林業技術センター】

(1) 機器の新設に伴う手数料の設定

| 試験の内容 | 単 位 | 金 額 |
|------------|-------|--------|
| 林業用種苗DNA分析 | 1件につき | 5,100円 |

【木材利用技術センター】

(1) 機器の更新に伴う手数料の改正

| 試験の内容 | 単 位 | 現 行 | 改正後 |
|--------|-------|---------|---------|
| 短柱圧縮試験 | 1件につき | 10,845円 | 25,205円 |

(2) 老朽化した機器の処分に伴う使用料及び手数料の削除（9件）

3 施行期日

令和4年4月1日

【議案第33号】林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について

森林経営課

令和4年度林道事業執行について、当該事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を次のとおり徴収する。

1 地方創生道整備推進交付金事業

事業費の100分の10

林道開設 3路線

(下鹿川・上鹿川線(延岡市)、銀鏡・小川線(西都市)、長谷・児原線(西米良村))

林道改良 2路線

(長迫・小原線(日向市、美郷町)、小原・山神線(美郷町))

2 森林環境保全整備事業

事業費の100分の10

林道開設 1路線(長谷・児原線(西米良村))

3 山のみち地域づくり交付金事業

事業費の100分の5

林道開設 2路線

(小川・石打谷線(西米良村)、小川・棚倉峠線(西米良村))

4 県単林道災害復旧事業

事業費の100分の10

上記1～3に該当する路線に関するものに限る。

Ⅲ その他報告事項

1 令和4年度組織改正案について（令和4年4月1日付け改正）

環境森林課

環境施策の推進体制を強化するため、「温暖化・新エネルギー対策担当」を環境施策の総合調整機能を担う「環境計画担当」とゼロカーボン社会の実現に向けて市町村との連携や全庁的な取組をリードする「ゼロカーボン社会づくり担当」に再編する。

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【環境森林課】</p> <pre> graph LR K1[課長] --- K2[課長補佐 (総括)] K1 --- K3[課長補佐 (技術担当)] K2 --- S1[総務担当] K2 --- S2[企画調整担当] K3 --- S3[林政計画担当] K3 --- S4[温暖化・新エネルギー 対策担当] </pre> | <p>【環境森林課】</p> <pre> graph LR K1[課長] --- K2[課長補佐 (総括)] K1 --- K3[課長補佐 (技術担当)] K2 --- S1[総務担当] K2 --- S2[企画調整担当] K3 --- S3[林政計画担当] K3 --- S4[環境計画担当] K3 --- S5[ゼロカーボン社会 づくり担当] </pre> |

2 第13次鳥獣保護管理事業計画（案）について

自然環境課

(1) 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、国が定めた基本指針に則して、知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定める。

(2) 計画期間

第13次鳥獣保護管理事業計画 令和4年4月1日～令和9年3月31日 5年間

※第12次鳥獣保護管理事業計画 平成29年4月1日～令和4年3月31日 5年間

(3) 計画素案に対する主な意見

① パブリックコメント

意見なし

② 市町村等からの意見

- ・ ヒヨドリの有害鳥獣捕獲許可日数を延長して欲しい。

（対応）1か月以内から3か月以内に変更

③ 宮崎県自然環境保全審議会（鳥獣部会）からの意見

意見なし

(4) 計画策定の経緯

| | |
|------------|-----------------------------|
| 令和3年10月26日 | ・国の基本指針の告示 |
| 12月7日 | ・常任委員会へ報告（計画素案） |
| 12月8日 | ・市町村等への意見照会（～12月27日まで） |
| 12月13日 | ・パブリックコメントの実施（～令和4年1月12日まで） |
| 12月15日 | ・市町村説明会 |
| 令和4年2月10日 | ・宮崎県自然環境保全審議会（計画案の審議・答申） |
| 3月8日 | ・常任委員会へ報告（計画案） |

※ 第13次鳥獣保護管理事業計画のSDGs（持続可能な開発目標）



(5) 計画(案)の主なポイント

鳥獣の保護

- 鳥獣保護区等の指定(第二、第五)
 - ・鳥獣保護区 99箇所 53,739ha
 - ・特別保護地区 7箇所 1,892ha
 - ・特定猟具使用禁止区域 62箇所 18,722ha
 - ・指定猟法禁止区域 1箇所 1,618ha
- 鳥獣の人工増殖及び放鳥(第三)
 - ・ニホンキジの放鳥(800羽/年)
 - ・コシジロヤマドリを増殖と放鳥(10~20羽/年)に向けた生産体制の再構築
- ❶ 錯誤捕獲の防止(第四 3-1)
 - ・わなによるカモシカ等の錯誤捕獲のおそれのある場合の設置場所変更
- 傷病鳥獣救護への対応(第九 4)
 - ・傷病鳥獣保護について、市町村、獣医師、動物園等と連携
- 普及啓発(第九 7)
 - ・愛鳥週間行事や野鳥の森の整備、愛鳥モデル校の指定

鳥獣の管理

- 鳥獣の捕獲等の許可(第四 2-3)
 - ・農林作物被害防止のための有害鳥獣捕獲許可日数の延長(イノシシ、シカ、サルは1年以内に延長)
- 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、シカ、サル)の作成(第六)
 - ・具体的で評価可能な目標を設定
 - ・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を含めて、適切な評価及び見直しを行い順応的な計画を推進
- ❷ サル等の市街地等出没への対応(第九 1)
 - ・追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とする連絡体制及び対応方針を策定
- 感染症への対応(第九 6)
 - ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に備え、関係機関と連携し、ウイルス保有状況調査の実施体制を整備(❸ 豚熱への対応を追加)

鳥獣の保護管理の推進

- 鳥獣の生息状況の調査(第四、第七)
 - ・シカ・サル生息状況調査
 - ・野鳥生息状況調査(鳥インフルエンザ対策)
 - ・アライグマ目撃情報の収集
- 鳥獣保護管理事業の実施体制(第八)
 - ・鳥獣保護管理員の配置
 - 鳥獣保護区等の管理、有害鳥獣捕獲に関する指導
 - ・狩猟者の育成及び確保
 - 初心者講習会及び技術向上研修会
 - ・警察官、市町村等との連携による取締り
 - 狩猟等の取締り

※ () は計画(案)の事項番号

生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展

(2) 取組項目

以下の10の項目ごとに主な取組内容を示す。

(1) 森林資源の把握

- ドローンレーザ計測等による森林資源の把握
- 衛星画像を活用した効率的な森林管理等

(2) 森林境界の把握

- レーザ計測データ等を用いた境界の明確化

(3) 木材の生産(伐採・集材・運搬)

- 木材の生産管理システムの構築
- レーザ計測データを用いた森林作業道的设计等

(4) 木材の流通

- 流通する木材の合法性を担保・補強するサプライチェーンの構築
- 木材需要に応じた山元から製材工場等までの情報共有

(5) コンテナ苗生産

- IoT等を活用した生産管理システムの構築

(6) 造林・保育の設計及び施行管理

- レーザ計測データを用いた伐採から保育までの作業計画の立案
- ドローン等により撮影した画像やオルソ画像等を用いた施行管理等

(7) 造林

- ドローン等による苗木等の運搬
- 保育等作業の機械化を踏まえた新たな造林方法の実証

(8) 下刈り

- 遠隔操作可能な下刈機械による労務負担の軽減
- 民間企業等との下刈機械の開発・改良等に向けた取組

(9) 原木しいたけの生産

- IoT等を活用した生産現場管理システムの構築
- アシストスーツによる労務負担の軽減

(10) 病虫獣害対策

- ドローン等によるシカ防護柵資材運搬
- 松くい虫被害防止に向けたドローンを用いた薬剤散布

【取組の事例】



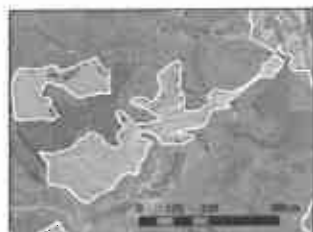
レーザ計測による3D画像



ドローンを活用した森林調査



アシストスーツ



AIによる伐採跡地の判読



ドローンによる運搬



ラジコン式下刈り機械

4 スマート林業の推進・普及体制

- (1) 産学官が連携した推進体制を構築するとともに、県が設置している「山村地域の持続的発展推進本部」にワーキンググループを設置して、本指針の展開に向けた検討を進める。
- (2) スマート林業を現場に普及、定着させるため、林業技術センター及び林業大学校において、コア技能者や林業普及指導員を育成するとともに、経営者の理解を深める研修にも取り組む。

第13次鳥獣保護管理事業計画 (案)

令和 4年 4月 1日から

令和 9年 3月31日まで

5年間

宮 崎 県

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| 第一 | 計画の期間 | 1 |
| 第二 | 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項 | 1 |
| 1 | 鳥獣保護区の指定 | 1 |
| (1) | 目的と意義 | 1 |
| (2) | 方 針 | 1 |
| (3) | 鳥獣保護区の指定等計画 | 3 |
| 2 | 特別保護地区の指定 | 13 |
| (1) | 方 針 | 13 |
| (2) | 特別保護地区指定計画 | 14 |
| (3) | 特別保護地区の指定内訳 | 16 |
| 3 | 特別保護指定区域の指定 | 17 |
| 4 | 休猟区の指定 | 17 |
| (1) | 方 針 | 17 |
| 5 | 鳥獣保護区の整備等 | 18 |
| (1) | 方 針 | 18 |
| (2) | 整備計画 | 18 |
| 第三 | 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | 19 |
| 1 | 鳥獣の人工増殖 | 19 |
| (1) | 方 針 | 19 |
| (2) | 人工増殖計画 | 19 |
| 2 | 放鳥 | 19 |
| (1) | 方 針 | 19 |
| (2) | 放鳥計画 | 20 |
| 第四 | 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 21 |
| 1 | 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 | 21 |
| (1) | 希少鳥獣 | 21 |
| (2) | 狩猟鳥獣 | 21 |
| (3) | 外来鳥獣 | 21 |
| (4) | 指定管理鳥獣 | 21 |
| (5) | 一般鳥獣 | 21 |
| 2 | 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 | 22 |
| (1) | 許可しない場合の基本的考え方 | 22 |
| (2) | 許可に当たっての条件の考え方 | 22 |
| (3) | わなの使用に当たっての許可基準 | 22 |
| (4) | 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 23 |
| (5) | 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 | 23 |
| 2-1 | 学術研究を目的とする場合 | 23 |
| (1) | 学術研究 | 23 |
| (2) | 標識調査 | 25 |
| 2-2 | 鳥獣の保護を目的とする場合 | 26 |
| (1) | 許可基準 | 26 |
| 2-3 | 鳥獣の管理を目的とする場合 | 27 |
| (1) | 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 | 27 |
| (2) | 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 | 28 |
| 2-4 | その他特別の事由の場合 | 38 |
| (1) | 許可基準 | 38 |
| 3 | その他、鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項 | 39 |
| 3-1 | 捕獲許可した者への指導 | 39 |
| (1) | 捕獲物又は採取物の処理等 | 39 |
| (2) | 従事者の指揮監督 | 39 |
| (3) | 危険の予防 | 39 |
| (4) | 錯誤捕獲の防止 | 39 |

| | | |
|-----------|----------------------------------------|-----------|
| 3-2 | 許可権限の市町村長への委譲 | 39 |
| 3-3 | 鳥獣の飼養登録 | 40 |
| (1) | 方針 | 40 |
| (2) | 飼養適正化のための指導内容 | 40 |
| 3-4 | 販売禁止鳥獣等の販売許可 | 40 |
| (1) | 許可の考え方 | 40 |
| (2) | 許可の条件 | 40 |
| 3-5 | 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 | 40 |
| 第五 | 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | 41 |
| 1 | 特定猟具使用禁止区域の指定 | 41 |
| (1) | 方針 | 41 |
| (2) | 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 41 |
| (3) | 特定猟具使用禁止区域指定内訳 | 42 |
| 2 | 特定猟具使用制限区域の指定 | 44 |
| (1) | 方針 | 44 |
| (2) | 特定猟具使用制限区域指定計画 | 44 |
| (3) | 特定猟具使用制限区域指定内訳 | 44 |
| 3 | 猟区設定のための指導 | 44 |
| (1) | 方針 | 44 |
| 4 | 指定猟法禁止区域 | 44 |
| (1) | 方針 | 44 |
| (2) | 許可の考え方 | 44 |
| (3) | 条件の考え方 | 44 |
| 第六 | 特定計画の作成に関する事項 | 45 |
| 1 | 特定計画の作成に関する方針 | 45 |
| 2 | 実施計画の作成に関する方針 | 46 |
| 第七 | 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 | 47 |
| 1 | 方針 | 47 |
| 2 | 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 | 47 |
| (1) | 鳥獣生息分布等調査 | 47 |
| (2) | ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 47 |
| (3) | 狩猟鳥獣生息調査 | 47 |
| (4) | 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 | 48 |
| 3 | 法に基づく諸制度の運用状況調査 | 48 |
| (1) | 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 | 48 |
| (2) | 捕獲等情報収集調査 | 48 |
| (3) | 制度運用の概況情報 | 48 |
| 第八 | 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | 49 |
| 1 | 鳥獣行政担当職員 | 49 |
| (1) | 方針 | 49 |
| (2) | 設置計画 | 49 |
| (3) | 研修計画 | 49 |
| 2 | 鳥獣保護管理員 | 50 |
| (1) | 方針 | 50 |
| (2) | 設置計画 | 50 |
| (3) | 年間活動計画 | 50 |
| (4) | 研修計画 | 50 |
| 3 | 保護及び管理の担い手の育成及び確保 | 51 |
| (1) | 方針 | 51 |
| (2) | 狩猟者の育成及び確保のための対策 | 51 |
| (3) | 研修計画 | 51 |
| 4 | 鳥獣保護管理センター等の設置 | 51 |
| (1) | 方針 | 51 |

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 5 | 取締り | 5 1 |
| (1) | 方 針 | 5 1 |
| (2) | 取締り方法等 | 5 2 |
| (3) | 年間計画 | 5 2 |
| 6 | 必要な財源の確保 | 5 2 |
| 第九 | その他 | 5 3 |
| 1 | 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | 5 3 |
| 2 | 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い | 5 3 |
| 3 | 狩猟の適正化 | 5 3 |
| 4 | 傷病鳥獣救護への対応 | 5 3 |
| (1) | 方 針 | 5 3 |
| (2) | 体 制 | 5 3 |
| (3) | 傷病鳥獣の個体の処理 | 5 4 |
| (4) | 感染症対策 | 5 4 |
| (5) | 放 野 | 5 4 |
| 5 | 油等による汚染に伴う水鳥の救護 | 5 4 |
| 6 | 感染症への対応 | 5 5 |
| (1) | 高病原性鳥インフルエンザ | 5 5 |
| (2) | 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) | 5 5 |
| (3) | その他の感染症 | 5 5 |
| 7 | 普及啓発 | 5 6 |
| (1) | 鳥獣の保護及び管理についての普及等 | 5 6 |
| (2) | 安易な餌付けの防止 | 5 7 |
| (3) | 猟犬の適切な管理 | 5 7 |
| (4) | 野鳥の森等の整備 | 5 7 |
| (5) | 愛鳥モデル校の指定 | 5 8 |
| (6) | 法令の普及徹底 | 5 8 |
| 参考資料 | | 5 9 |
| (1) | 鳥獣保護区 | 6 0 |
| (2) | 特定猟具使用禁止区域 (銃) | 6 2 |
| (3) | 指定猟法禁止区域 (鉛製銃弾) | 6 3 |

第13次鳥獣保護管理事業計画

宮崎県は、「日本のひなた宮崎県」というキャッチフレーズのとおり、温暖な気候の下、豊かな森林や水資源など素晴らしい自然環境に恵まれ、そこでは約1万3千種もの野生動植物がそれぞれの“生”を営み、多様な生態系が形成されている。

これらのうち野生鳥獣は、それぞれ自然を構成する重要な要素の一つであるとともに、県民共有の財産であり、適切な保護と管理及び生物多様性の確保を図ることは、豊かな生活を営む上で欠かすことのできないものとなっている。

このため、本県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、同法第4条の規定により第13次鳥獣保護管理事業計画を以下のとおり定める。

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 目的と意義

知事が指定する鳥獣保護区（以下「鳥獣保護区」という。）は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

(2) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、第1次計画の実績が73箇所、32,368haであったが、第12次計画の実績では、100箇所、53,901haとなり、県土の7%を占めるに至っている。

第13次計画においては、地域の実情に応じ、次のとおり計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に努める。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、自然環境の変化や野生鳥獣の生息状況、農林作物等への影響等が懸念される場合には10年程度とする。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間、区域等の見直しを行う。

2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

- 7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。
- 8) 既指定の鳥獣保護区の対処方針は以下のとおりとする。
- ア 本計画中に期間満了となるものについては、原則として期間更新を行う。
 - イ 農林作物への被害が甚大で、電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲等の手段によってもその被害の軽減が図られないと認められる場合は、保護区の縮小や廃止等の手だてを講ずる。
 - ウ 縮小・解除を行う場合にあって、絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣が存在することが確認された場合は、慎重に対応する。

② 指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切に考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から山地帯まで偏りなく配置するよう努める。

- ア 多様な鳥獣が生息する地域
- イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - ア) 天然林
 - イ) 林相地形が変化に富む地域
 - ウ) 溪流又は沼沢を含む地域
 - エ) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

- ア 現在、県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
- イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
宮崎県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について希少鳥獣生息地の保護区を指定する。
- 6) 生息地回廊の保護区
生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について生息回廊の保護区を指定する。
指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

| 区 分 | | 鳥獣保護区指定の目標 | 既設鳥獣保護区 (A) | | 本計画期間に指定する鳥獣保護区 | | | | | |
|----------|----|------------|-------------|------|-----------------|---|---|---|---|------|
| | | | | | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(B) |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 59 | 45 | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | 17,700ha | 35,154 | 変動面積 | ha | | | | | |
| 大規模生息地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇所 | | 12 | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | 7,837 | 変動面積 | ha | | | | | |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | 2 | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | 1,807 | 変動面積 | ha | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | 41 | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | 9,103 | 変動面積 | ha | | | | | |
| 計 | 箇所 | | 100 | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | 53,901 | 変動面積 | ha | | | | | |

| 区 分 | | 本計画期間に区域拡大する 鳥獣保護区 | | | | | | 本計画期間に区域縮小する 鳥獣保護区 | | | | | |
|----------|------|-----------------------|---|---|---|---|------|-----------------------|---|---|---|---|------|
| | | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(C) | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(D) |
| 森林鳥獣生息地 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 大規模生息地 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 集団繁殖地 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 計 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |

| 区 分 | | 本計画期間に解除又は期間満了 となる鳥獣保護区 | | | | | | 計画期間中 の増減 * | 計画終了時の 鳥獣保護区 ** |
|----------|------|----------------------------|---|---|---|---|------|-------------------|-----------------------|
| | | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(E) | | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇 所 | 1 | | | | | 1 | △1 | 44 |
| | 変動面積 | 162ha | | | | | 162 | △162 | 34,992 |
| 大規模生息地 | 箇 所 | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇 所 | | | | | | | | 12 |
| | 変動面積 | ha | | | | | | | 7,837 |
| 集団繁殖地 | 箇 所 | | | | | | | | 2 |
| | 変動面積 | ha | | | | | | | 1,807 |
| 希少鳥獣生息地 | 箇 所 | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇 所 | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇 所 | | | | | | | | 41 |
| | 変動面積 | ha | | | | | | | 9,103 |
| 計 | 箇 所 | 1 | | | | | 1 | △1 | 99 |
| | 変動面積 | 162ha | | | | | 162 | △162 | 53,739 |

注1 森林鳥獣生息地の鳥獣保護区の設定の目標の算定基礎

$585,770\text{ha} \times 1/10,000 = 59\text{箇所}$

$59 \times 300\text{ha} = 17,700\text{ha}$

2 * 箇所数については $B - E$ 、面積については $B + C - D - E$

3 ** 箇所数については $A + B - E$ 、面積については $A + B + C - D - E$

① 鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし
- 2) 大規模生息地の保護区
該当なし
- 3) 集団渡来地の保護区
該当なし
- 4) 集団繁殖地の保護区
該当なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし
- 6) 生息地回廊の保護区
該当なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
該当なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

| 年 度 | 鳥獣保護 区の種類 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の移動 | | | 変更後の指定期間 | 変 更 理 由 | 備 考 |
|-------|--------------|--------------|-------|-----------------|--------------|-----------------|--------------------------|---------|--------------|
| | | | | 移動前の 面積 (ha) | 移動面積 (ha) | 移動後の 面積 (ha) | | | |
| 令和4年度 | 森林鳥獣 生息地 | 祖母傾山 | 期間更新 | 4,358 | | 4,358 | 4年11月1日から 14年10月31日まで | | 高千穂町 日之影町 |
| | 〃 | 延岡 | 〃 | 500 | | 500 | 〃 | | 延岡市 |
| | 〃 | 三方界 | 〃 | 2,875 | | 2,875 | 〃 | | 椎葉村 |
| | 〃 | 中崎 | 〃 | 360 | | 360 | 〃 | | 美郷町 |
| | 〃 | 南俣 | 期間満了 | 162 | △162 | 0 | 4年10月31日まで | 農業被害 | 国富町 |
| | 〃 | 冷窪 | 期間更新 | 138 | | 138 | 4年11月1日から 14年10月31日まで | | 宮崎市 |
| | 〃 | 花ノ木 | 〃 | 108 | | 108 | 〃 | | 都城市 |
| | 〃 | 白岩山 | 〃 | 786 | | 786 | 〃 | | 五ヶ瀬町 |
| | 〃 | 集団渡来 地 | 耳川下流 | 〃 | | 78 | 〃 | | 日向市 |
| | 〃 | 〃 | 一里崎 | 〃 | | 473 | 〃 | | 串間市 |
| | 〃 | 〃 | 高鍋・新富 | 〃 | | 1,170 | 〃 | | 高鍋町・新富町 |
| | 〃 | 集団繁殖 地 | 一ツ瀬川口 | 〃 | | 350 | 〃 | | 新富町・宮崎市 |
| | 〃 | 身近な鳥 獣生息地 | 平和台 | 〃 | | 350 | 〃 | | 宮崎市 |
| | 〃 | 〃 | 荒平山 | 〃 | | 93 | 〃 | | 宮崎市 |
| | | 計 | 14箇所 | | 11,801 | △162 | 11,639 | | |
| 令和5年度 | 森林鳥獣 生息地 | 青鹿 | 期間更新 | 734 | | 734 | 5年11月1日から 15年10月31日まで | | 川南町 |
| | 〃 | 新田 | 〃 | 210 | | 210 | 〃 | | 新富町 |
| | 〃 | 綾県有林 | 〃 | 637 | | 637 | 〃 | | 綾町 |
| | 〃 | 大平山 | 〃 | 178 | | 178 | 〃 | | 小林市 |

| 年 度 | 鳥獣保護 区の種類 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の移動 | | | 変更後の指定期間 | 変 更 理 由 | 備 考 |
|-------|--------------|--------|------|-----------------|--------------|-----------------|---------------------------|---------|-------------------|
| | | | | 移動前の 面積 (ha) | 移動面積 (ha) | 移動後の 面積 (ha) | | | |
| 令和5年度 | 森林鳥獣 生息地 | 佐土原 | 期間更新 | 760 | | 760 | 5年11月 1日から 15年10月31日まで | | 宮崎市 |
| | 集団渡来 地 | 東延岡 | 〃 | 1,709 | | 1,709 | 〃 | | 延岡市 |
| | 〃 | 妙見 | 〃 | 12 | | 12 | 〃 | | 延岡市 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 日南ダム | 〃 | 72 | | 72 | 〃 | | 日南市 |
| | 〃 | 広渡ダム | 〃 | 41 | | 41 | 〃 | | 日南市 |
| | 〃 | 恩賜県有林 | 〃 | 220 | | 220 | 〃 | | 西都市 |
| | 計 | 10箇所 | | 4,573 | | 4,573 | | | |
| 令和6年度 | 森林鳥獣 生息地 | 尾鈴山 | 期間更新 | 3,944 | | 3,944 | 6年11月 1日から 16年10月31日まで | | 日向市 木城町 都農町 |
| | 〃 | 大八重 | 〃 | 664 | | 664 | 〃 | | 三股町 |
| | 〃 | 花立 | 〃 | 310 | | 310 | 〃 | | 日南市 |
| | 〃 | 本城 | 〃 | 115 | | 115 | 〃 | | 串間市 |
| | 〃 | 西方 | 〃 | 350 | | 350 | 〃 | | 串間市 |
| | 〃 | スダノ尾 | 〃 | 271 | | 271 | 〃 | | 美郷町 |
| | 集団渡来 地 | 一ツ瀬 | 〃 | 1,500 | | 1,500 | 〃 | | 西都市 西米良村 |
| | 〃 | 狼が鼻 | 〃 | 1,270 | | 1,270 | 〃 | | 日南市 |
| | 集団繁殖 地 | 牧山 | 〃 | 1,457 | | 1,457 | 〃 | | 門川町 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 城山西階地区 | 〃 | 690 | | 690 | 〃 | | 延岡市 |
| | 〃 | 高岡小学校 | 〃 | 1 | | 1 | 〃 | | 宮崎市 |

| 年 度 | 鳥獣保護 区の種類 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の移動 | | | 変更後の指定期間 | 変 更 理 由 | 備 考 |
|---------|--------------|-------------|------|-----------------|--------------|-----------------|---------------------------|---------|------|
| | | | | 移動前の 面積 (ha) | 移動面積 (ha) | 移動後の 面積 (ha) | | | |
| 令和 6 年度 | 身近な鳥 獣生息地 | 四家中学校 | 期間更新 | 20 | | 20 | 6年11月 1日から 16年10月31日まで | | 都城市 |
| | ” | 鶉戸 | ” | 55 | | 55 | ” | | 日南市 |
| | ” | 築島 | ” | 100 | | 100 | ” | | 串間市 |
| | ” | 国見ヶ丘 | ” | 15 | | 15 | ” | | 高千穂町 |
| | ” | 四季見原 | ” | 37 | | 37 | ” | | 高千穂町 |
| | 計 | 1 6 箇所 | | | 10,799 | | 10,799 | | |
| 令和 7 年度 | 森林鳥獣 生息地 | 三津吐県有林 | 期間更新 | 176 | | 176 | 7年11月 1日から 17年10月31日まで | | 西都市 |
| | ” | 去川 | ” | 586 | | 586 | ” | | 宮崎市 |
| | ” | 川中 | ” | 794 | | 794 | ” | | 綾町 |
| | ” | 芋ヶ八重・ 櫛野 | ” | 500 | | 500 | ” | | 木城町 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 岩戸 | ” | 20 | | 20 | ” | | 高千穂町 |
| | ” | 高千穂峡 | ” | 340 | | 340 | ” | | 高千穂町 |
| | ” | 永田平 | ” | 28 | | 28 | ” | | 小林市 |
| | ” | 青島中学校 | ” | 1 | | 1 | ” | | 宮崎市 |
| | ” | 関ノ尾母智丘 | ” | 620 | | 620 | ” | | 都城市 |
| | ” | 二俣 | ” | 9 | | 9 | ” | | 都城市 |
| | ” | 竹香園 | ” | 124 | | 124 | ” | | 日南市 |
| | ” | 日向椎葉湖 | ” | 403 | | 403 | ” | | 椎葉村 |
| | 計 | 1 2 箇所 | | | 3,601 | | 3,601 | | |

| 年 度 | 鳥獣保護 区の種類 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の移動 | | | 変更後の指定期間 | 変 更 理 由 | 備 考 |
|-------|--------------|--------|------|-----------------|--------------|-----------------|---------------------------|---------|------------|
| | | | | 移動前の 面積 (ha) | 移動面積 (ha) | 移動後の 面積 (ha) | | | |
| 令和8年度 | 森林鳥獣 生息地 | 三里川原 | 期間更新 | 973 | | 973 | 8年11月 1日から 18年10月31日まで | | 延岡市 |
| | 〃 | 二股 | 〃 | 1,193 | | 1,193 | 〃 | | 延岡市 |
| | 〃 | 飯干 | 〃 | 645 | | 645 | 〃 | | 諸塚村 |
| | 〃 | 双石山 | 〃 | 1,776 | | 1,776 | 〃 | | 宮崎市 日南市 |
| | 計 | 4箇所 | | 4,587 | | 4,587 | | | |
| 合 計 | | 56箇所 | | 35,361 | △162 | 35,199 | | | |

1箇所減 162ha減

13次計画終了時 55箇所 35,199ha

③前回計画

1) 指定

| 年度 | 鳥獣保護区指定所在地 | 鳥獣保護区予定名称 | 指定面積 | 指定期間 | 備 考 |
|--------|------------|-----------|------|------|----------|
| 平成30年度 | 延岡市北方町巳 | 速日ノ峰鳥獣保護区 | 97ha | 10年 | 身近な鳥獣生息地 |
| | 計 | 1箇所 | 97ha | | |
| 合 計 | | 1箇所 | 97ha | | |

2) 更新

| 年 度 | 鳥獣保護 区の種類 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の移動 | | | 変更後の指定期間 | 変 更 理 由 | 備 考 |
|--------|--------------|-------------|------|-----------------|--------------|-----------------|----------------------------|---------|-----|
| | | | | 移動前の 面積 (ha) | 移動面積 (ha) | 移動後の 面積 (ha) | | | |
| 平成29年度 | 森林鳥獣 生息地 | 愛宕山 | 期間更新 | 340 | | 340 | 29年11月 1日から 9年10月31日まで | | 延岡市 |
| | ” | 国見岳 | ” | 341 | | 341 | ” | | 椎葉村 |
| | ” | 鏡山 | ” | 105 | | 105 | ” | | 延岡市 |
| | 集団渡来 地 | 塩見川 | ” | 71 | | 71 | ” | | 日向市 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 銀鏡中学校 | ” | 3 | | 3 | ” | | 西都市 |
| | ” | 住吉中学校 | ” | 9 | | 9 | ” | | 宮崎市 |
| | ” | 出之山 | ” | 50 | | 50 | ” | | 小林市 |
| | ” | 潮小学校 | ” | 3 | | 3 | ” | | 日南市 |
| | 計 | 8箇所 | | 922 | | 922 | | | |
| 平成30年度 | 森林鳥獣 生息地 | 行膝山 | 期間更新 | 600 | | 600 | 30年11月 1日から 10年10月31日まで | | 延岡市 |
| | ” | 富士 | ” | 40 | | 40 | ” | | 日南市 |
| | ” | 檜葉 | 区域縮小 | 578 | △176 | 402 | ” | | 美郷町 |
| | ” | 城山 | 期間更新 | 151 | | 151 | ” | | 日南市 |
| | ” | 冠岳 | ” | 207 | | 207 | ” | | 日向市 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 陰陽石 | ” | 75 | | 75 | ” | | 小林市 |
| | ” | 十三塚運動公 園 | ” | 120 | | 120 | ” | | 小林市 |
| ” | 殿所 | ” | 840 | | 840 | ” | | 日南市 | |

| 年 度 | 鳥獣保護 区の種類 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の移動 | | | 変更後の指定期間 | 変 更 理 由 | 備 考 |
|--------|--------------|--------|------|-----------------|--------------|-----------------|----------------------------|---------|---------------------------|
| | | | | 移動前の 面積 (ha) | 移動面積 (ha) | 移動後の 面積 (ha) | | | |
| 平成30年度 | 身近な鳥 獣生息地 | 平成の森 | 期間更新 | 195 | | 195 | 30年11月 1日から 10年10月31日まで | | 小林市 高原町 |
| | 〃 | 油津 | 〃 | 700 | | 700 | 〃 | | 日南市 |
| | 〃 | 川原 | 〃 | 95 | | 95 | 〃 | | 木城町 |
| | 〃 | 榎原中学校 | 〃 | 3 | | 3 | 〃 | | 日南市 |
| | 〃 | 東都農 | 〃 | 265 | | 265 | 〃 | | 都農町 |
| | 計 | 1 3 箇所 | | | 3,869 | △176 | 3,693 | | |
| 令和元年度 | 森林鳥獣 生息地 | 掃部岳 | 期間更新 | 4,995 | | 4,995 | 1年11月 1日から 11年10月31日まで | | 西都市・綾町 国富町・小林市 西米良村 |
| | 〃 | 小山田 | 〃 | 330 | | 330 | 〃 | | 宮崎市 |
| | 〃 | 高房台 | 〃 | 356 | | 356 | 〃 | | 宮崎市 |
| | 〃 | 高塚山 | 〃 | 163 | | 163 | 〃 | | 西都市 |
| | 〃 | 鹿遊 | 期間満了 | 651 | △651 | 0 | 1年10月31日まで | | 木城町 |
| | 集団渡来 地 | 京町 | 期間更新 | 280 | | 280 | 1年11月 1日から 11年10月31日まで | | えびの市 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 七ツ山小学校 | 〃 | 17 | | 17 | 〃 | | 諸塚村 |
| | 〃 | 都井中学校 | 期間満了 | 25 | △25 | 0 | 1年10月31日まで | | 串間市 |
| | 〃 | 高才原 | 期間更新 | 384 | | 384 | 1年11月 1日から 11年10月31日まで | | 三股町 |
| | 〃 | 大塚原 | 〃 | 40 | | 40 | 〃 | | 小林市 |
| 計 | 1 0 箇所 | | | 7,241 | △676 | 6,565 | | | |
| 令和2年度 | 森林鳥獣 生息地 | 生目 | 期間更新 | 60 | | 60 | 2年11月 1日から 12年10月31日まで | | 宮崎市 |
| | 〃 | 石山観音 | 〃 | 130 | | 130 | 〃 | | 都城市 |

| 年 度 | 鳥獣保護 区の種類 | 鳥獣保護区名 | 変更区分 | 指定面積の移動 | | | 変更後の指定期間 | 変 更 理 由 | 備 考 |
|-------|--------------|--------|----------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------------|---------|------------|
| | | | | 移動前の 面積 (ha) | 移動面積 (ha) | 移動後の 面積 (ha) | | | |
| 令和2年度 | 森林鳥獣 生息地 | 都井岬 | 期間更新 | 550 | | 550 | 2年11月 1日から 12年10月31日まで | | 串間市 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 鬼付女峰 | 〃 | 97 | | 97 | 〃 | | 新富町 |
| | 〃 | 宮崎 | 〃 | 1,430 | | 1,430 | 〃 | | 宮崎市 |
| | 〃 | 青島 | 〃 | 1,090 | | 1,090 | 〃 | | 宮崎市 |
| | 〃 | 三ヶ所小学校 | 〃 | 1 | | 1 | 〃 | | 五ヶ瀬町 |
| | 集団渡来 地 | 小丸川 | 〃 | 575 | | 575 | 〃 | | 高鍋町 木城町 |
| | 〃 | 石河内 | 〃 | 49 | | 49 | 〃 | | 木城町 |
| | 計 | 9箇所 | | 3,982 | | 3,982 | | | |
| 令和3年度 | 森林鳥獣 生息地 | 西都原 | 期間更新 | 592 | | 592 | 3年11月 1日から 13年10月31日まで | | 西都市 |
| | 〃 | 上江 | 期間更新(縮小) | 776 | △71 | 705 | 〃 | | 高鍋町 |
| | 〃 | 猪八重 | 期間更新 | 984 | | 984 | 〃 | | 日南市 |
| | 身近な鳥 獣生息地 | 宮崎学園都市 | 〃 | 350 | | 350 | 〃 | | 宮崎市 |
| | 集団渡来 地 | 大淀川 | 〃 | 650 | | 650 | 〃 | | 宮崎市 |
| | 計 | 5箇所 | | 3,352 | △71 | 3,281 | | | |
| 合 計 | | 4 5 箇所 | 19,366 | △923 △852 | 18,443 18,514 | | | | |

更新 4 3 箇所 18,443ha (減：鹿遊、都井中学校)
 新規 1 箇所 97ha (速日ノ峰)
 12次計画における新規・更新面積 4 4 箇所 18,540ha
 13次計画更新対象 5 6 箇所 35,361ha
 計 1 0 0 箇所 53,901ha
 13次計画終了時 9 9 箇所 53,739ha (減：南俣)

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努め、指定された鳥獣保護区においては、下記の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分及び指定基準

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類、海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

| 区 分 | | 特別保護地区指定 の目標 | 既設特別 保護地区 (A) | 本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む) | | | | | | |
|----------|----|-----------------|---------------------|------------------------------|-------|---|-----|---|------|-------|
| | | | | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(B) | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 23 | 6 | 箇所 | 2 | | 1 | | | 3 |
| | 面積 | 3,515ha | 1,860 | 変動面積 | 836ha | | 185 | | | 1,021 |
| 大規模生息地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | ha | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | 1 | 箇所 | | | 1 | | | 1 |
| | 面積 | | 32 | 変動面積 | ha | | 32 | | | 32 |
| 計 | 箇所 | | 7 | 箇所 | 2 | | 2 | | | 4 |
| | 面積 | | 1,892 | 変動面積 | 836ha | | 217 | | | 1,053 |

| 区 分 | | 本計画期間に区域拡大する 特別保護地区 | | | | | | 本計画期間に区域縮小する 特別保護地区 | | | | | |
|----------|------|------------------------|---|---|---|---|------|------------------------|---|---|---|---|------|
| | | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(C) | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計(D) |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 大規模生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |
| 計 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | ha | | | | | |

| 区 分 | | 本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区（再指定も含む） | | | | | 計画期間中の増減 | 計画終了時の特別保護地区 |
|----------|------|---------------------------------|---|-----|---|---|----------|--------------|
| | | 4年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 2 | | 1 | | | 3 | 6 |
| | 変動面積 | 836ha | | 185 | | | 1,021 ha | 1,860ha |
| 大規模生息地 | 箇所 | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | |
| 集団渡来地 | 箇所 | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | |
| 生息地回廊 | 箇所 | | | | | | | |
| | 変動面積 | ha | | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | | 1 | | | 1 | 1 |
| | 変動面積 | ha | | 32 | | | 32 | 32 |
| 計 | 箇所 | 2 | | 2 | | | 4 | 7 |
| | 変動面積 | 836ha | | 217 | | | 1,053 ha | 1,892ha |

算定基礎

森林鳥獣生息地の特別保護地区の設定の目標

(森林鳥獣生息地の数) 箇所 = $45 \times 1/2 = 23$ 箇所

(森林鳥獣生息地の面積) 面積 = $35,154\text{ha} \times 1/10 = 3,515\text{ha}$

(3) 特別保護地区の指定内訳

①更新計画

(第4表)

| 年 度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 特別保護指定区域 | | 備 考 |
|-------|---------------|---------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|------|-----|
| | 指定区分 | 鳥獣保護区名称 | 面積 ha | 指定期間 | 指定面積 ha | 指定期間 | 指定面積 ha | 指定期間 | |
| 令和4年度 | 森林鳥獣生息地 | 祖母傾山 | 4,358 | 4年11月1日から 14年10月31日まで | 548 | 4年11月1日から 14年10月31日まで | | | 再指定 |
| | 〃 | 三方界 | 2,875 | 〃 | 288 | 〃 | | | 〃 |
| | 計 | 2箇所 | 7,233 | | 836 | | | | |
| 令和6年度 | 森林鳥獣生息地 | 尾鈴山 | 3,944 | 6年11月1日から 16年10月31日まで | 185 | 6年11月1日から 16年10月31日まで | | | 再指定 |
| | 身近な鳥獣生息地 | 築島 | 100 | 〃 | 32 | 〃 | | | 〃 |
| | 計 | 2箇所 | 4,044 | | 217 | | | | |
| 合 計 | | 4箇所 | 11,277 | | 1,053 | | | | |

②前回計画

| 年 度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 特別保護指定区域 | | 備 考 |
|--------|---------------|---------|----------|---------------------------|------------|---------------------------|------------|------|-----|
| | 指定区分 | 鳥獣保護区名称 | 面積 ha | 指定期間 | 指定面積 ha | 指定期間 | 指定面積 ha | 指定期間 | |
| 平成29年度 | 森林鳥獣生息地 | 国見岳 | 341 | 29年11月1日から 9年10月31日まで | 158 | 29年11月1日から 9年10月31日まで | | | 再指定 |
| | 計 | 1箇所 | 341 | | 158 | | | | |
| 平成30年度 | 森林鳥獣生息地 | 檜葉 | 402 | 30年11月1日から 10年10月31日まで | 120 | 30年11月1日から 10年10月31日まで | | | 再指定 |
| | 計 | 1箇所 | 402 | | 120 | | | | |
| 令和元年度 | 森林鳥獣生息地 | 掃部岳 | 4,995 | 1年11月1日から 11年10月31日まで | 561 | 1年11月1日から 11年10月31日まで | | | 再指定 |
| | 計 | 1箇所 | 4,995 | | 561 | | | | |
| 合 計 | | 3箇所 | 5,738 | | 839 | | | | |

3 特別保護指定区域の指定

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

4 休猟区の指定

(1) 方針

- ① 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。
また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。
- ② 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。
- ③ 休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。
- ④ 休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意する。
- ⑤ 指定期間は原則として、3年間とする。
- ⑥ 狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ① 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備する。
- ② 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての利用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、利用施設の整備に努める。
- ③ 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。
- ④ 保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

| 区 分 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | | 計 | |
|--------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|------|
| | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 |
| 標識類の整備 | | | | | | | | | | | | |
| ・制札 | 13 | 39本 | 10 | 30本 | 16 | 48本 | 12 | 36本 | 4 | 12本 | 55 | 165本 |
| ・案内板 | 1 | 1基 | | | 2 | 2基 | | | | | 3 | 3基 |

② 利用施設の整備

野鳥誘致と繁殖を図るため、次の事項により保護施設を設ける。

- 1) 巣箱は、小中学校等の協力により、身近な鳥獣生息地の保護区に設置する。
- 2) 野鳥の好む実のなる木については、次の10種類を対象に、関係機関と連携し植栽する。
樹種名：クロガネモチ、マメツゲ、センリョウ、ツバキ、サザンカ、ナンテン、ムラサキシキブ、クルメツツジ、サツキ、ピラカンサ

(第6表)

| 区 分 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | | 計 | |
|------------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 | 実施箇所 | 数 量 |
| その他の施設等の整備 | | | | | | | | | | | | |
| ・巣箱 | 4 | 20個 | 4 | 20個 | 4 | 20個 | 4 | 20個 | 4 | 20個 | 20 | 100個 |
| ・実のなる木 | 2 | 100本 | 2 | 100本 | 2 | 100本 | 2 | 100本 | 2 | 100本 | 10 | 500本 |

③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

| 区 分 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 計 |
|-------------|-----|--------------------------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 管理員等 | 箇所数 | 100 | 99 | 99 | 99 | 99 | 延べ 496 |
| | 人数 | 69人 | 69人 | 69人 | 69人 | 69人 | 延べ 345人 |
| 管理のための調査の実施 | | 県設置の鳥獣保護区について、調査及び巡視を行う。 | | | | | |

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

- ① 本計画中の人工増殖については、ニホンキジの生産を主に行い、県内の放鳥計画に対応できる生産体制を整備するとともに、優良種の生産確保のため、必要に応じ種鳥の更新を図るなど健全なニホンキジの人工増殖に努める。
また、コシジロヤマドリの計画的な放鳥をめざし、安定的な生産ができるよう生産体制の再構築を行い、繁殖技術の普遍化を図る。
- ② 捕獲が禁止されているヤマドリ（メス）等については、出会い調査等から生息数等を勘案し、必要に応じて人工増殖を検討する。
- ③ 絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護繁殖を図る必要があると判断されたものについては、人工増殖のあり方について検討する。

(2) 人工増殖計画

(第8表)

| 年 度 | 希 少 鳥 獣 等 | | 狩 猟 鳥 獣 | | 備 考 |
|---------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------|-----|
| | 鳥獣名 | 実 施 方 法 | 鳥獣名 | 指 導 方 法 | |
| 令和4年度 ～ 令和8年度 | コシジロヤマドリ | 県内自生地での計画的な放鳥をめざすため、研究機関等と連携し、生産体制の再構築を行い、繁殖技術の普遍化を図る。 生産羽数：10～20羽/年 | ニホンキジ | 生産者に巡回個別指導（健全鳥の歩留率の向上、飼料の合理化、野生化訓練、近親交配の回避）を行う。 生産羽数：800羽/年 | |

2 放鳥

(1) 方針

- ① 放鳥する鳥類の種類はコシジロヤマドリ及びニホンキジとし、放鳥数については原則として第9表のとおりとするが、実施に当たっては人工増殖の状況を勘案して設定する。
- ② 放鳥は、森林鳥獣生息地の鳥獣保護区、休猟区等の生息適地を対象とし、野生化訓練をしたキジの幼鳥（120日雛）を鳥獣保護区等1か所当たり原則として50羽以上を標識を装着して放鳥する。
- ③ 放鳥に当たっては、必要に応じて対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査の実施に努める。
- ④ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生馴化などの事業の効果を高めるための取組を行う。
- ⑤ 放鳥する鳥類は、生息地や餌の競合、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のニホンキジ及びコシジロヤマドリ等を生育する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請及び放鳥事業の一時的な見合わせの必要性を検討する。
- ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(2) 放鳥計画

(第9表)

| 種類名 | 放鳥の地域 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|--------------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 箇所数 | 放鳥数(羽) | 箇所数 | 放鳥数(羽) | 箇所数 | 放鳥数(羽) | 箇所数 | 放鳥数(羽) | 箇所数 | 放鳥数(羽) |
| コシジロ ヤマドリ | 鳥獣保護区 | 1 | 10 | 1 | 15 | 1 | 15 | 1 | 20 | 1 | 20 |
| | 休 猟 区 | | | | | | | | | | |
| | そ の 他 | | | | | | | | | | |
| | 計 | 1 | 10 | 1 | 15 | 1 | 15 | 1 | 20 | 1 | 20 |
| ニホンキジ | 鳥獣保護区 | 10 | 600 | 10 | 600 | 10 | 600 | 10 | 600 | 10 | 600 |
| | 休 猟 区 | | | | | | | | | | |
| | そ の 他 | 4 | 200 | 4 | 200 | 4 | 200 | 4 | 200 | 4 | 200 |
| | 計 | 14 | 800 | 14 | 800 | 14 | 800 | 14 | 800 | 14 | 800 |

(第10表)

| 種類名 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | |
|--------------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|
| | 委託羽 | 購入羽 | その他羽 | 委託羽 | 購入羽 | その他羽 | 委託羽 | 購入羽 | その他羽 | 委託羽 | 購入羽 | その他羽 | 委託羽 | 購入羽 | その他羽 |
| コシジロ ヤマドリ | 10 | | | 15 | | | 15 | | | 20 | | | 20 | | |
| ニホンキジ | | 800 | | | 800 | | | 800 | | | 800 | | | 800 | |

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

県が作成したレッドリストに記載されている鳥獣については、適切な捕獲許可（学術研究及び鳥獣の保護の目的に限る。）、鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣の保護の見地から、県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、必要に応じて休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

(3) 外来鳥獣

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特にアライグマについては、本県での繁殖や生息域の拡大が懸念されるため、市町村及び猟友会等の関係団体と連携し、情報の収集を行うとともに、生息が確認された場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく宮崎県アライグマ防除実施計画により防除を実施する。

また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

(4) 指定管理鳥獣

指定管理鳥獣である生息数の増加や分布域の拡大により農林産物等への深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシの管理については、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進するとともに、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標達成状況の評価に努める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等の目標との整合を図る。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣については、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。例えば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に基づく保護又は管理を図る。また、希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は許可しない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類（本県レッドリストでは絶滅と判断。以下同じ。）の生息状況等を勘案して錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、シカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びシカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) クマ類をわなで捕獲する許可申請の場合、はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可基準

(第11表)

| 捕獲の目的 | 許可 | 許 可 基 準 | | | | | | 備 考 |
|-------|----|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| | 権者 | 許可対象者 | 鳥獣の種類、数 | 捕獲期間 | 捕獲区域 | 捕獲方法 | 捕獲等又は採取等後の措置 | |
| 学術研究 | 知事 | 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 | 研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。 | 1年以内 | 研究の目的を達成するために必要な区域とする。 | 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ①法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。 ②殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。 ③電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するように努めること。 | ①殺傷等を伴う場合は研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ②個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 ③電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するように努めること。 | |

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可基準

(第12表)

| 捕獲の目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | | | 備考 |
|-------|------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類、数 | 捕獲期間 | 捕獲区域 | 捕獲方法 | 捕獲等又は採取等後の措置 | |
| 標識調査 | 知事 | 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。） | 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。 | 1年以内 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 | 網、わな又は手捕。 | 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。 | |

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

原則として次の基準による。

(1) 許可基準

(第13表)

| 捕獲の目的 | 許可 | 許 可 基 準 | | | | | | 備 考 |
|-------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-----|
| | 権者 | 許可対象者 | 鳥獣の種類、数 | 捕獲期間 | 捕獲区域 | 捕獲方法 | 留意事項 | |
| 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 | 知事 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。 | 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。 | 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。 なお、複数年にわたる期間を認定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対処すること。 | 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。 | 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。 | 第一種特定鳥獣保護計画の目標が適正に達成されるよう行われるものとする。 | |
| 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 知事 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。 | 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。 | 1年以内 | 申請者の職務上必要な区域 | 禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 | | |
| 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 知事 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。 | 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。 | 1年以内 | 必要と認められる区域 | 禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 | | |

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

① 許可基準

(第14表)

| 捕獲の目的 | 許可 | 許可基準 | | | | | | 備考 |
|---------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| | 権者 | 許可対象者 | 鳥獣の種類、数 | 捕獲期間 | 捕獲区域 | 捕獲方法 | 留意事項 | |
| 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 | 知事 | <p>原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。</p> <p>① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること</p> <p>② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること</p> <p>③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと</p> <p>④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること</p> | <p>第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。</p> | <p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。</p> <p>なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。</p> <p>捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。</p> | <p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。</p> | <p>空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。</p> | | |

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

本県における令和2年度のイノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による農林作物等の被害額は、前年度とほぼ同程度の約4億2千万円となっており、依然として被害は大きく、この被害は経済的なものにとどまらず、農林家の生産意欲の減退や自然生態系への影響を含め、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。一方、都市部においては、カラス、ハト、ムクドリなどによる生活環境被害も継続して発生している。

こうした状況を踏まえ、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する基準とする。

被害防止のための関係部局を含めた方針としては、これまで平成22年度から鳥獣被害対策緊急プロジェクトを立ち上げ、プロジェクトの推進母体となる「鳥獣被害対策特命チーム」を本庁及び各地域に設置するとともに、よりきめ細やかで効果的な対策を技術面で支援するため、「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、地域の活動支援を行ってきた。

これらの取組により、被害額の減少や、鳥獣被害対策をきっかけとして集落活動が活性化するなどの事例が見られている。

今後も引き続き、野生鳥獣の生息状況や被害状況の的確な把握に努めるとともに、鳥獣被害対策の基本的な考え方の浸透・定着を進め、鳥獣を近づけない集落環境づくりや徹底的な追い払い、地域リーダーの育成、適切な捕獲実施、多様な森林づくりの推進、林道等路肩の適切な維持管理など、「鳥獣を寄せ付けない『地域力』の向上」を目指し、以下の鳥獣被害対策を総合的に推進する。

- 地域が一体となって取り組む「被害防止対策」
- 被害状況に応じた適切な「捕獲対策」
- 中・長期的視点に立った「生息環境対策」
- 地域資源としての「利活用推進対策」

----- 新たな視点に立った鳥獣被害対策 -----

この集落に来ると、“必ず満腹になれる”、人や車は“そんなに怖くない”と動物が学習するような無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

これまでの有害鳥獣の捕獲の実績等を基にして、被害を及ぼした鳥獣、被害農林作物等の状況、鳥獣生息状況等を勘案して作成した。なお、今後状況等に変更があれば、新たに検討を加え、予察表を完備する。

(第15表)

| 加害鳥獣名 | 被害農林水産物等 | 被害発生時期 | | | | | | | | | | | | 被害発生地域 | | | | | |
|-------|-----------------------------------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|--|--|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | | |
| イノシシ | 水稲、芋類、野菜 飼料作物、椎茸、タケノコ、果樹、豆類、工芸作物、雑穀、クサギ | ← | | | | | | | | | | | | | | | → | 県内全域 | |
| シカ | 造林木、水稲、椎茸 タケノコ、飼料作物、果樹、野菜、芋類、工芸作物、雑穀、豆類 | ← | | | | | | | | | | | | | | | | → | 高千穂町、日之影町 五ヶ瀬町、延岡市 日向市、門川町 美郷町、諸塚村 椎葉村、西都市 高鍋町、新富町 西米良村、木城町 川南町、都農町 宮崎市、国富町 綾町、小林市 えびの市、高原町 都城市 |
| ノウサギ | 野菜、飼料作物 果樹、造林木 | ← | | | | | | | | | | | | | | | | → | 五ヶ瀬町、美郷町 西米良村、小林市 都城市、串間市 |
| サル | 椎茸、芋類、タケノコ 水稲、果樹、野菜 飼料作物、豆類 クサギ、生活環境 | ← | | | | | | | | | | | | | | | | → | 高千穂町、日之影町 延岡市、日向市 門川町、美郷町 椎葉村、西都市 新富町、西米良村 木城町、川南町 都農町、宮崎市 国富町、綾町 小林市、都城市 日南市、串間市 |
| タヌキ | 飼料作物、果樹 芋類、雑穀、野菜 生活環境 | ← | | | | | | | | | | | | | | | | → | 延岡市、高鍋町 宮崎市、国富町 高原町、都城市 日南市 |
| アナグマ | 野菜、水稲、芋類 果樹、工芸作物 生活環境 | ← | | | | | | | | | | | | | | | | → | 日之影町、延岡市 美郷町、西都市 新富町、木城町 川南町、都農町 宮崎市、国富町 綾町、小林市 えびの市、高原町 都城市、日南市 |

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

シカ、イノシシ、サルなどの特定の鳥獣については、生息状況及び加害の実態を把握するとともに、生息状況に応じた個体群の管理の方法について、学識経験者を含めて長期的な見通しに立った検討を行い、狩猟を含む個体群管理の実施等鳥獣の適正な管理に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第16表)

| 対象鳥獣名 | 年 度 | 防除方法の検討、個体群管理の実施等 | 備 考 |
|---------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ドバト ヒヨドリ スズメ類 サギ類 カワウ カラス類 アナグマ | 令和4年度 ～ 令和8年度 | 防除に関する資料の収集を行い、この内容を分析した結果についての情報を各地域鳥獣被害対策特命チーム等関係者に提供し、検討会を開催する。 また、関係者からの被害実態についての意見を参考とし、防除方法の現地適応化に係る調査方法が選定されれば、市町村及び地区有害鳥獣対策協議会等の協力を得て実施する。 | 検討会は各地域鳥獣被害対策特命チーム単位で年1～2回行う。 |
| シカ サル | 令和4年度 ～ 令和8年度 | ① モニタリング調査（生息状況等把握又は分布調査） ② 被害状況調査 ③ 被害防除対策調査 ④ 検討委員会の実施 ⑤ 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び見直し ⑥ 管理実施体制の見直し・協力依頼 ⑦ フィードバック | 保護管理検討委員会を年1～2回程度実施する。 |
| イノシシ | 令和4年度 ～ 令和8年度 | ① 分布調査 ② 被害状況調査（被害レベルの測定） ③ 被害防除対策調査・検討 ④ 検討委員会の実施 ⑤ 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び見直し | 保護管理検討委員会を年1～2回程度実施する。 |

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定する。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記「2-3(2)①有害鳥獣捕獲の基本的考え方」に加え次のとおりとする。

1) 基本的考え方

ア 基本的な方針

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。

被害が生じることは希であるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

2) 許可基準の設定方針

ア 許可対象者

ア) 原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）とする。

なお、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人にあつては、原則として各市町村で編成された有害鳥獣捕獲班員とするが、次の場合は、この限りでない。

- a 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内においてわなを用いてイノシシ、シカ、その他の鳥獣を捕獲する場合。
 - b 航空機の航行障害に係る捕獲を実施する場合
 - c 森林管理署が自ら経営管理する国有林野及び官行造林地等において捕獲を実施する場合
 - d 狩猟免許を受けていない者でも許可を受けられる場合としてりの各号に定める場合
 - e 集落ぐるみでの被害防止対策が行われ、かつ、地域の関係者と十分な調整が図られた集落において、わなによる捕獲を行う場合
- イ) 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であつて、規則第67条第2項に定める要件を満たしている者であること。ただし、ア) dに係る許可対象者にあつては、この限りでない。
- ウ) 銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であつて、次のa～dのいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。
- a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りによりアナグマ、アライグマ等の鳥獣を捕獲する場合であつて次に掲げる場合
 - a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - b) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
 - b 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
 - c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合
 - d 法人に対する許可であつて、次のa)～d)の条件を全て満たす場合
 - a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - b) 当該法人が従事者に対して講習会の実施と事故発生時の補償に対応した保険に加入することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

原則として被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

エ 区域

被害の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。また、被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう市町村に助言する。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

カ その他

ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

イ) 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努める。

広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

ウ) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

3) 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準については、原則として次表のとおりとするが、その運用に当たっては前項2)許可基準を踏まえること。

(第17表)

| 許可権者 | 鳥獣名 | 許可基準 | | | | | 被害農林水産物等 | |
|------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| | | 方法 | 区域 | 時期 | 日数 | 1回当り捕獲羽(頭)数 | | 許可対象者 |
| 市 町 村 長 | イノシシ | (1)従来の捕獲実績を考慮するなど最も効果的な方法で行う。 (2)空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合は、この限りではない。 | 有害鳥獣の生息状況を勘案のうえ、各市町村ごとに被害の発生している区域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な範囲とする。 なお、被害等が複数の市町村に跨って発生する場合には、県において一括して許可を行うなど、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に実施できるよう関係市町村と連携を図る。 ※鳥獣保護区等の捕獲禁止区域における許可区域の設定については、慎重に取り扱う。 | (1)原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。 なお、狩猟期間中及びその前後15日間は、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることがないように、当該機関における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査する等適切に対応する。 (2)鳥類の繁殖期に支障がある場合は、その区域における許可を避ける。 | 1年以内 | 加害状況に応じ必要頭(羽)数 | (1)国及び地方公共団体に (2)法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人 (3)被害等を受けた者から依頼された個人 (4)被害等を受けた者 (5)法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者 | 水稲、芋類、野菜、飼料作物、椎茸、クワ、果樹、豆類、工芸作物 雑穀、クサギ |
| | シカ | | | | | | | 造林木、水稲、椎茸、クワ、飼料作物、果樹、野菜、芋類、工芸作物 雑穀、豆類 |
| | サル | | | | | | | 椎茸、芋類、クワ、水稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、クサギ、生活環境 |
| | アナグマ | | | | | | | 野菜、水稲、芋類、果樹、工芸作物、飼料作物、雑穀、生活環境 |
| | アライグマ | | | | | | | 芋類、果樹、飼料作物、野菜、水稲、豆類、雑穀、生活環境 |
| | タヌキ | | | | | | | 雑穀、生活環境 |
| | カラス類 | | | | | | | 芋類、果樹、飼料作物、野菜、水稲、豆類、雑穀、生活環境 |
| | ドバト | | | | | | | 芋類、果樹、飼料作物、野菜、水稲、豆類、雑穀、生活環境 |
| | カワウ | | | | | | | 稚魚 |
| | アオサギ | | | | | | | 稚魚、水稲 |
| ゴイサギ | 稚魚、水稲 | | | | | | | |
| ヒヨドリ | 果樹、野菜 | | | | | | | |
| ノウサギ | 野菜、飼料作物、果樹、造林木 | | | | | | | |
| 鳥獣の卵の採取 | 生活環境等、建築物等の汚染 | | | | | | | |
| 市町村長 | その他 | | | | | | 各種農林作物、生活環境 | |
| 知事 | その他 | | | | | | 各種農林作物、生活環境 | |

留意事項

1 銃器を使用する場合

- (1) 第1種銃猟による捕獲を行う場合は、原則として散弾銃とするが、地理的条件等により真にやむを得ないと判断され、その安全性等の確保並びに警察及び関係行政機関等を含めた地域における合意形成がなされた場合には、この限りでない。
なお、その場合であって、ライフルを使用する場合の対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルに限る。
- (2) 銃器による捕獲を行う場合は、安全性、効率性等を考慮し、複数名以上の共同捕獲で実施すること。
- (3) 許可区域内であっても、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)第3条の13、法第38条、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域においては、銃の使用をしてはならない。

2 銃器以外の場合

- (1) 銃器以外で、わなによる捕獲を行う場合は、「2(3)わなの使用に当たっての許可基準」のほか、設置個数については、原則として、1申請当たり、くくりわなの場合は捕獲作業員1人に対し30個まで、箱わな、囲いわなの場合は、1日に見回り等管理が可能な基数とし、必ず1日1回以上の見回りを条件として付すること。
- (2) 許可区域内であっても、原則として、規則第7条第1項ハからチまでに掲げる区域においては捕獲を許可しないものとするが、その区域において捕獲を実施しなければ、鳥獣による被害の防止が図れないと判断される場合等、特別の事由がある場合には、許可の条件として付した上で許可する。

3 捕獲等又は採取後の処理

原則として、「3-1(1)捕獲物又は採取物の処理等」によるが、地域の有効な資源として活用される場合は、この限りでない。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することにより、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展及び生物多様性の確保に資することを目的とし、有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、市町村ごとに有害鳥獣対策協議会（以下「市町村協議会」という。）を設置し、有害鳥獣捕獲班を編成する。

市町村協議会は、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会代表者、認定鳥獣捕獲等事業者等で構成し、関係者間の連携強化を図るものとし、特に、関係市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制の整備を図る。

また、捕獲従事者の減少、高齢化等により十分な捕獲体制の確保が困難な場合や、被害が甚大で捕獲班による捕獲のみでは対応が困難な場合などについては、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）を組織し、捕獲班との連携を図る。その際、従来の取り組みに加え、市町村又は農林漁業関係団体の職員等を新たな担い手として育成する取組も同時に推進する。

なお、捕獲従事者等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動が可能な者等が隊員として編成されるよう配慮するものとし、捕獲班等において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。

さらに、市町村が行う被害防止対策のみによっては被害を十分に阻止することが困難である場合には、関係市町村との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町村との連携に一層努める。

2) 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第18表)

| 対象鳥獣名 | 対 象 地 域 | 備 考 |
|-------|-----------------|-----|
| イノシシ | 県内全域 | |
| シカ | 県内全域 | |
| サル | 県内全域 | |
| カラス類 | 県内全域 | |
| ドバト | 県内全域 | |
| その他鳥獣 | 被害の発生が予想される県内一円 | |

3) 指導事項の概要

ア 捕獲班の編成に当たっての指導

各市町村協議会において、捕獲班を編成する場合は、以下の基準による。

ア) 捕獲班の編成

- a 各市町村内に、捕獲の対象となる区域、対象鳥獣、被害面積、1班当たりの捕獲範囲等を勘察し、それぞれ地域の実情に応じ、捕獲に対応できる捕獲班を編成すること。
- b 班員は、イ)の要件を備える者であって、作業の効率性及び事故防止等の安全面等を考慮し最低3名以上で1班とし、それぞれ各班には班長を置くこと。ただし、鳥専属の捕獲班等において、高度で専門的技術を要し1班当たりの人数の確保が困難な場合等、真にやむを得ない場合にあっては、この限りでない。
- c 国有林における管理担当者及び法人の行う有害鳥獣の捕獲についても、捕獲班を編成し、班長(代表者)を置くよう指導すること。

イ) 捕獲班員の要件

- a 捕獲に用いる猟法に係る狩猟免許を所持していること。
- b 有害鳥獣捕獲に伴う事故等により他人に生じた損害に対し、規則第67条第2項に定める要件を満たしている者であること。
- c 捕獲に関する経験として、従事する年度から過去5年(ただし、当該年度における狩猟期間以前の申請においては、従事する年度の前年度から過去5年)以内に、銃を使用する班員は3年以上、わな又は網により捕獲を行う班員は1年以上、県の狩猟者登録を行い狩猟の経験を有し、技術の秀れている者であること。
ただし、各市町村協議会において真にやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。
- d 被害区域の市町村内に住所を有している者であること。ただし、市町村の境界を越えた広域の捕獲班として編成された捕獲班及び他の市町村等から派遣要請を受け、その必要があると認められる場合等については、この限りでない。
- e 有害鳥獣の捕獲の趣旨を理解し、必要なときにいつでも従事できる者であること。

イ 許可に当たっての指導

ア) 班長又は代表者

- a 事前に被害の状況及び現地の地形、捕獲方法等について十分な調査を行い、適切な捕獲計画を作成する。
- b 作成した捕獲計画に基づき、捕獲従事者と十分な打ち合わせを行うなど事故及び錯誤捕獲等の防止に万全に期する。
- c 捕獲従事者との打ち合わせ内容については、捕獲班員又は従事者に対し、指示書を交付するなど周知の徹底を図るとともに、捕獲従事者である旨を表示した腕章をつけさせる。
- d 許可期間中においては常に捕獲依頼者等との連絡を保持することにより被害状況等を把握し、捕獲の時期を失することのないよう努めるとともに、事故及び違反のないよう捕獲班員を指揮・監督する。
- e 捕獲に係る狩猟秩序の維持並びに事故及び違反の防止のため、捕獲の実施日以外は許可証を一括して保管する。
- f 捕獲班員又は従事者から、実施状況等の報告があった場合には、必要に応じて内容の確認を行い、許可者及び関係地区住民へ報告するとともに、許可証又は従事者証の返納があった場合は、内容を精査の上、取りまとめて許可者へ返納する。

イ) 捕獲班員又は従事者

- a 捕獲にあたっては、捕獲計画を熟読の上、班長又は代表者の指示に従う。
- b 捕獲の現場においては、許可者から交付された許可証又は従事者証及び指示書を常に携帯し、腕章を装着するとともに、指示書等に記載された区域、期間、方法、頭数、捕獲後の処理方法等について遵守する。

ウ) その他安全等に関する指導

- a 銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲効率の向上と安全面等を考慮し、1回当たりの実施は複数名以上の編成で実施する。

- b 捕獲の実施にあたっては、実施日等について事前に許可者に報告するとともに、関係する地域の住民等へ周知を図る。

なお、日曜祝祭日等の休日や行楽シーズン、人の入り込みが多い場所等は極力避けて実施し、被害の状況等からこれらの場所、日程で実施することがやむを得ない場合は、実施する区域を特定するとともに、市町村の広報や防災無線等を活用し、相当の期間を設けて周知を徹底し、事故の防止に万全を期する。

- c 捕獲区域内において人の入り込みが想定される場所などに捕獲区域、期間等を明示した看板等を設置し、地区住民のみならず一般の入り込み者に対しても明確に周知が図れるよう対処する。

- d 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性が少ない状況において使用する場合には、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

ウ 報 告

- ア) 違反及び事故が発生した場合は、速やかに関係機関に報告する。
- イ) 捕獲した鳥獣等については、捕獲場所、捕獲頭（羽）数等を報告する。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 許可基準

(第19表)

| 捕獲の目的 | 許可 | 許可基準 | | | | | | 備考 |
|-----------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------|------------|------|----|
| | 権者 | 許可対象者 | 鳥獣の種類, 数 | 捕獲期間 | 捕獲区域 | 捕獲方法 | 留意事項 | |
| 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 知事 | 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。 | 展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。 | 6か月以内 | 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 | 禁止猟法は認めない。 | | |
| 愛玩のための飼養の目的 | 愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。 | | | | | | | |
| 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 | 知事 | 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。 | 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度に近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 | 6か月以内 | 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 | 網、わな又は手捕 | | |
| 鵜飼漁業への利用の目的 | 知事 | 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。 | 鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽又は個)。 | 6か月以内 | 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 | 手捕。 | | |
| 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 知事 | 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで、継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。) | 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。) | 30日以内 | 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 | 禁止猟法は認めない。 | | |
| その他公益上の必要があると認められる目的 | 知事 | 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。 | | | | | | |

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

① 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

② 狩猟犬による事故防止のため、適正なしつけ及び訓練を行い、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼすことのないよう徹底した管理について狩猟犬の管理者へ指導する。

特に、狩猟期間終了後においては、迷い犬となり、放置される事例も見受けられることから、探索や回収を徹底して行うとともに、狩猟犬の所有者の住所、氏名、番号等を明記した首輪を付けるなどの対策を講じるよう指導を図る。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、カモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、カモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

3-2 許可権限の市町村長への委譲

本県では、県民の要望への迅速な対応と市町村の役割の強化を図るため、県知事の権限である鳥獣の捕獲許可等に係る事務の一部を市町村長に委譲している。

このため、特定計画との整合等、制度の円滑な運営、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村を助言するとともに、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により、制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

3-3 鳥獣の飼養登録

(1) 方針

鳥獣の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めること。

(2) 飼養適正化のための指導内容

飼養の適正化については、各市町村、関係民間団体等と連携し、県公報や県庁ホームページ、各広報紙等を利用して周知徹底を図る。

また、県、警察、各市町村、鳥獣保護管理員等により、狩猟取締りと併せ、巡回指導等を強化し、適切な管理が行われるよう指導する。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。特に都市化の進行等により事故発生率の危険が高い地域について、住民からの要請があった場合は、区域指定を随時検討する。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のための利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第20表)

| | | 既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A) | | 本計画期間に新設する特定猟具使用禁止区域 | | | | | | 本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域 | | | | | |
|-------------------------------|----|---------------------------|----------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
| | | | | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(B) | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(C) |
| 銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域 | 箇所 | 62 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 面積 | ha 18,722 | 変動 面積 | | | | | | | | | | | | |

| | | 本計画期間に減少する特定猟具使用禁止区域 | | | | | | 本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域 | | | | | | 計画期間中の増減 (減:△) * | 計画終了時の特定 猟具使用 禁止区域 ** |
|-------------------------------|----|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------------------------|--------------------------------|
| | | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(D) | 4 年 度 | 5 年 度 | 6 年 度 | 7 年 度 | 8 年 度 | 計(E) | | |
| 銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | | 62 |
| | 面積 | | | | | | | | | | | | | | ha 18,722 |

注：* 箇所数については(B)-(E)、面積については(B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については(A)+(B)-(E)、面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

銃猟に伴う危険を予防するための区域

①更新計画

(第21表)

| 年 度 | 特定猟具使用禁止区域指定所在地 | 特定猟具使用禁止区域名称 | 指定面積 | 指定期間 | 備 考 |
|-------|-----------------|--------------|-------|---------------------------|----------------------------|
| 令和4年度 | 延岡市浦城町 | 浦城 | 4 ha | 4年11月 1日から 14年10月31日まで | 再指定 |
| | 延岡市北川町長井 | 長井 | 15 | 〃 | 〃 |
| 令和5年度 | 延岡市鹿小路町、差木野町 | 差木野 | 147 | 5年11月 1日から 15年10月31日まで | 〃 |
| 令和6年度 | 都城市吉尾町、乙房町他 | 沖水 | 560 | 6年11月 1日から 16年10月31日まで | 〃 |
| | 都城市高城町有水 | 観音瀬 | 40 | 〃 | 〃 |
| | 西都市大字茶臼原 | 茶臼原 | 169 | 〃 | 〃 |
| 令和7年度 | 西諸県郡高原町大字広原 | 温谷 | 114 | 7年11月 1日から 17年10月31日まで | 〃 |
| 令和8年度 | 延岡市北浦町古江 | 森山 | 410 | 8年11月 1日から 18年10月31日まで | 〃 |
| | 児湯郡新富町下富田 | 下富田 | 450 | 〃 | 〃 |
| 合 計 | | 9箇所 | 1,909 | | 新規 (0ha) 再指定 (1,909ha) |

②前回計画

| 年 度 | 特定猟具使用禁止区域指定所在地 | 特定猟具使用禁止区域名称 | 指定面積 | 指定期間 | 備 考 |
|--------|--------------------------|--------------|-------|---------------------------|-----|
| 平成29年度 | 東白杵郡門川町大字加草 | 加草 | 88 ha | 10年 | |
| | 東白杵郡門川町南町 | 南町 | 39 | 〃 | |
| | 小林市大字細野 | 東牧場 | 340 | 〃 | |
| | 西諸県郡高原町大字広原 | ひなもり台 | 14 | 〃 | |
| 令和3年度 | 西諸県郡高原町大字後河内 都城市高崎町前田 | 霞ヶ丘 | 125 | 〃 | |
| 合 計 | | 5箇所 | 606 | 新規 (0ha) 再指定 (606ha) | |

期限の定めない特定猟具使用禁止区域は、参考資料（2）を参照

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

(2) 特定猟具使用制限区域指定計画 該当なし

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳 該当なし

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

現在、猟区の設定はないが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町村、猟友会等と連携し、積極的な取組を進める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

現在、指定猟法禁止区域については、県内において一ツ瀬川指定猟法禁止区域の1箇所のみとなっているが、その他の地域においても、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について、積極的な取組を進める。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握・分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、わなを用いた捕獲等地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付する。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

特定計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

本県では、中山間地域において、シカ・サル・イノシシの獣類が生息しており、近年、生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化していることから、本計画の対象鳥獣とする。

シカについては、これまで生息実態調査を実施し、この結果に基づきシカ保護管理計画を作成し、平成8年度からシカの個体数調整を講じてきた。平成12年度からは特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）を作成し、総合的な対策を講じてきた。

また、サルについても、農林産物等の被害が増加しており、近年は住居への接近や児童生徒に対する威嚇など、人とサルとの軋轢が生じていることから、平成18年度から特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）に基づき、地域個体群の維持、農林作物被害の軽減を図る対策を講じてきた。

さらに、イノシシについては、農林産物等の被害が甚大で農林家に深刻な打撃を与えているため、被害防除対策として、電気柵やトタン板柵等の設置を実施してきたが、顕著な被害軽減につながらないことから、平成20年度から特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）を作成し、農林産物等の被害の軽減と、個体群の安定的維持を図るため対策を講じてきた。

今般、第13次鳥獣保護管理事業計画年度と合わせて、シカ、サル及びイノシシの第3期に係る第二種特定鳥獣管理計画を作成し、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を含めて、適切な評価及び見直しを行い順応的な計画の推進を図る。

また、シカ、サル、イノシシ以外の鳥獣については、生息実態や農林業作物への被害等を総合的に検討し、特定計画の作成が必要と認められる場合は策定する。

(県における特定計画の策定)

(第22表)

| 計画作成年度 | 計画作成の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|--------|--------------------------------------------------|---------|-----------------------|------|----|
| 令和4年度 | シカによる農林産物等被害の軽減とシカ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画) | シカ | 令和4年4月 ～ 令和9年3月 | 県内全域 | |
| 令和4年度 | サルによる農林産物等被害の軽減とサル個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画) | サル | 令和4年4月 ～ 令和9年3月 | 県内全域 | |
| 令和4年度 | イノシシによる農林産物等被害の軽減とイノシシ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画) | イノシシ | 令和4年4月 ～ 令和9年3月 | 県内全域 | |

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて市町村は地域の状況に応じた実施に関するプロセスを具体化、明確化、細分化した実施計画を作成し、地域住民へ周知を図る。

また、広域的な対応が必要なものについては、県若しくは該当市町村が共同で実施計画を作成する。

鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であることから、県、市町村及び関係諸機関で生息状況、被害状況に関する情報を共有して連携を図り、被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、地域ぐるみでの総合的な取組を推進する。

(市町村における実施計画の策定)

(第23表)

| 計画作成年度 | 計画作成の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|--------|--------------------------------------------------|---------|-----------------------|------|----|
| 令和4年度 | シカによる農林産物等被害の軽減とシカ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画) | シカ | 令和4年4月 ～ 令和9年3月 | 県内全域 | |
| 令和4年度 | サルによる農林産物等被害の軽減とサル個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画) | サル | 令和4年4月 ～ 令和9年3月 | 県内全域 | |
| 令和4年度 | イノシシによる農林産物等被害の軽減とイノシシ個体群の適正な維持 (第二種特定鳥獣管理計画) | イノシシ | 令和4年4月 ～ 令和9年3月 | 県内全域 | |

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

鳥獣行政を円滑に推進するため、鳥獣の生息の状況等を把握する。調査にあたっては既存資料を収集し有効な活用を図り、更に、アンケート調査、現地調査等を鳥獣保護管理員、野鳥の会、猟友会等の協力を得て行う。

また、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するためのシステムの整備及び活用を図る。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

この調査は、市町村を単位として、生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を調査するとともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとし、既存資料の整理・活用、アンケート調査・聞き取り調査、現地調査等により行い、その種類毎に鳥獣生息分布図の検討をする。

なお、保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、随時検討する。

鳥獣生息分布図の対象とする鳥獣の種類は、鳥類がメジロ、ヒバリ、ウグイス、ホオジロ、ニホンキジ、キジバト、コジュケイ、ウズラ、アカヤマドリ、ゴイサギ、カワウの11種類とし、獣類がイノシシ、シカ、サル、ノウサギ、タヌキの5種類とする。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第24表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 河口域及び池等渡来地 | 令和4年度 ～ 令和8年度 | ①調査の内容 種別に個体数等の調査を行う。 ②調査方法 調査は、環境省「ガン・カモ科鳥類の生息調査実施要領」により1月に行う。 調査員が複数の場合は、相互に協議のうえ、カウントの重複及び調査漏れを防止する。 調査員には、鳥類の識別に堪能な者をあてる。 | |

(3) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。キジについては、放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。

(第25表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 鳥類 3種 | 令和4年度 ～ 令和8年度 | 既存資料の活用及び5kmメッシュによる狩猟者からの捕獲情報のほか、アンケート調査、聞き込み調査等により行う。キジ、ヤマドリについては、出会い調査を行う。 また、キジについては、標識鳥獣捕獲回収調査を行う。 | 鳥類3種：キジ、ヤマドリ、カモ類 標識鳥獣捕獲回収調査は、猟友会に協力依頼 |

(4) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

第二種特定鳥獣であるシカ、イノシシ、サルについては、生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。シカについては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

(第26表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| シカ イノシシ サル | 令和4年度 ～ 令和8年度 | 既存資料の活用及び5kmメッシュによる狩猟者からの捕獲情報のほか、アンケート調査、聞き込み調査等により行う。シカについては、上記による捕獲数、密度指標を用いて階層ベイズ法による個体数調査を行う。 サルについては、現地調査を加えて群れ数と頭数の推定を行う。 | |

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理等を適正に行うため、新規指定候補地等における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

また、鳥獣保護区等の指定効果を把握するため、経年的に生息数を調査するとともに、これに接する可猟地域との鳥獣の生息数とを比較して行う。調査地の選定は、第12次鳥獣保護事業計画の中で新たに指定された鳥獣保護区等を中心に行い、指定前との比較調査を実施する。

(第27表)

| 対象保護区等の名称 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|-----------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 速日ノ峰鳥獣保護区 | 令和4年度 ～ 令和8年度 | ① 設定・管理等調査 鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。 なお、調査は、ロードセンサス及び定点調査により行う。 ② 設定効果測定調査 鳥獣保護区設定後に、経年的に鳥獣の生息数を調査するとともに、これに接する可猟地域に設けた調査地との鳥獣の生息数とを比較する。 なお、調査は、既存資料の活用及び現地調査により行う。 | 延岡市 |
| 計1箇所 | | | |

(2) 捕獲等情報収集調査

捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別等について、主としてアンケート方式により実施する。

指定管理鳥獣については、これらの結果から単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

(3) 制度運用の概況情報

(1)、(2)の情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟免許取得及び狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

このため、出先機関の職員の充実と行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員の研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行から、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努める。

また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

(2) 設置計画

(第28表)

| 区 分 | 現 況 | | | 計画終了時 | | | 備 考 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|-------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | |
| (本 庁) 環境森林部 自然環境課 野生生物担当 | 3人 | | 3人 | 3人 | | 3人 | 鳥獣保護管理関係 ・鳥獣保護管理の普及啓発、鳥獣保護管理員の採用、鳥獣捕獲許可、鳥獣保護区等の指定狩猟関係 ・狩猟免許試験 ・狩猟取締り及び指導、狩猟団体の育成指導 |
| うち専門的知見を有する職員 | — | | — | — | | — | |
| (出 先) 西白杵支庁 林務課 林政・普及担当 東白杵農林振興局 林務課 林政担当 児湯農林振興局 林務課 林政・普及担当 中部農林振興局 林務課 林政・普及担当 西諸県農林振興局 林務課 林政・普及担当 北諸県農林振興局 林務課 林政・普及担当 南那珂農林振興局 林務課 林政・普及担当 | | 2人 | 2人 | | 2人 | 2人 | 鳥獣保護管理関係 ・鳥獣保護管理の普及啓発 ・鳥獣保護区等の指定に伴う現地調査 ・鳥獣捕獲許可、飼養登録 ・有害鳥獣の捕獲指導 ・その他鳥獣保護管理関係事業事務 狩猟関係 ・狩猟免許試験の補助 ・狩猟講習会及び更新事務 ・狩猟者登録事務 ・狩猟取締り及び指導 |
| 鳥獣被害対策支援センター | 3人 | | 3人 | 3人 | | 3人 | |
| うち専門的知見を有する職員 | 3人 | | 3人 | 3人 | | 3人 | 鳥獣被害対策関係 |

(3) 研修計画

(第29表)

| 名 称 | 主 催 | 時 期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内 容 ・ 目 的 | 備 考 |
|------------|--------|-------|------|----|-----|--------------------------|-----|
| 野生生物保護管理研修 | 国(環境省) | 5月～6月 | 1回 | 全国 | 2人 | 野生生物保護管理、鳥獣関係司法警察員に関する研修 | 県職員 |
| 鳥獣行政担当者研修 | 県 | 5月～6月 | 2回 | 全県 | 20人 | 鳥獣行政、諸調査関係、野生鳥獣に関する研修 | 〃 |

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

鳥獣保護管理員の配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して、各市町村に1人以上を配置するものとし、総数は69人とする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣保護管理員を対象として研修を行い、全員に所要の知識を取得させる。

(2) 設置計画

(第30表)

| 基準設置数 (A) | 令和3年度末 | | 年 度 計 画 | | | | | | | 備考 | |
|--------------|--------|----------|---------|-----|-----|-----|-----|------|----------|------|-------|
| | 人員(B) | 充足率(B/A) | 令和4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 計(C) | 充足率(C/A) | | |
| 69人 | 69人 | 100% | 69人 | 69人 | 69人 | 69人 | 69人 | 69人 | 69人 | 100% | 任期は1年 |

(3) 年間活動計画

(第31表)

| 活 動 内 容 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 備 考 | |
|--------------------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 鳥獣保護区、休猟区等の管理 | ← | | | | | | → | | | | | | ↔ | 随時 |
| 狩猟取締り・指導の実施 | | | | | | | ← | | | | | | → | |
| 一般住民及び狩猟者に対する野生鳥獣の愛護等の指導 | ← | | | | | | → | | | | | | | |
| 有害鳥獣の捕獲に関する指導 | ← | | | | | | → | | | | | | ↔ | |
| 鳥獣保護思想の普及啓発 | ← | | | | | | → | | | | | | | |
| 鳥獣に関する諸調査 | ← | | | | | | → | | | | | | | |
| 法第75条第3項の規定による立入検査 | ← | | | | | | → | | | | | | | |

※表中「法」とあるのは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」のこと。

(4) 研修計画

(第32表)

| 名 称 | 主 催 | 時 期 | 回数/年 | 規 模 | 人 数 | 内 容 ・ 目 的 | 備 考 |
|-------------------|-----|------|------|------|-----|------------------------------------------------------------------|-----|
| 鳥獣保護管理員 中央研修 | 本 庁 | 10月 | 1回 | 全 県 | 69人 | 鳥獣保護管理員に対し、法令、鳥獣保護管理に係る知識や普及啓発の方法、調査技術等を研修し、鳥獣保護行政の推進を図るものとする。 | |
| 鳥獣保護管理員 ブロック研修 | 出 先 | 4～6月 | 1回 | 出先機関 | 69人 | 鳥獣保護施設の管理、狩猟取締り、愛鳥モデル校等の指導を主体に研修すると共に情報交換を行い、鳥獣保護行政の円滑化を図るものとする。 | |

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

狩猟者は、有害鳥獣の捕獲や鳥獣の第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の重要な担い手であり、その確保は、大きな課題であることから、県民に対し、適正な狩猟と有害鳥獣等の捕獲が農林業の振興に寄与していることなどの啓発に努める。

(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟者数は減少傾向にあり、狩猟免許所持者のうち60歳以上の占める割合が令和2年度は約72%と高齢化が進んでいる。このため、狩猟制度の周知、狩猟のイメージアップ等により、免許取得希望者の取得意欲の高揚を図るとともに、狩猟免許取得経費の支援や狩猟免許試験の複数回実施、免許取得希望者のための初心者講習会の実施など狩猟免許を受験しやすい環境整備を継続実施しながら狩猟者の確保に努める。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行うとともに、知識・技術の向上のための取組を進める。

(3) 研修計画

(第33表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数 | 規模 | 人数 | 内容・目的 | 備考 |
|----------------|----|----------------|-----------|----------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------|
| 狩猟免許 初心者講習会 | 県 | 5月 ～ 1月 | 20回 /年 | 地区別 | 400人 /年 | 狩猟免許取得希望者に対し、法令や実技についての講義を実施するほか、狩猟技術やマナーの向上等を図り模範的な狩猟者を養成する。 | 猟友会 へ委託 |
| 狩猟者 技術向上研修会 | | 9月 ～ 12月 | 4回 /年 | 全県 ・ 地区別 | 100人 /年 | 狩猟の初心者及び経験者を対象に安全や捕獲技術向上のための技術レベルに応じた講習会を実施して、狩猟者の育成を図る。 | |

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 方針

現在、県内に鳥獣保護管理センター等は設置されていないが、今後、傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣の保護及び管理の拠点とすることを目的として、設置について検討する。

なお、設置する鳥獣保護管理センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるよう、併せて検討を行う。

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りは、狩猟期間中と鳥類の繁殖期が主体となるが、効果的な取締りを期するため、組織的一斉取締りに重点をおくとともに、一般県民や民間団体からの情報収集に努め、迅速かつ適正な取締りを年間を通して随時実施することにより、違法行為や事故の未然防止に努める。

なお、取締りに当たっては、警察官、市町村、鳥獣保護管理員と連携を図って行い、情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努める。

① 取締りの重点事項

- 1) 保護鳥類（特にメジロ）の捕獲・飼養取締り-----令和4～8年度重点事項
- 2) 鳥獣保護区、銃猟禁止区域の狩猟取締り-----令和4～8年度重点事項
- 3) 制限外捕獲に対する取締り-----令和4～8年度重点事項
- 4) 狩猟者記章の着用等の取締り
（網、わなの標識添付を主体に実施する）-----令和4～8年度重点事項

- ② 緊急取締り時の動員体制について
 - 1) 取締りに必要な機動力（鳥獣パトロールカー）を整備する。
 - 2) 通報、連絡体制を整備する（指示、命令系統の確立）。

(2) 取締り方法等

- ① 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
 - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域の巡回に重点を置くこと。
 - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。
- ② 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養されるメジロをはじめとする鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行う。
- ③ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。
- ④ 鳥獣の輸入業者、飼養関係者、加工業者、食品関連業者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- ⑤ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行う。
- ⑥ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。
- ⑦ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟犬の管理をはじめ狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、県内の猟友会等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- ⑧ 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- ⑨ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。

(3) 年間計画

(第34表)

| 事 項 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 備 考 | |
|---------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 鳥類の捕獲取締り | ← → | | | | | | | | | | | ← → | | |
| 鳥獣保護区等の狩猟取締り | | | | | | | | | ← → | | | | | |
| 制限外捕獲に対する取締り | | | | | | | | | ← → | | | | | |
| 狩猟者記章の着用等の取締り | | | | | | | | | ← → | | | | | |

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ必要な支出を講じる。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護管理事業は、地域それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施している。

しかしながら、鳥獣保護区、休猟区の指定等については、有害鳥獣による農林産物等の被害が著しいことを理由に地元住民等の理解が得にくく、適正な鳥獣保護管理に支障をきたしている状況であるので、地元住民等の不安材料を取り除き、人と鳥獣の共存が図られるよう努める。

また、鳥獣保護管理員については、狩猟取締や鳥獣保護区の管理等を主な活動としていたが、引き続き、鳥獣保護管理に関する助言・指導等、また、鳥獣保護区における環境教育の更なる推進にも努める。

狩猟については、狩猟者の高齢化及び狩猟離れが著しいことから、初心者を対象とした狩猟免許講習会などにより新規狩猟者の確保を図るとともに、今後、狩猟の意義を社会が共有し、狩猟者が鳥獣保護管理事業計画の担い手として社会から信頼を得て、狩猟者に対する社会的地位の向上が図られるよう努める。

なお、サルなどの鳥獣が市街地等に出没した場合には、迅速な対応や高い技術力が求められる。出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするため、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定める。

2 地形や季候等が異なる特定の地域についての取扱い

本県は、南北に縦長の地形を呈しているが、東側は日向灘を望む海岸線が広がり鳥類の繁殖地及び有数な渡来地が数多く存在し、西側は九州脊梁地を後背地とする中山間地域で、多種多様な数多くの鳥獣類が生息している。

しかしながら、近年においてはイノシシ、シカ、サル等の獣類の生息数の増加や分布域の拡大により、中山間地域の農林業被害のみならず、東側平野部一体の農耕地での被害も高い水準で推移している状況であり、県下全域において農林産物への被害が深刻化している現状を踏まえ、農林業被害の軽減と個体群の適正な保護管理を図るため、狩猟による捕獲を活用しつつ、本県全体としての第二種特定鳥獣管理計画を定め、被害の防止及び地域個体群の存続に努める。

3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、鳥獣保護区等の保護区域制度等狩猟に係る各種規制地域をきめ細かく計画的に実施する。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化する。

こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常の把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る。

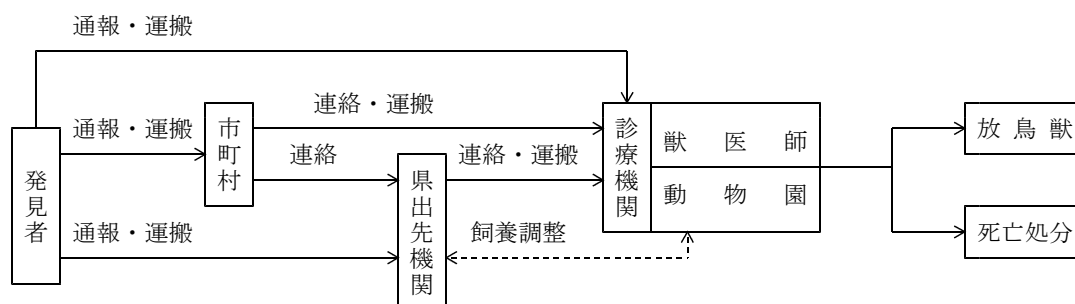
(2) 体制

傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、獣医師（獣医師団体を含む）、動物園等と連携しながら、収容、終生飼養体制を構築する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。

本県における傷病鳥獣の救護体制については以下のとおりとする。

(傷病鳥獣救護の流れ)



(3) 傷病鳥獣の個体の処理

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことを留意する。

(4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行える体制の整備を図るとともに、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等の関係法令の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部と調整し、適切な対応を行う。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し、衛生管理等に関する研修等を行うよう検討する。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不相当又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、県民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザについては、野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)

豚熱については、平成30年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける感染が継続して確認されていることから、関係部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、周辺県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局等と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、関係部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を効果的に推進するためには、若い世代を中心とした鳥獣保護思想の啓発が重要であるため、学校教育の中で実践できるよう、市町村、小中高等学校、関係民間団体等との連携・協力のもと、愛鳥週間を中心に愛鳥ポスター、書道等の作品の募集、野鳥の好む実のなる木、印刷物、参考図書の配布等を積極的に実施するとともに、併せて、広く県民の鳥獣に対する認識を深めるため、募集した作品を利用した愛鳥作品展の実施や探鳥会等の行事を開催するなど、鳥獣保護思想の高揚を図る取組の実施に努める。

なお、普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めよう努め、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

② 事業の年間計画

(第35表)

| 事業内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|-----------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|---|----------------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 実のなる木配布 | ← | → | | | | | | | | | | | ← | → | 愛鳥モデル校、公共施設広場、県主催行事等 |
| 愛鳥週間(5/10~16)行事 | | ← | → | | | | | | | | | | | | 愛鳥作品コンクール実施 |
| 探鳥会(野鳥の会主催) | ← | | | | | | | | | | | | | → | 野鳥の会が、県内各地で通年実施 |

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第36表)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 愛鳥週間行事 | ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 3,000点 | ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 3,000点 | ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 3,000点 |

| 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 3,000点 | ポスター配布 860枚 愛鳥作品コンクール 3,000点 |

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣の安易な餌付けは、人の与える食物への依存や、人慣れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- 1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- 2) 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。なお、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。
- 3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置や不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

② 年間計画

(第37表)

| 重点項目 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 | 備考 | |
|-------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|----------|------------|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| 餌付け防止の普及啓発 | ← | | | | | | | | | | | | → | 広報 | 県民 | |
| 観光事業者等の普及啓発 | ← | | | | | | | | | | | | → | 広報 | 事業者等 | |
| 不適切管理の普及啓発 | ← | | | | | | | | | | | | → | 広報 巡回 | 県民 農林業者 | |

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について、狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

昭和48年に設置された国設御池野鳥の森は、霧島山麓に位置し、御池を囲む自然林が野鳥にとってすぐれた生息環境を形成している。また、管理棟をはじめ東屋、観察路、案内板、給水給餌施設、巣箱など野鳥保護増殖及び観察のための施設が設けられており、探鳥会、青少年の研修の場として利用されるほか県民の憩いの場としても訪れる人が多い。

このため、県は遊歩道等施設の維持管理及び利用者へ野鳥愛護思想の普及等を図る。

(第38表)

| 名称 | 整備年度 | 施設の所在地 | 面積 | 施設の概要 | 利用の方針 | 備考 |
|--------|--------|---------|-------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 御池野鳥の森 | 昭和48年度 | 西諸県郡高原町 | 115ha | 管理歩道 給水給餌施設 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の観察 ・野鳥とのふれあいの場の創出 | 遊歩道等の管理（委託） |

(5) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣保護思想の普及と実践活動の一環として、市町村単位に愛鳥モデル校を指定する。
モデル校の指定に当たっては、市町村並びに県教育委員会と協議して、指定予定校の意見を尊重する。

② 指定期間

原則として5年間とする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、鳥獣に関する図書、実のなる木の配布やキジの放鳥を行う。また、愛鳥週間の行事等についても巡回指導計画に基づき、県職員又は鳥獣保護管理員等により野鳥観察の方法、巣箱や給餌施設の架設、傷病鳥獣の保護等について指導助言を行う。

また、身近な鳥獣生息地の保護区については、実践活動の場として愛鳥思想の啓発のため、積極的な活用を図る。

④ 指定計画

(第39表)

| 区 分 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | 備 考 |
|--------|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-----|
| | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 | 既設 | 新設 | 計 | |
| 小 学 校 | | 21 | 21 | 20 | | 20 | 20 | | 20 | 20 | | 20 | 20 | | 20 | |
| 中 学 校 | | 5 | 5 | 4 | | 4 | 4 | | 4 | 4 | | 4 | 4 | | 4 | |
| その他の学校 | | 3 | 3 | 4 | | 4 | 4 | | 4 | 4 | | 4 | 4 | | 4 | |
| 計 | | 29 | 29 | 28 | | 28 | 28 | | 28 | 28 | | 28 | 28 | | 28 | |

(6) 法令の普及徹底

① 方針

本法の適用除外事項等特に県民に関係のある事項については、県・市町村広報紙、ポスター、パンフレット、報道、標識の設置等により、その周知徹底を図る。

② 年間計画

(第40表)

| 重点項目 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対 象 者 | 備 考 | | | | |
|---------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|-------|-----|--|-----------------------|-----|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | | | |
| 捕獲規制等 | | ↔ | | | | | | | | | | | ← | | | | 広報紙 ポスター パンフレット | 県 民 | |
| 飼養規制 の普及啓発 | | ↔ | | | | | | | | | | | | | | | 報道 標識等 | | |
| その他の事項 | ← | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

参 考 資 料

- (1) 鳥獸保護区等
 - ①鳥獸保護区
 - ②特別保護地区
 - ③国指定鳥獸保護区
- (2) 特定猟具使用禁止区域 (銃)
- (3) 指定猟法禁止区域 (鉛製銃弾)

(1) 鳥獣保護区等
① 鳥獣保護区

| NO | 名称 | 期限 | 13次計画 | 面積(ha) | 分類 | 市町村 | 備考 |
|----|---------|------------|-------|--------|-------|-------------|--------|
| 1 | 耳川下流 | R4. 10. 31 | 更新 | 78 | 集団渡来 | 日向市 | |
| 2 | 一里崎 | R4. 10. 31 | 更新 | 473 | 集団渡来 | 串間市 | |
| 3 | 高鍋・新富 | R4. 10. 31 | 更新 | 1,170 | 集団渡来 | 高鍋町、新富町 | |
| 4 | 一ツ瀬川口 | R4. 10. 31 | 更新 | 350 | 集団繁殖 | 新富町、宮崎市 | |
| 5 | 祖母傾山 | R4. 10. 31 | 更新 | 4,358 | 森林鳥獣 | 高千穂町、日之影町 | 特別保護地区 |
| 6 | 延岡 | R4. 10. 31 | 更新 | 500 | 森林鳥獣 | 延岡市 | |
| 7 | 三方界 | R4. 10. 31 | 更新 | 2,875 | 森林鳥獣 | 椎葉村 | 特別保護地区 |
| 8 | 中崎 | R4. 10. 31 | 更新 | 360 | 森林鳥獣 | 美郷町 | |
| 9 | 南俣 | R4. 10. 31 | 期間満了 | 162 | 森林鳥獣 | 国富町 | |
| 10 | 冷窪 | R4. 10. 31 | 更新 | 138 | 森林鳥獣 | 宮崎市 | |
| 11 | 花ノ木 | R4. 10. 31 | 更新 | 108 | 森林鳥獣 | 都城市 | |
| 12 | 白岩山 | R4. 10. 31 | 更新 | 786 | 森林鳥獣 | 五ヶ瀬町 | |
| 13 | 平和台 | R4. 10. 31 | 更新 | 350 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| 14 | 荒平山 | R4. 10. 31 | 更新 | 93 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| 15 | 東延岡 | R5. 10. 31 | 更新 | 1,709 | 集団渡来 | 延岡市 | |
| 16 | 妙見 | R5. 10. 31 | 更新 | 12 | 集団渡来 | 延岡市 | |
| 17 | 青鹿 | R5. 10. 31 | 更新 | 734 | 森林鳥獣 | 川南町 | |
| 18 | 新田 | R5. 10. 31 | 更新 | 210 | 森林鳥獣 | 新富町 | |
| 19 | 綾県有林 | R5. 10. 31 | 更新 | 637 | 森林鳥獣 | 綾町 | |
| 20 | 大平山 | R5. 10. 31 | 更新 | 178 | 森林鳥獣 | 小林市 | |
| 21 | 佐土原 | R5. 10. 31 | 更新 | 760 | 森林鳥獣 | 宮崎市 | |
| 22 | 日南ダム | R5. 10. 31 | 更新 | 72 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 23 | 広渡ダム | R5. 10. 31 | 更新 | 41 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 24 | 恩賜県有林 | R5. 10. 31 | 更新 | 220 | 身近な鳥獣 | 西都市 | |
| 25 | 一ツ瀬 | R6. 10. 31 | 更新 | 1,500 | 集団渡来 | 西都市、西米良村 | |
| 26 | 狼が鼻 | R6. 10. 31 | 更新 | 1,270 | 集団渡来 | 日南市 | |
| 27 | 牧山 | R6. 10. 31 | 更新 | 1,457 | 集団繁殖 | 門川町 | |
| 28 | 尾鈴山 | R6. 10. 31 | 更新 | 3,944 | 森林鳥獣 | 日向市、都農町、木城町 | 特別保護地区 |
| 29 | 大八重 | R6. 10. 31 | 更新 | 664 | 森林鳥獣 | 三股町 | |
| 30 | 花立 | R6. 10. 31 | 更新 | 310 | 森林鳥獣 | 日南市 | |
| 31 | 本城 | R6. 10. 31 | 更新 | 115 | 森林鳥獣 | 串間市 | |
| 32 | 西方 | R6. 10. 31 | 更新 | 350 | 森林鳥獣 | 串間市 | |
| 33 | スダノ尾 | R6. 10. 31 | 更新 | 271 | 森林鳥獣 | 美郷町 | |
| 34 | 城山西階地区 | R6. 10. 31 | 更新 | 690 | 身近な鳥獣 | 延岡市 | |
| 35 | 高岡小学校 | R6. 10. 31 | 更新 | 1 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| 36 | 四家中学校 | R6. 10. 31 | 更新 | 20 | 身近な鳥獣 | 都城市 | |
| 37 | 鶴戸 | R6. 10. 31 | 更新 | 55 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 38 | 築島 | R6. 10. 31 | 更新 | 100 | 身近な鳥獣 | 串間市 | 特別保護地区 |
| 39 | 国見ヶ丘 | R6. 10. 31 | 更新 | 15 | 身近な鳥獣 | 高千穂町 | |
| 40 | 四季見原 | R6. 10. 31 | 更新 | 37 | 身近な鳥獣 | 高千穂町 | |
| 41 | 三津吐県有林 | R7. 10. 31 | 更新 | 176 | 森林鳥獣 | 西都市 | |
| 42 | 去川 | R7. 10. 31 | 更新 | 586 | 森林鳥獣 | 宮崎市 | |
| 43 | 川中 | R7. 10. 31 | 更新 | 794 | 森林鳥獣 | 綾町 | |
| 44 | 芋ヶ八重・櫛野 | R7. 10. 31 | 更新 | 500 | 森林鳥獣 | 木城町 | |
| 45 | 岩戸 | R7. 10. 31 | 更新 | 20 | 身近な鳥獣 | 高千穂町 | |
| 46 | 高千穂峽 | R7. 10. 31 | 更新 | 340 | 身近な鳥獣 | 高千穂町 | |
| 47 | 永田平 | R7. 10. 31 | 更新 | 28 | 身近な鳥獣 | 小林市 | |
| 48 | 青島中学校 | R7. 10. 31 | 更新 | 1 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| 49 | 関之尾母智丘 | R7. 10. 31 | 更新 | 620 | 身近な鳥獣 | 都城市 | |
| 50 | 二俣 | R7. 10. 31 | 更新 | 9 | 身近な鳥獣 | 都城市 | |

| NO | 名称 | 期限 | 13次計画 | 面積(ha) | 分類 | 市町村 | 備考 |
|-----|---------|-------------|-------|---------|-------|---------------------|--------|
| 51 | 竹香園 | R7. 10. 31 | 更新 | 124 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 52 | 日向椎葉湖 | R7. 10. 31 | 更新 | 403 | 身近な鳥獣 | 椎葉村 | |
| 53 | 三里川原 | R8. 10. 31 | 更新 | 973 | 森林鳥獣 | 延岡市 | |
| 54 | 二股 | R8. 10. 31 | 更新 | 1, 193 | 森林鳥獣 | 延岡市 | |
| 55 | 飯干 | R8. 10. 31 | 更新 | 645 | 森林鳥獣 | 諸塚村 | |
| 56 | 双石山 | R8. 10. 31 | 更新 | 1, 776 | 森林鳥獣 | 宮崎市、日南市 | |
| 57 | 塩見川 | R9. 10. 31 | 継続 | 71 | 集団渡来 | 日向市 | |
| 58 | 愛宕山 | R9. 10. 31 | 継続 | 340 | 森林鳥獣 | 延岡市 | |
| 59 | 国見岳 | R9. 10. 31 | 継続 | 341 | 森林鳥獣 | 椎葉村 | 特別保護地区 |
| 60 | 鏡山 | R9. 10. 31 | 継続 | 105 | 森林鳥獣 | 延岡市 | |
| 61 | 銀鏡中学校 | R9. 10. 31 | 継続 | 3 | 身近な鳥獣 | 西都市 | |
| 62 | 住吉中学校 | R9. 10. 31 | 継続 | 9 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| 63 | 出之山 | R9. 10. 31 | 継続 | 50 | 身近な鳥獣 | 小林市 | |
| 64 | 潮小学校 | R9. 10. 31 | 継続 | 3 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 65 | 行藤山 | R10. 10. 31 | 継続 | 600 | 森林鳥獣 | 延岡市 | |
| 66 | 富士 | R10. 10. 31 | 継続 | 40 | 森林鳥獣 | 日南市 | |
| 67 | 檜葉 | R10. 10. 31 | 継続 | 402 | 森林鳥獣 | 美郷町 | 特別保護地区 |
| 68 | 城山 | R10. 10. 31 | 継続 | 151 | 森林鳥獣 | 日南市 | |
| 69 | 冠岳 | R10. 10. 31 | 継続 | 207 | 森林鳥獣 | 日向市 | |
| 70 | 陰陽石 | R10. 10. 31 | 継続 | 75 | 身近な鳥獣 | 小林市 | |
| 71 | 殿所 | R10. 10. 31 | 継続 | 840 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 72 | 油津 | R10. 10. 31 | 継続 | 700 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 73 | 榎原中学校 | R10. 10. 31 | 継続 | 3 | 身近な鳥獣 | 日南市 | |
| 74 | 東都農 | R10. 10. 31 | 継続 | 265 | 身近な鳥獣 | 都農町 | |
| 75 | 十三塚運動公園 | R10. 10. 31 | 継続 | 120 | 身近な鳥獣 | 小林市 | |
| 76 | 平成の森 | R10. 10. 31 | 継続 | 195 | 身近な鳥獣 | 小林市、高原町 | |
| 77 | 川原 | R10. 10. 31 | 継続 | 95 | 身近な鳥獣 | 木城町 | |
| 78 | 速日ノ峰 | R10. 10. 31 | 継続 | 97 | 身近な鳥獣 | 延岡市 | |
| 79 | 京町 | R11. 10. 31 | 継続 | 280 | 集団渡来 | えびの市 | |
| 80 | 掃部岳 | R11. 10. 31 | 継続 | 4, 995 | 森林鳥獣 | 綾町、国富町、西都市、西米良村、小林市 | 特別保護地区 |
| 81 | 小山田 | R11. 10. 31 | 継続 | 330 | 森林鳥獣 | 宮崎市 | |
| 82 | 高房台 | R11. 10. 31 | 継続 | 356 | 森林鳥獣 | 宮崎市 | |
| 83 | 高塚山 | R11. 10. 31 | 継続 | 163 | 森林鳥獣 | 西都市 | |
| 84 | 七ツ山小学校 | R11. 10. 31 | 継続 | 17 | 身近な鳥獣 | 諸塚村 | |
| 85 | 大塚原 | R11. 10. 31 | 継続 | 40 | 身近な鳥獣 | 小林市 | |
| 86 | 高才原 | R11. 10. 31 | 継続 | 384 | 身近な鳥獣 | 三股町 | |
| 87 | 小丸川 | R12. 10. 31 | 継続 | 575 | 集団渡来 | 高鍋町、木城町 | |
| 88 | 石河内 | R12. 10. 31 | 継続 | 49 | 集団渡来 | 木城町 | |
| 89 | 生目 | R12. 10. 31 | 継続 | 60 | 森林鳥獣 | 宮崎市 | |
| 90 | 石山観音 | R12. 10. 31 | 継続 | 130 | 森林鳥獣 | 都城市 | |
| 91 | 都井岬 | R12. 10. 31 | 継続 | 550 | 森林鳥獣 | 串間市 | |
| 92 | 鬼付女峰 | R12. 10. 31 | 継続 | 97 | 身近な鳥獣 | 新富町 | |
| 93 | 宮崎 | R12. 10. 31 | 継続 | 1, 430 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| 94 | 青島 | R12. 10. 31 | 継続 | 1, 090 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| 95 | 三ヶ所小学校 | R12. 10. 31 | 継続 | 1 | 身近な鳥獣 | 五ヶ瀬町 | |
| 96 | 大淀川 | R13. 10. 31 | 継続 | 650 | 集団渡来 | 宮崎市 | |
| 97 | 西都原 | R13. 10. 31 | 継続 | 592 | 森林鳥獣 | 西都市 | |
| 98 | 上江 | R13. 10. 31 | 継続 | 705 | 森林鳥獣 | 高鍋町 | |
| 99 | 猪八重 | R13. 10. 31 | 継続 | 984 | 森林鳥獣 | 日南市 | |
| 100 | 宮崎学園都市 | R13. 10. 31 | 継続 | 350 | 身近な鳥獣 | 宮崎市 | |
| | 計 | | | 53, 901 | | | |

②特別保護地区

| NO | 名称 | 期限 | 13次計画 | 面積(ha) | 分類 | 市町村 | 備考 |
|----|------|-------------|-------|--------|-------|---------------------|----|
| 1 | 祖母傾山 | R4. 10. 31 | 更新 | 548 | 森林鳥獣 | 高千穂町、日之影町 | |
| 2 | 三方界 | R4. 10. 31 | 更新 | 288 | 森林鳥獣 | 椎葉村 | |
| 3 | 尾鈴山 | R6. 10. 31 | 更新 | 185 | 森林鳥獣 | 日向市、都農町、木城町 | |
| 4 | 築島 | R6. 10. 31 | 更新 | 32 | 身近な鳥獣 | 串間市 | |
| 5 | 国見岳 | R9. 10. 31 | 継続 | 158 | 森林鳥獣 | 椎葉村 | |
| 6 | 檜葉 | R10. 10. 31 | 継続 | 120 | 森林鳥獣 | 美郷町 | |
| 7 | 掃部岳 | R11. 10. 31 | 継続 | 561 | 森林鳥獣 | 綾町、国富町、西都市、西米良村、小林市 | |
| 計 | | | | 1,892 | | | |

③国設鳥獣保護区

| NO | 名称 | 期限 | 面積(ha) | 分類 | 市町村 | 備考 |
|----|-----|-------------|--------|--------|------------------|----|
| 1 | 霧島 | R10. 10. 31 | 6,602 | 大規模生息地 | 都城市、小林市、えびの市、高原町 | |
| 2 | 枇榔島 | R12. 10. 31 | 482 | 集団繁殖地 | 門川町 | |
| 計 | | | 7,084 | | | |

(2) 特定猟具使用禁止区域 (銃)

| NO | 名称 | 期限 | 13次計画 | 面積(ha) | 市町村 | 備考 |
|----|---------|-----|-------|--------|---------|----|
| 1 | 追内 | 無期限 | — | 460 | 延岡市 | |
| 2 | 新浜 | 無期限 | — | 925 | 延岡市 | |
| 3 | 日向・門川 | 無期限 | — | 4,235 | 日向市、門川町 | |
| 4 | 寺迫 | 無期限 | — | 80 | 日向市 | |
| 5 | 佐土原 | 無期限 | — | 310 | 宮崎市 | |
| 6 | 花ヶ島蓮ヶ池 | 無期限 | — | 457 | 宮崎市 | |
| 7 | 小戸町 | 無期限 | — | 190 | 宮崎市 | |
| 8 | 天神山・大塚台 | 無期限 | — | 750 | 宮崎市 | |
| 9 | 椎屋形 | 無期限 | — | 137 | 宮崎市 | |
| 10 | 田吉池田池 | 無期限 | — | 8 | 宮崎市 | |
| 11 | 赤江 | 無期限 | — | 750 | 宮崎市 | |
| 12 | 木花 | 無期限 | — | 220 | 宮崎市 | |
| 13 | 西山崎 | 無期限 | — | 18 | 宮崎市 | |
| 14 | 本庄 | 無期限 | — | 700 | 国富町 | |
| 15 | 石峰 | 無期限 | — | 210 | 国富町 | |
| 16 | 尾谷 | 無期限 | — | 130 | 綾町 | |
| 17 | 錦原 | 無期限 | — | 480 | 綾町 | |
| 18 | 岩瀬ダム | 無期限 | — | 280 | 小林市 | |
| 19 | 緑ヶ丘 | 無期限 | — | 80 | 小林市 | |
| 20 | 白鳥 | 無期限 | — | 1,016 | えびの市 | |
| 21 | 並木 | 無期限 | — | 150 | 高原町 | |
| 22 | 高崎 | 無期限 | — | 160 | 都城市 | |
| 23 | 大井手麓 | 無期限 | — | 400 | 都城市 | |
| 24 | 木上 | 無期限 | — | 10 | 都城市 | |
| 25 | 長田峡 | 無期限 | — | 220 | 三股町 | |

| NO | 名称 | 期限 | 13次計画 | 面積(ha) | 市町村 | 備考 |
|----|---------|-------------|-------|--------|---------|----|
| 26 | 上木原 | 無期限 | — | 27 | 宮崎市 | |
| 27 | 島之内 | 無期限 | — | 275 | 宮崎市 | |
| 28 | 憶・阿波岐ヶ原 | 無期限 | — | 638 | 宮崎市 | |
| 29 | 栗下 | 無期限 | — | 348 | えびの市 | |
| 30 | 茶臼原 | R6. 10. 31 | 更新 | 169 | 西都市 | |
| 31 | 久保土 | 無期限 | — | 186 | 宮崎市 | |
| 32 | 清武川 | 無期限 | — | 240 | 宮崎市 | |
| 33 | 三田井 | 無期限 | — | 150 | 高千穂町 | |
| 34 | 綾川 | 無期限 | — | 477 | 綾町 | |
| 35 | 浦城 | R4. 10. 31 | 更新 | 4 | 延岡市 | |
| 36 | 長井 | R4. 10. 31 | 更新 | 15 | 延岡市 | |
| 37 | 沖水 | R6. 10. 31 | 更新 | 560 | 都城市 | |
| 38 | 平野池 | 無期限 | — | 28 | 宮崎市 | |
| 39 | 森山 | R8. 10. 31 | 更新 | 410 | 延岡市 | |
| 40 | 生目台 | 無期限 | — | 260 | 宮崎市 | |
| 41 | 追分 | R9. 10. 31 | 継続 | 114 | 新富町 | |
| 42 | 柳迫 | R9. 10. 31 | 継続 | 242 | 西都市 | |
| 43 | 花見・城ヶ峯 | 無期限 | — | 19 | 宮崎市 | |
| 44 | 夏尾 | 無期限 | — | 100 | 都城市 | |
| 45 | 田宮・小牧迫池 | 無期限 | — | 85 | 宮崎市 | |
| 46 | 瓜田ダム | 無期限 | — | 36 | 宮崎市 | |
| 47 | 塩路西 | 無期限 | — | 60 | 宮崎市 | |
| 48 | 生目古墳群 | 無期限 | — | 96 | 宮崎市 | |
| 49 | 差木野 | R5. 10. 31 | 更新 | 147 | 延岡市 | |
| 50 | 黒岩池 | 無期限 | — | 2 | 宮崎市 | |
| 51 | 観音瀬 | R6. 10. 31 | 更新 | 40 | 都城市 | |
| 52 | 温谷 | R7. 10. 31 | 更新 | 114 | 高原町 | |
| 53 | 下富田 | R8. 10. 31 | 更新 | 450 | 新富町 | |
| 54 | 加草 | R9. 10. 31 | 継続 | 88 | 門川町 | |
| 55 | 南町 | R9. 10. 31 | 継続 | 39 | 門川町 | |
| 56 | 東牧場 | R9. 10. 31 | 継続 | 340 | 小林市 | |
| 57 | ひなもり台 | R9. 10. 31 | 継続 | 14 | 高原町 | |
| 58 | 金崎 | 無期限 | — | 135 | 宮崎市、国富町 | |
| 59 | 花水坂 | 無期限 | — | 32 | 宮崎市 | |
| 60 | 広沢 | 無期限 | — | 157 | 綾町 | |
| 61 | 霞ヶ丘 | R13. 10. 31 | 継続 | 125 | 都城市、高原町 | |
| 62 | 下那珂 | 無期限 | — | 124 | 宮崎市 | |
| | 計 | | | 18,722 | | |

(3) 指定猟法禁止区域 (鉛製銃弾)

| NO | 名称 | 期限 | 方針 | 面積(ha) | 市町村 | 備考 |
|----|------|-----|----|--------|-------------|----|
| 1 | 一ツ瀬川 | 無期限 | 継続 | 1,618 | 西都市、新富町、宮崎市 | |



(案)

みやざきスマート林業推進指針

～持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立に向けて～



令和 4 年 月

宮崎県環境森林部

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| スマート林業とは | 1 |
| 第1 趣旨等 | 2 |
| 1 指針策定の趣旨 | 2 |
| 2 指針策定の考え方 | 3 |
| 第2 本県の森林・林業・木材産業を取り巻く状況 | 4 |
| 1 森林・林業・木材産業の現状と課題 | 4 |
| 2 スマート林業に取り組む必要性 | 8 |
| 第3 国が描くスマート林業の方向性 | 9 |
| 第4 スマート林業の普及・定着に向けた本県の取組の方向性 | 11 |
| 1 推進に向けた取組の展開 | 11 |
| 2 普及・定着に向けた基本的な考え | 12 |
| 3 具体的な展開方向 | 13 |
| 第5 スマート林業の推進と普及 | 23 |
| 1 推進体制 | 23 |
| 2 人材育成 | 24 |
| 3 普及に向けた取組 | 25 |
| 参考1 本県の取組状況 | 27 |
| 参考2 他県の取組事例 | 34 |
| 参考3 用語の解説（50音順） | 40 |

スマート林業とは

地理空間情報やICT、ロボット等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とする林業のことです。

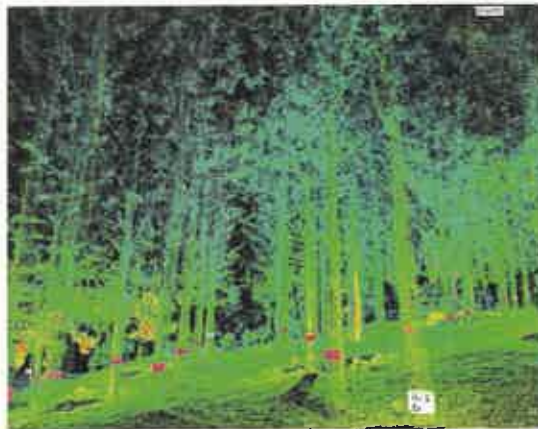
他の産業でも導入が進められているように、林業においてもICT技術を活用し、1人当たりの生産性を向上させるとともに、労働安全の確保、雇用形態の安定化などによる担い手の確保・育成が重要となっています。

スマート林業では、林業が対象とする計画から造林・育林、伐採・搬出、流通、木材利用など全ての工程で様々な技術を活用することを目指しています。

スマート林業技術の背景には、インターネット通信に基づくクラウドによる情報共有や、ドローンを含むロボット技術、AIによる自動判別などがあります。



ドローンを活用した森林調査



レーザ計測による3D画像



ドローンによる苗木運搬



ラジコン式下刈機械

第1 趣旨等

1 指針策定の趣旨

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産等の多面的機能を有しています。また、SDGs（持続可能な開発目標）の認知度が高まり、社会経済全体の持続性を高めていくことへの関心も更なる高まりを見せています。

本県の森林は、県土の76%を占め、人工林を中心に森林の資源量は充実しています。特に、スギ人工林の多くが収穫期を迎えており、この人工林資源を有効に活用する林業・木材産業の取組は、森林の多面的機能の継続的な発揮、山村地域の活性化を促進するとともに、SDGsへの関心に応えることに貢献しています。

また、スギの素材生産量が平成3年から30年連続で全国1位、令和2年は製材品出荷量も全国1位となり、国内有数の国産材供給基地としての地位を築くなど、豊かな森林資源を活かして、全国をリードする本県ならではの林業・木材産業が展開されています。

その一方で、林業は、急峻かつ広大な森林を対象とし、造林から育成まで長い年月がかかり、重量のある立木を収穫するため、低い生産性や安全性という特徴を持っています。

このような状況において、伐採後の再造林問題や今後、県内の労働人口の減少が予測され、林業においても担い手の減少・高齢化、特に造林・保育作業の労働力不足など、多くの課題に直面している中で、持続可能な森林経営と林業・木材産業の成長産業化を図るためには、近年発展目覚ましいICT等の新たな技術を活用した「スマート林業」の推進が不可欠です。

国においては令和3年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「スマート農林水産業の実装の加速化」を掲げ、さらに、同じくして、決定された新たな「森林・林業基本計画」では、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組を進めていくこととしています。

こうした状況を踏まえ、林業・木材産業の持続的な成長産業化、活力ある山村地域の構築に貢献していくためには、森林の管理、木材の生産など様々な分野でICT等の新たな技術を幅広く活用していく必要があります。

このため、県では行政や林業・木材産業事業者、試験研究機関、大学など様々な関係者が連携を図りながら、森林の状況把握や施業方法など、地域の実情に応じたスマート林業の推進に取り組むための指針として、「みやざきスマート林業推進指針」を策定しました。

2 指針策定の考え方

本指針は、令和3年3月に策定した第八次宮崎県森林・林業長期計画（以下、「森林・林業長期計画」という。）の重点プロジェクトである林業イノベーションプロジェクトの「スマート林業の推進」に基づき、スマート林業を確立するため、行政や林業・木材産業事業者、試験研究機関、大学などの関係者が適切な役割分担の下で、具体的な取組を展開するための指針です。

県内のスマート林業の取組は、スタートして間もないことから、検討や実証等を進めながらスマート林業を構築するとともに、定着に向けて計画的に普及していく必要があります。

このため、本指針では、スマート林業の推進に向けた展開方向と行政や関係者などの役割を取りまとめています。

なお、本指針は、国が策定する方針等を参考にしながら、「森林・林業長期計画」や「宮崎県情報化推進計画」に沿った内容とし、計画の改定や、林業・木材産業を取り巻く情勢の変化等に適切に対応していくため、必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

<参考とした計画等>

- 林業イノベーション現場実装推進プログラム（林野庁）【令和元年12月策定】
- スマート林業実践マニュアル 準備編（林野庁）【令和3年3月策定】
- 令和3年度版森林・林業白書（林野庁）
- 宮崎県情報化推進計画（宮崎県総合政策部）【令和3年3月策定】

コラム 林業の Society はいくつ？

現在、世界は Society5.0 という人工知能等を活用した新たな社会を目指していますが、林業分野においては Society2.0（農耕社会）と Society3.0（工業社会）が混在している現在から、Society4.0（情報社会）をスマート林業で目指している状況とされています。

Society4.0（情報社会）は、人がサイバー空間（仮想空間）に存在するクラウドサービス（データベース）にインターネット経由でアクセスして、情報やデータを入手し、分析を行うという社会です。

第2 本県の森林・林業・木材産業を取り巻く状況

1 森林・林業・木材産業の現状と課題

(1) 森林資源

本県の森林面積は、県土の76%に当たる約58万6千haで、うち民有林が70%の約40万8千haとなっています(図2-1)。民有林の人工林は、民有林面積の57%に当たる約23万2千haを占め、この人工林の72%がスギとなっています(図2-2)。民有林の人工林の年齢構成は11歳級をピークとした山型となっており、伐採可能な8歳級以上の面積が77%を占め(図2-3)、スギ人工林資源を中心とした林業・木材産業が展開されています。

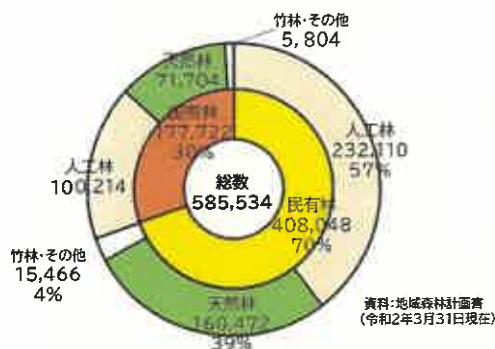


図2-1: 宮崎県の森林面積(ha)

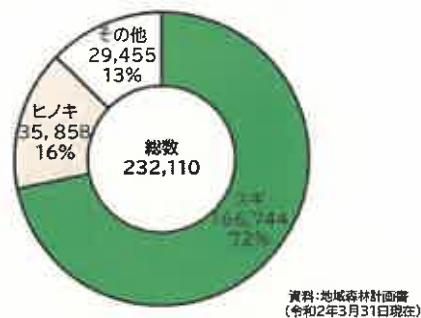


図2-2: 民有林の人工林の樹種別面積(ha)

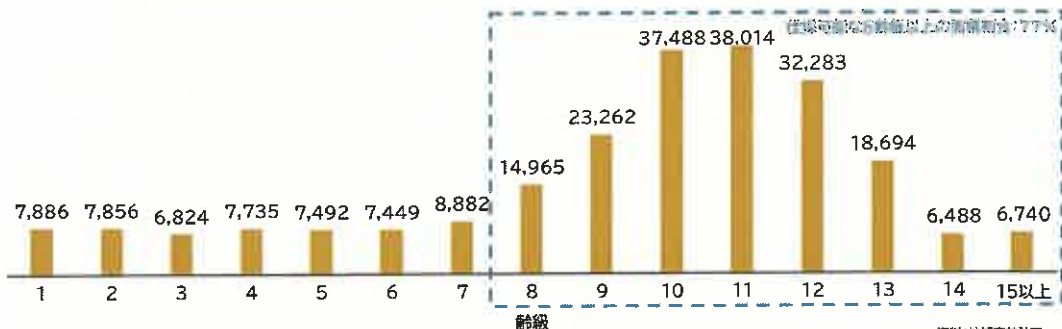


図2-3: 民有林の人工林の年齢構成(ha)

(2) 林業就業者

平成27年の国勢調査によると、本県の林業就業者数は2,222人で、平成22年の2,690人に比べ17%減少しています。また、65歳以上の割合は23%で高齢化が進行していますが、35歳未満の割合は増加しており、一定の若返りが図られています(図2-4)。

今後、現在と同程度の伐採量が維持され、その後の再造林・保育などの事業量の増加が見込まれる一方で、本県は人口減少・高齢化が進んでいくことから、林業就業者の確保・定着の促進、作業の効率化・省力化、ICT等の新たな技術の導入の推進を図ることが不可欠になっています。



図2-4:林業就業者の推移(人, %)

資料:国勢調査

(3) 森林の所有形態

本県の森林所有者数は約 14 万 2 千人（令和 3 年 3 月 31 日現在）で、このうち、5ha 未満の小規模な森林所有者は約 13 万人と全体の 92%を占め（図 2-5）、また、この小規模森林所有者が所有する森林面積は全体の 23%を占めています（図 2-6）。

こうした中、効率的な森林経営を促進するためには、森林施業を集約化することが必要であり、今後、さらに加速化が想定される森林所有者の世代交代にも対応できるよう、森林所有者の的確な把握、境界の管理に対し、ICT等の新たな技術を用いるなどの取組が必要となっています。

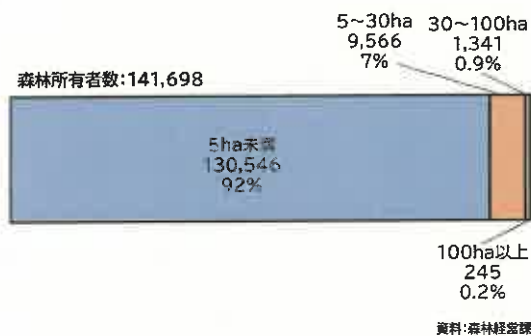


図2-5:民有林の所有規模別森林所有者数(人)

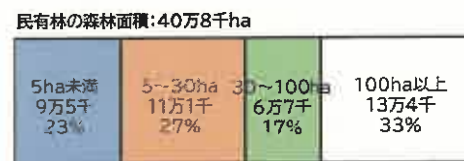


図2-6:民有林の所有規模別森林面積(ha)

注) 1 森林法第 5 条に規定する森林（地域森林計画対象森林）

2 森林資源調査結果を基に算出した数値であり、実際の立木の所有者数・面積を証明するものではない。

(4) 森林整備

本県の民有林の造林面積は、収穫期を迎えた林分の増大に伴う伐採面積の増加等により、スギを中心として、2,000ha 前後で推移しており（図 2-7）、森林所有者等の主伐意向の高まりから、除間伐面積は、令和元年度まで減少傾向にありましたが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による出材調整を実施したため、増加に転じています（図 2-8）。

一方、労働生産性の低さや林業担い手の減少などによる経営意欲の減退等か

ら、手入れの行き届かない森林の増加や伐採後の再造林が進まない森林も見受けられています。また、夏場の下刈り等、過酷な作業であることから造林・保育の労働力が十分に確保できない状況にあります。

このような状況下において、持続的に造林・保育を行っていくには、作業に応じた機械化に取り組み、作業効率を向上させることが求められています。また、従来の露地苗よりも植栽適期が長く、植付も容易なコンテナ苗とスマート林業を組み合わせることで、再造林面積の増加が期待されます。



図2-7: 私有林の造林面積(ha)

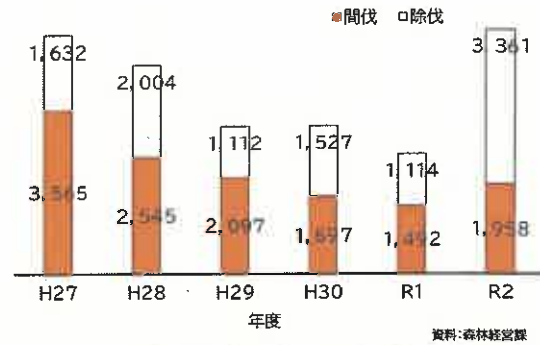


図2-8: 私有林の除間伐面積(ha)

(5) 木材の生産・加工・流通

本県のスギの素材生産量は約 173万9千m³ (令和2年) で全国の15%を占め、平成3年から連続して全国第1位となっています(図2-9)。

製材工場数は減少している一方、工場の大型化・効率化が進んでおり、令和2年の1工場当たりの出力数は403.5kw(全国平均145.9kw)、原木消費量は13,765m³(同、3,683m³)、製材品出荷量は7,364m³(同、2,008m³)と全国平均を大きく上回っています。

また、令和2年の製材品の出荷量は約97万2千m³で全国第1位となっており、約87%は建築用材であり(図2-10)、約72%は県外に出荷されています。

今後、このような素材生産量や製材品の出荷量を支えるためにも、需給情報を木材の生産に活かすネットワークの構築が求められています。

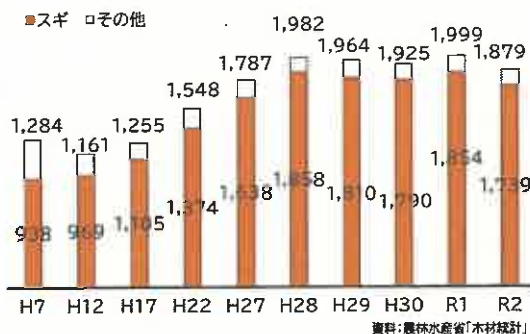


図2-9: 素材生産の推移(千m³)

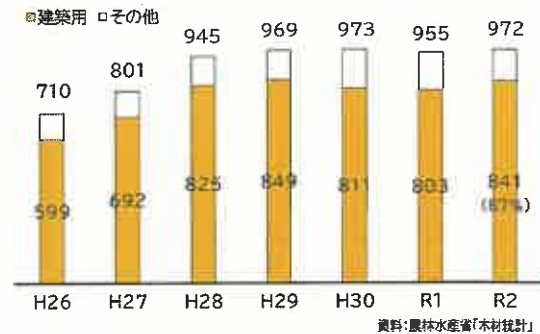


図2-10: 製材品出荷量の推移(千m³)

(6) 生産基盤の整備

本県の高性能林業機械の保有台数は令和元年度末で773台であり、北海道に次いで全国第2位となっています(図2-11)。

民有林における令和2年度末の林道・作業道の延長は、林道2,658km、作業道8,236kmとなっており、最近5年間の年平均開設量は、林道7.8km、作業道70.8kmとなってい

ます(図2-13)。また、令和2年度末の林内路網密度は38.9m/haで全国第3位となっており、全国平均の25.9m/haを大きく上回っています。

今後、スマート林業を推進する上では、林内路網やICT等を搭載した高性能林業機械の導入等の生産基盤の整備が重要となっています。

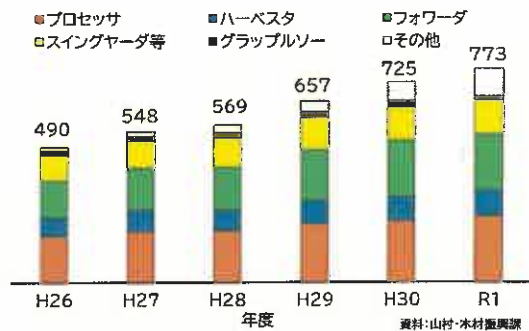


図2-11:高性能林業機械保有状況(台)

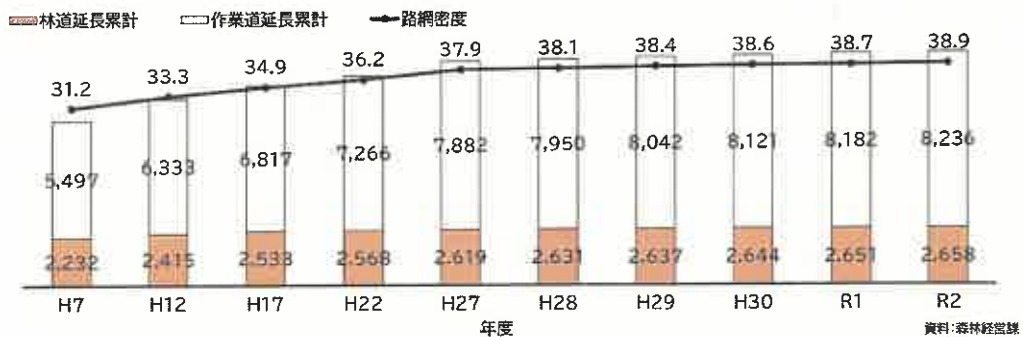


図2-12:民有林の林道・作業道延長(km, m/ha)

(7) 林業労働災害

林業は他産業に比べて労働災害の発生率が高く(表2-1)、特に本県では、素材生産量の増加に伴い、伐倒時における死亡災害の発生が続いている状況となっています(図2-13)。

これらの状況を解消するには、各種作業の機械化や伐採・集材作業等の遠隔化を推進するとともに、新たな技術を用いた安全対策資機材の普及が必要となっています。

表2-1:令和2年労働災害発生率(全国)

| 産業別 | 死傷千人率 |
|--------|-------|
| 林業 | 25.5 |
| 木材・木製品 | 10.5 |
| 建設業 | 4.5 |
| 全産業平均 | 2.3 |

資料:厚生労働省「労働災害統計」

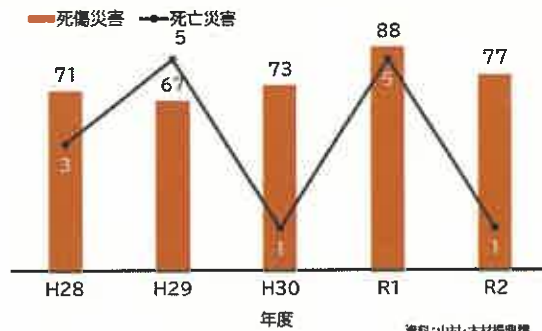


図2-13:労働災害発生の推移(人)

2 スマート林業に取り組む必要性

本県では、「森林・林業長期計画」において、森林所有者や境界の不明な森林の増加、厳しい地形条件等による低い労働生産性や高い労働災害発生率など林業特有の課題に加え、人口減少、少子高齢化などの社会的課題に対処していくため、生産性の向上や技術革新及び新たな概念を導入する林業イノベーションを進めることとしています。

宮崎県情報化推進計画においては、「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」を基本目標とし、社会全体のデジタル改革（DX）を進めることとしており、林業分野においても、各データ連係を視野に入れた環境整備を行い、川上・川中・川下のサプライチェーンの構築等につなげる取組が求められています。

また、市町村が中心的な役割を担っている森林経営管理制度や林地台帳の整備を進めるためにも、スマート林業の推進は不可欠となります。

市町村においては、林務専門の職員がいない、又は少ないなど、スマート林業を推進する体制が十分ではないという課題があることから、関係者が市町村と連携した取組を進めていくことが求められるとともに、市町村と関係機関との情報の共有システムの構築も求められています。

さらに、森林所有者の視点で見ると、レーザ計測技術の活用による森林情報の高度化等により、森林境界の把握の効率化や、森林所有者に対する分かりやすい森林資源の評価、施業の提案等につながるとともに、森林施業等の経費縮減や需要に応じた木材生産などにより、森林所有者の所得向上が期待されることから、スマート林業を推進していくことが求められています。

第3 国が描くスマート林業の方向性

国では、令和3年6月に決定された「森林・林業基本計画」において、従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術を活用して、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開する取組を推進することとしています。（参考：図3-1,2）。

森林・林業基本計画（令和3年6月） ※抜粋

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

(3) 「新しい林業」に向けた取組の展開

林業については、原木の安定供給や機械化等の取組にとどまらず、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていく。このため、従来の施業方法を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。（以下、省略）

3 施策展開に当たっての基本的な視点

(2) 新たな技術の積極的な活用

近年、エリートツリー等の育種育苗技術、リモートセンシング、遠隔操作・自動操作機械、ICT、耐火部材など、新たな技術の開発が著しく進展している。森林・林業・木材産業の分野においても、これらの技術を積極的に活用して現場実装を図っていく。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(1) 望ましい林業構造

イ 「新しい林業」の展開

林業は、造林から収穫まで長時間を要し、厳しい自然条件下での人力作業が多いといった特性を有している。このことが低い生産性や安全性の一因となっており、これを抜本的に改善していく必要がある。このため、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開すべく、次の取組を推進する。

(ア) ドローン等による苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー等を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮

(イ) 遠隔操作・自動操縦機械等の開発・普及による林業作業の省力化・軽労化

(ウ) レーザ測量やGNS S（全球測位衛星システム）を活用した高度な森林関連情報の把握、ICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化

(エ) 「新しい林業」を支える新技術の導入、技術を提供する事業者の活動促進を図るための異分野の技術探索、産学官連携による知見共有や事業化の推進

図3-1

林業における各作業工程の課題と方向性

・ 新技術の活用に向けては、森林情報の把握、木材の生産・流通、森林資源の造成の各段階において課題が存在。

・ 今後は、レーザ計測等による資源情報の高度化とクラウドによる共有を図るとともに、作業の省力化・軽労化のための技術開発や林業機械の自動化を進め、ICTを利用した生産・物流管理の効率化を図るなど、一体となって「林業イノベーション」を推進。

| | 課 題 | | 方向性 | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林情報の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 労力を要する森林調査と精度の低い資源情報 人手と時間を要する森林調査 現地立金が基本で調整に労力を要する森林境界調査 調査者の経験に左右される精度 |  | <ul style="list-style-type: none"> 境界・資源情報の高度化・共有 レーザ計測等による単木レベルの詳細な資源情報の取得 レーザ計測や空中写真等を活用した境界確認 森林クラウドによる情報の共有 |  |
| 木材の生産 | <ul style="list-style-type: none"> 危険な伐倒作業と経験に頼った生産管理 チェーンソーによる伐倒や重い丸太をワイヤーで括る危険な人力作業 人の経験に頼った生産管理 |  | <ul style="list-style-type: none"> 生産性・安全性向上のための技術開発 伐倒・搬出用機械の遠隔操作・自動化の開発 ICTを利用した生産管理 レーザ計測データを利用した効率的な伐採計画の策定や進捗管理 |  |
| 木材の流通 | <ul style="list-style-type: none"> さまざまな流通の合理化 手作業による検収、情報共有に時間のかかる生産データの紙ベース管理 山土場での選別等、積み返しの積み卸しやトラックの見込み配車によるコスト高 |  | <ul style="list-style-type: none"> ICTを利用した物流コントロール 情報端末を活用した木材検収ソフト等による生産データのデジタル管理、タイムリーな情報共有 適正な在庫管理と効率的な仕分け・トラック配送 |  |
| 森林資源の造成 | <ul style="list-style-type: none"> 労働強度の高い作業と長い投資期間 人力による苗木運搬や植え付け、夏季炎天下での人力による下刈り作業 30～80年に及ぶ投資（造林）から回収（木材生産）までの期間 |  | <ul style="list-style-type: none"> 省力化・軽労化のための技術開発 ドローンによる苗木運搬 地植え・下刈り用造林用機械の開発 成長の良いエリートツリー等の活用 |  |

提供：林野庁

第4 スマート林業の普及・定着に向けた本県の取組の方向性

1 推進に向けた取組の展開

森林の経営管理、木材の生産・流通等の分野において、地理空間情報やICT等の新たな技術を積極的に活用し、生産性の向上や安全で働きやすい環境を整備することにより、担い手の確保や効率的な森林施業、需要に応じた木材の安定供給などを図り、林業が持続可能で魅力ある産業となることを目指します。

これらを実現させるため、「森林・林業長期計画」で示した6項目の取組を推進し、スマート林業を推進させていきます。

(1) 森林クラウドシステムの構築

森林情報の管理の基盤となる森林クラウドシステムの構築により森林GISへのアクセス性を向上し、市町村等との連携によりデータの適時更新などの資源管理の合理化を図ります。

(2) レーザ計測データの利活用

レーザ計測（立木、地形、所有境界等）による森林資源量等の把握や解析データを路網整備や森林整備等に利活用する取組を推進します。

(3) ICTを活用した生産管理の導入

地形情報や森林資源情報等を集積し、ICTを活用した新たな生産管理の導入に向け、実践的な取組を推進します。

(4) 情報・流通ネットワークの構築

木材需要に柔軟に対応するため、伐採現場である山元から原木市場等までの情報・流通ネットワークの構築を推進します。

(5) 作業に応じた機械化と伐採・集材作業等の遠隔化

伐採、集材、造材などそれぞれの作業に応じた機械化を目指し、伐採・集材作業の遠隔化など、先進的な取組を推進します。

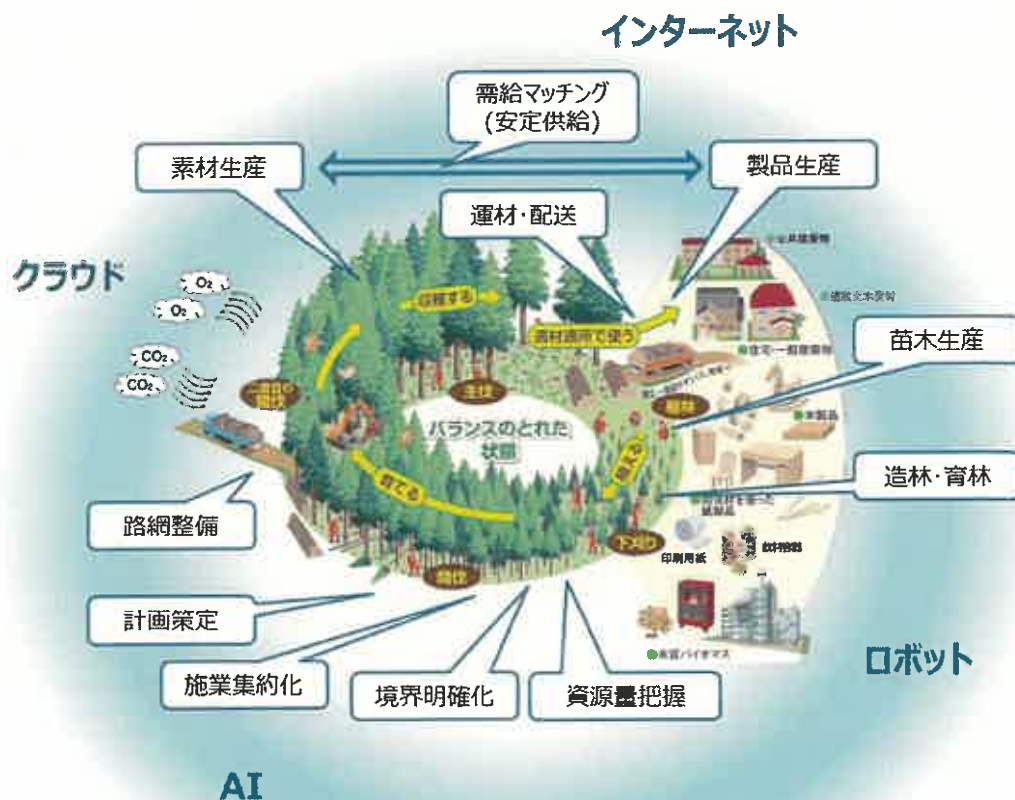
(6) 新たな作業システムの実証と次世代技術の導入

ICT等を搭載した機械を活用した新たな作業システムの実証など、次世代技術の導入に向けた取組を推進します。

2 普及・定着に向けた基本的な考え

県内各地において、森林の経営管理や造林、保育、木材生産、木材流通等の様々な分野で、新たな技術を活用するスマート林業の取組が始まっていますが、今後、さらにスマート林業の現場への導入を推進するためには、行政機関や林業・木材産業事業者、試験研究機関、ICT等民間企業、大学などの様々な関係者が連携を図りながら、森林の状況や施業方法などの実情に応じて推進体制を構築していくことが重要です。

このため、「森林・林業長期計画」の重点プロジェクトの期間に沿った令和7年度までの取組の項目や目安等を示し、関係者が適切な役割分担の下で、県内における新たな技術の利用方法や実証、既に導入されている技術の事例の積み重ね、技術の普及や人材の育成を進め、スマート林業を推進し、林業現場での定着を目指していくこととします。



(出典：林野庁 スマート林業実践マニュアル 準備編)

3 具体的な展開方向

ここでは、森林資源情報の把握、木材の生産や流通、造林や下刈りなどにおける各作業工程の取組項目について、取組内容や期待される役割等を示しておりますが、スマート林業に関する技術は、今後も新たな技術開発や既存技術の改良が想定されることから、取組の目安として示しているものです。

取組目安等における用語については、以下のとおりとします。

「調査」とは、対象技術等の情報収集や現場ニーズの把握などに取り組むこと。

「検討」とは、対象技術等について、民間企業や林業・木材産業事業者、関係機関等との調整などに取り組むこと。

「実証」とは、対象技術等の県内での技術面や経済性の観点で実証に取り組むこと。

「導入」とは、対象技術等について、実証等で得られた成果を基に、環境が整った現場から段階的に導入すること。

「普及」とは、既に導入された対象技術等について、普及PRを進め、全県への展開に取り組むこと。

「協力」とは、実証現場の提供や関係者間の連絡調整等への協力などを行うこと。

(1) 森林資源の把握

【現状と課題】

森林資源の把握は、計画的な伐採や再造林及び間伐の実施など、適切な森林管理や木材等の林産物の供給において重要です。これまでの森林資源の把握は、毎木調査や空中写真の判読など、多くの労力・時間を要し、経験値に頼っているという課題があります。

また、森林情報等を管理・利用する際、クラウドシステムを活用していくことが今後のスマート林業を展開していく上で重要となっています。

【課題解決の方向性】

レーザ計測やICT、AIなどの新たな技術を用いた森林情報の把握やデジタル化の取組を進め、課題の解決を図っていく必要があります。

また、クラウドシステムを構築することにより、アクセス性が向上し、様々なデータを活用・分析した計画・管理が可能となり、事業運営の効率化が図られます。

| 取 組 事 業 名 | 取組目安（年度） | | | | 期待される役割 | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------|----|----|---------|-----|------|------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | --- | --- | --- | --- |
| ドローンレーザ計測等による森林資源の把握 【取組内容】 ドローンや地上レーザ計測によるデータを用いた解析により、低コストで高精度な森林資源情報の取得に努めます。 | | | | | --- | --- | --- | --- |
| | 実証 | | 導入 | | 実証・導入 | | サポート | 実証 |
| | 現状と課題 | ドローン等のレーザ計測は実用化されており、森林資源の把握に活用されているが、各機器の長短を考慮した森林資源情報が取得できる技術へ改良していくことが必要。 | | | | | | |
| 衛星画像を活用した効率的な森林管理 【取組内容】 衛星画像を活用したAI判読により、伐採地等の森林変化情報の効率的な利用を推進します。 | | | | | --- | --- | --- | --- |
| | 実証 | | 導入 | | 実証・導入 | | サポート | |
| | 現状と課題 | AI判読技術は実用化済みであるが、効率的な森林変化情報を活用するためには、技術の精度を高めることが必要。 | | | | | | |
| 森林情報クラウドシステムの構築 【取組内容】 森林情報へのアクセス性の向上を図るクラウドシステムの構築に向け、取り組んでいきます。 | | | | | --- | --- | --- | --- |
| | 検討・導入 | | | | 検討・導入 | | 導入 | サポート |
| | 現状と課題 | 森林クラウドシステムは実用化されているため、先進事例を参考に、導入するとともに、本格運用に向けて、本県ならではの活用するための改良が必要。 | | | | | | |

コラム S L A M技術でどこでもデータ計測が可能

S L A M（スラム）とは？

「Simultaneous Localization and Mapping」の頭文字をとってS L A Mと呼んでいます。日本語に訳すると、「位置確認と地図作製を同時に行う」という意味になります。

この技術は、センサを搭載した機体が走行を行いながら周囲を計測することで二次元若しくは三次元の地図を作製するとともに、機体自身が移動量の把握を逐次行うことで自己機体の位置も把握できます。既存の地図上でのGPSを用いた自己位置の把握とは異なり、地図の存在しない屋内等でも自己位置の把握が可能となります。

この技術の身近な利用例は、ロボット掃除機になります。この場合、掃除対象の部屋の形状とその部屋に対する自身機の位置を把握することにより、移動経路や掃除順路の最適化等を図っています。

林業分野においては、これまで調査が難しかった樹木下での計測が可能で、胸高直径、樹高の調査などに利用でき、空からの調査の補強や代替としての利用が期待されます。(写真提供:扶和ドローン(株))



スラム技術を搭載した機器を用いた計測の様子



計測データの3D画像

(2) 森林境界の把握

【現状と課題】

森林境界の明確化は、適正な森林施業や木材生産を実施する上で大変重要ですが、森林所有者の所有森林への関心の低下や、相続等に伴い、森林を保有しているものの場所がわからない所有者が増加していることや、所有森林の境界は分かるが高齢のため現地に行けないなどの様々な問題があり、境界の把握が難しくなっています。

【課題解決の方向性】

地籍調査を行う市町村と連携を図りつつ、デジタルデータの活用や年代の違うオルソ画像による林相確認等の新たな技術を使った境界確認を進めていく必要があります。

| 取組項目 | 取組目安(年度) | | | | 期待される役割 | | | |
|------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----------|----------------|--------------|----------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| レーザー計測データ等を用いた境界の明確化 | 導入・普及 | | | | 普及 導入 | 導入 | サポート | |
| 【取組内容】 レーザー計測によるデジタルデータやオルソ画像等を活用して、境界の明確化を促進します。 | 現状 と 課題 | レーザー計測によるデジタルデータの解析や画像のオルソ化技術は実用化済み。境界明確化を加速するには、机上で境界案を作成して現場立会の省略を可能とする手法の導入が効果的。 | | | | | | |

(3) 木材の生産（伐採・集材・運搬）

【現状と課題】

木材の生産における人員・機械配置、現場進捗管理、出材情報の把握、運材などの計画・管理については、森林資源の把握と同様に多くの労力・時間を要し、経験値に頼って行ってきました。

また、製材工場等の需要に応じた適切な木材の生産を行うには、市場ニーズに柔軟に対応していくことが求められているほか、林業労働災害では死亡災害の多くを伐倒作業等が占めているなど、安全性の向上や就労環境の改善が求められています。

さらに、安全管理においては、通信環境が脆弱という山間部特有の課題も抱えています。

【課題解決の方向性】

今後、木材の生産や安全管理を効率的に行っていくためには、生産技術の開発だけでなく、計画・管理に必要なこれらの情報をICT管理することが重要となってきます。

また、国と連携してGPS、ICT等を搭載した機械を効率的に活用し、市場ニーズと連動させるシステムの構築や、機械の遠隔操作化や自動化技術の導入による労務の省力化・軽労化を図る必要があります。

さらに、安全管理においても、汎用性の高いLPWA等による新たな通信網や機器の整備について、関係自治体や他部局と連携するなど、地域が一体となって、効率的に進めていく必要があります。

| 取 組 項 目 | 取組目安(年度) | | | | 期待される役割 | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-------------|----------------|--------------|----------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| 木材の生産管理システムの構築 【取組内容】 生産計画から伐採、出材までの情報をICTで管理するシステムを構築し、効率化を目指します。 | 調査 | | | | 調査・検討 協力 | 実証 | サポート | サポート |
| | 現状 と 課題 | 現在の木材の生産管理は経験に負う部分が多い。レーザー計測データ、ICTの活用により生産管理を行うには、データ形式や機能の標準化を図ることが必要であり、現在、県において標準仕様書の作成、ソフト開発が行われている。 | | | | | | |
| レーザー計測データを用いた森林作業道の設計 【取組内容】 レーザー計測等のデータを用いた森林作業道の設計（線形の設計、横断・縦断面の作成、土工量の推計）の実証に取り組みます。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 実証・導入 | | | | 実証 協力 | 実証・導入 | サポート | |
| 現状 と 課題 | レーザー計測データ等を活用した林道の予備設計支援ソフトが実用化されている。この支援ソフト導入にあたり、レーザー計測データの整備が必要。また、設計と現場施工について実証を行うことも必要。 | | | | | | | |
| LPWA通信等の通信技術を用いた新たな安全対策 【取組内容】 LPWA通信等の通信技術を活用した新たな安全対策を図ります。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 導入・普及 | | | | 普及 導入・普及 | 導入 | サポート | |
| 現状 と 課題 | LPWA通信等を用いた安全器具等については、一部実用化されている。今後は、改良・改善を重ねるとともに、普及に向けて支援等を行っていくことが必要。 | | | | | | | |
| 次世代技術の導入に向けた取組 【取組内容】 伐採から運搬作業の次世代技術の導入に向け、本県での実証を誘致するなど、民間企業や大学等と連携した取組を図ります。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 検討 | | | | 検討 協力 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 現状 と 課題 | 次世代技術の開発情報を国等から速やかに取得し、民間企業へ実証現場の提供を進め、本県のニーズを反映させていくことが必要。 | | | | | | | |

(4) 木材の流通

【現状と課題】

川上から川下までの生産・流通分野においてスムーズな情報共有を行い、供給サイドの需要者ニーズに応える柔軟かつ速やかな体制づくりや誤伐等の無届伐採が疑われる木材を流通させない環境づくりが求められています。

【課題解決の方向性】

川上から川下までのサプライチェーンを構築していく必要があります。

| 取 組 項 目 | 取組目安(年度) | | | | 期待される役割 | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----|----|-------------|----------------|--------------|----------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| 流通する木材の合法性を担保・補強するサプライチェーンの構築 【取組内容】 伐採現場での作業員の位置情報やトラック輸送に係る経路情報を取得し、受入れ側が合法性を確認するシステムの構築を検討します。 | 実証・検討 | | | | 実証・検討 協力 | 実証 | サポート | サポート |
| | 現状 と 課題 | 流通する木材の合法性を担保・補強するサプライチェーンマネジメントモデルについて実証中。課題が見えてきており、関係者間と調整を図り、課題を解決していくことが必要。 | | | | | | |
| 木材需要に応じた山元から製材工場等までの情報共有 【取組内容】 川上から川下までの情報を共有するアプリケーションの利用促進に取り組みます。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 導入・普及 | | | | 普及 協力 | 導入 | サポート | |
| 現状 と 課題 | 川上側と川下側の流通ネットワークについて、国の補助事業で構築された木材サプライチェーンモデル支援システムを普及していくことが必要。 | | | | | | | |

【リモコン式伐倒作業車】

40度の傾斜でも自走が可能であり、森林内に進入し、伐倒・搬出作業を行うリモコン式の小型伐倒作業車が開発されています。

労働災害が多く生じている伐倒及び林地からの搬出作業に人手を介さずに機械が行うことで、作業者の安全を確保でき、人手頼りだった傾斜地等の林地での伐倒・搬出作業を機械が行うことで、生産性の向上が図れます。



写真提供：林野庁ホームページ

【自動化機械を活用した架線集材】

伐倒木の荷掛け・荷外し作業は、人手により行われていますが、危険を伴うこれらの作業を、離れた場所から遠隔操作で行うことが可能なリモコン式の架線式グラップルや油圧・電子制御式の集材機の開発が進められており、作業の省力化や安全性の向上に資するものとなっています。



写真提供：林野庁ホームページ

【電磁誘導式自動走行フォワーダ】

集材作業の生産性の向上を図るため、フォワーダによる集材作業の無人化が取り組まれています。このフォワーダは敷設した電線を認識して自動運転を行い、①作業道を無人で走行するだけでなく、土場における荷卸し作業も無人化可能、②スイッチバック走行も可能、③作業員搭乗運転時と同じ速度で自動走行が可能、といった特徴を有しています。



写真提供：森林総合研究所

(5) コンテナ苗生産

【現状と課題】

コンテナ苗の生産量は年々増加しているものの、露地苗に比べて生産コストが高いことや、生産者間で得苗率の差が大きいことから、生産性の向上や生産管理技術の標準化が求められています。

【課題解決の方向性】

今後は、IoTやICT等を活用した生産管理システムを構築していき、生産コストの縮減と品質の安定化を目指していく必要があります。

| 取 組 項 目 | 取組目安(年度) | | | | 期待される役割 | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------|----|----|----------|-----|--------------|----------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 生産者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| IoT等を活用した生産管理システムの構築 【取組内容】 IoT等を活用した生産管理システムを構築し、生産管理技術の標準化を目指します。 | 導入・普及 | | | | 普及 | 導入 | サポート | サポート |
| | 現状 と 課題 | IoT等を活用した生産管理を実施しているコンテナ苗生産者も一部で現れている。この知見を今後、他のコンテナ苗生産者へ繋げていく普及活動が必要。 | | | | | | |

(6) 造林・保育の設計及び施行管理

【現状と課題】

造林・保育の施行地においては、ポケットコンパスやハンディGPS等による測量や目視による活着確認など、造林・保育の設計及び施行管理に人手と時間を要しています。

【課題解決の方向性】

ドローン等による撮影画像などのリモートセンシング技術を活用した設計・施行管理を行うことで、労力・時間の縮減を図るとともに、データを分析し、活用していくことが期待されます。

| 取 組 項 目 | 取組目安(年度) | | | | 期待される役割 | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-------------|----------------|--------------|----------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| レーザ計測データを用いた伐採から保育までの作業計画の立案 【取組内容】 レーザ計測等のデータを用いて、立木伐採前に造林・保育作業計画を立案し、この計画を踏まえた伐採搬出計画を立案する新たな作業システムの構築を図ります。 | 検討・実証 | | | | 検討・実証 協力 | 実証 | サポート | サポート |
| | 現状 と 課題 | これまでは、伐採搬出計画と造林・保育計画は各々が独立していたが、造林・保育の機械導入に影響を及ぼさない伐採搬出計画を立案していくことが必要。また、以上の計画を現場に反映させる手法も検討していくことが必要。 | | | | | | |
| ドローン等により撮影した画像やオルソ画像等を用いた施行管理 【取組内容】 ドローン等で撮影した画像やオルソ画像等を用いた施行面積や植付状況の確認などの施行管理等の定着を図ります。 | 実証・導入・普及 | | | | 実証・普及 協力 | 実証・導入 | サポート | |
| | 現状 と 課題 | ドローン等による撮影画像やオルソ画像等を用いた施行管理は実施中ではあるが、造林が中心であるため、他の作業種についても実証していくとともに、実証で明らかになった課題にも取り組むことが必要。 | | | | | | |

(7) 造林

【現状と課題】

現在の造林作業は、苗木運搬から植付けに至るまで、人力作業が主であり、大変重労働となっています。

また、植付間隔は作業者の経験値に頼るところがあり、その後の保育作業の機械化を見越した造林方法となっていない課題があります。

【課題解決の方向性】

今後は、ドローン等を活用した苗木や林業用資材の運搬、造林機械の導入など、人力作業の削減を図るとともに、機械による下刈りを想定した植栽方法を導入していく取組が求められています。

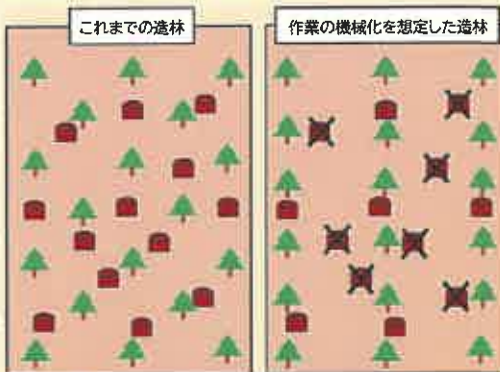
| 取 組 項 目 | 取組目安（年度） | | | | 期待される役割 | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------|----|----|-------------|----------------|--------------|----------------|
| ドローン等による苗木等運搬 【取組内容】 ドローン等による苗木等運搬に基づく、人員配置や荷下し箇所の選定など、高効率な作業システムの構築を図ります。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 実証 | | 導入 | | 実証 協力 | 実証・導入 | サポート | |
| | 現状 と 課題 | ドローンによる苗木運搬について実証中。運搬用ドローンのサイクルタイムを考慮した人員配置等を行うなどの運用方法の確立が必要。 | | | | | | |
| 保育等作業の機械化を踏まえた新たな造林方法の実証 【取組内容】 保育等作業の機械化を想定した造林方法の実証に取り組みます。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 検討・実証 | | | | 検討・実証 協力 | 実証 | サポート | サポート |
| | 現状 と 課題 | 現在、保育等の機械化を想定した造林方法となっていない課題があり、今後は実証を進め、新たな造林方法を確立することが必要。 | | | | | | |

コラム 造林・保育作業の機械化を想定した造林手法が求められています

従来の造林は等高線上に植付けていましたが、造林・保育作業の機械化を想定した場合は、導入機械の作業を考慮し、直線的な植付けを行っていく必要があります。

機械作業に支障をきたす切株を取り除くことや直線的な植付位置の現場明示方法等が課題となっています。

切株の処理については、各メーカーが機械の開発に取り組んでいます。



切株粉碎機械



切株粉碎機械（アタッチメント）

(8) 下刈り

【現状と課題】

夏場の過酷な環境下において、刈払機により実施されている下刈りについては、労働環境の改善や省力化、低コスト化が喫緊の課題です。

【課題解決の方向性】

機械化を推進することで、過酷な労働環境の改善や省力化、低コスト化が図られ、森林所有者の再造林意識の向上や林業従事者の確保・育成にもつながることから大変重要となっています。

また、下刈機械の開発等について、コンソーシアムによる実証などの取組を進めていく必要があります。

| 取組項目 | 取組目安(年度) | | | | 期待される役割 | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|----|----|---------|------------|----------|------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | 県市町村 | 林業・木材産業事業者 | ICT等民間企業 | 大学等・試験研究機関 |
| 遠隔操作可能な下刈機械による労務負担の軽減 【取組内容】 遠隔操作可能な下刈機械による下刈りの定着を図り、過酷な労働環境の改善を図ります。 | | | | | 県市町村 | 林業・木材産業事業者 | ICT等民間企業 | 大学等・試験研究機関 |
| | 実証・導入 | | | | 実証協力 | 実証・導入 | サポート | |
| | 現状と課題 | 遠隔操作可能な下刈機械は開発されている。この機械が現場導入できるような道林・保育計画を適切な時期に立案していくことが必要。 | | | | | | |
| 民間企業等との下刈機械の開発・改良等に向けた取組 【取組内容】 急傾斜地に対応できる下刈機械の開発・改良等に向け、本県での実証を誘致するなど、民間企業等と連携した取組を図ります。 | | | | | 県市町村 | 林業・木材産業事業者 | ICT等民間企業 | 大学等・試験研究機関 |
| | 検討 | | | | 検討協力 | 検討 | 検討 | 検討 |
| | 現状と課題 | 下刈機械の開発等の情報を国等から速やかに取得し、民間企業へ実証現場の提供など、連携した取組により本県ニーズを反映させていくことが必要。 | | | | | | |

(9) 原木しいたけの生産

【現状と課題】

原木しいたけの生産は経験に基づく生産環境管理が行われており、生産技術を習得するには一定程度の年月を要します。

また、しいたけ原木は重量があり、人力を中心とした運搬等の作業が重労働となっています。

【課題解決の方向性】

今後は、IoT等を活用した生産環境管理を取り入れることにより、生産コストの縮減と誰もが生産を行える体制を構築し、生産量と品質の向上を目指していく必要があります。

また、しいたけ原木の運搬等の作業負担の軽減を図るため、アシストスーツ等を活用し、労務負担の軽減を図る必要があります。

| 取組事業名 | 取組目安（年度） | | | | 期待される役割 | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----------|-------|--------------|----------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 生産者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| IoT等を活用した生産環境管理の構築 【取組内容】 しいたけ生産現場において、IoT等を活用した生産環境管理を構築し、生産量と品質の向上を目指します。 | | | | | | | | |
| | 実証 → 導入 | | | | 県 市町村 | 生産者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 現状と課題 | IoT機器により、気温、湿度等を計測し、ICT等を活用した情報を管理していくとともに、カメラにより生育状況を記録し、データと突き合わせていくことが必要。 | | | 実証・導入 | サポート | 実証 | |
| アシストスーツによる労務負担の軽減 【取組内容】 原木しいたけ生産現場における原木の運搬、ほだ木の天地返しなどの作業負担の軽減を目的としたアシストスーツの普及を図ります。 | | | | | | | | |
| | 実証・導入・普及 | | | | 県 市町村 | 生産者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 現状と課題 | しいたけ原木は重量があり、原木の運搬、ほだ木の天地返しなどの作業は重労働となっている。これら作業の負担軽減を図ることが期待されるアシストスーツについて普及を図っていくことが必要。 | | | 普及 | 実証・導入 | サポート | 実証 |

コラム 本県での原木しいたけ生産におけるIoT等活用技術の開発について

本県は古くから原木栽培によるしいたけ生産が盛んですが、自然環境下で行われる栽培工程は生産者の経験や暦に頼るところが大きく、近年の気候変動や異常気象に的確に対応し安定した収量や質の良い品物を作るためには、生産現場の環境因子をリアルタイムに把握することが重要です。

しかしながら、伏せ込み地やほだ場は自宅から遠距離であったり、複数点在するなど、生産現場の状況を随時把握することは難しいのが現状です。

この課題を解決するため、都城工業高等専門学校等と連携して、IoTやLPWAなどの新しい技術を活用したいいたけ生産現場のモニタリングシステムの実用化に向けた研究を行っています。

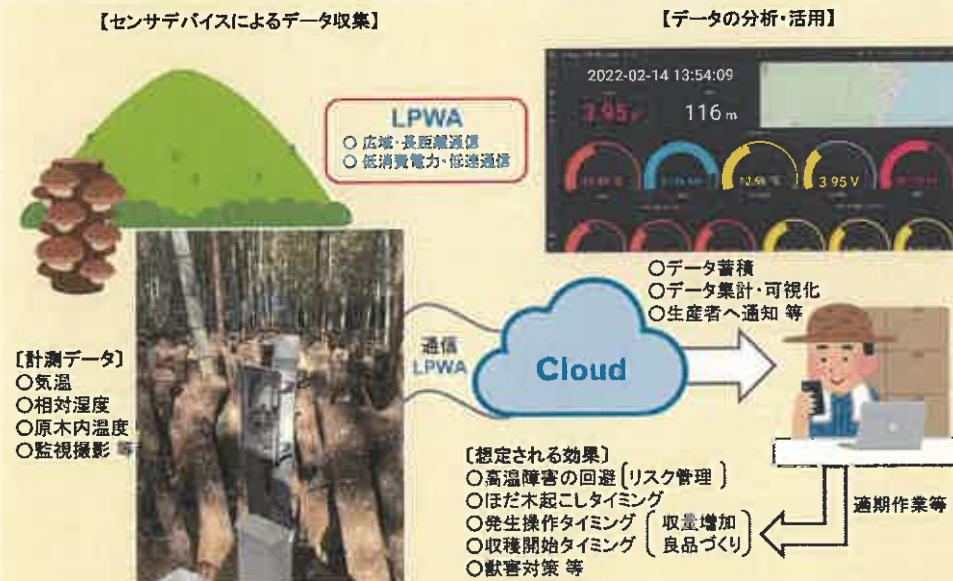


図 システムの概要

(10) 病虫獣害対策

【現状と課題】

野生鳥獣による森林被害は依然として深刻な状況にあり、再造林を推進する上で、シカ対策は特に重要です。このため、再造林地においてはシカ防護柵を設置していますが、シカ防護柵は重量があり、人力で運搬していることから、重労働となっています。

また、海岸線に目を向けると、海岸防災林としての松林を松くい虫による被害から守っていく必要があります。しかし、ヘリコプターや動力噴霧器による空中及び地上散布では、人家近くや細かな部分への薬剤散布が行き届かない等の課題があります。

【課題解決の方向性】

今後は、ドローン等を活用したシカ防護柵資材の運搬を導入するとともに、リモートセンシング技術を用いた施行管理方法の確立が必要となります。

また、薬剤散布においては、無人ヘリコプターだけではなく、ドローンによる散布も取り入れていく必要があります。

| 取組情報 | 取組目安(年度) | | | | 期待される役割 | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|-------|----|----------|----------------|--------------|----------------|
| ドローン等によるシカ防護柵資材運搬 【取組内容】 ドローン等によるシカ防護柵資材運搬を定着させ、労務負担の軽減を図ります。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 実証 | | 導入 | | 実証 協力 | 実証・導入 | サポート | |
| | 現状と課題 | ドローン等のサイクルタイム、人員配置などの効率的な運用方法を確立するため、ドローン等によるシカ防護柵資材運搬を実証していくことが必要。 | | | | | | |
| 松くい虫被害防止に向けたドローンを用いた薬剤散布 【取組内容】 松くい虫による被害を効果的に防止するため、ドローンを用いた薬剤散布方法の定着を図ります。 | R4 | R5 | R6 | R7 | 県 市町村 | 林業・木材 産業事業者 | ICT等 民間企業 | 大学等・試 験研究機関 |
| | 調査・検討 | | 実証・導入 | | 実証・導入 | | サポート | サポート |
| | 現状と課題 | 無人ヘリコプターによる薬剤散布を実施中。今後は、普及しているドローンによる散布も検討することが必要。 | | | | | | |

コラム 林業機械の電動化等による温室効果ガス排出削減

2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指しており、その実現に向けては、森林吸収量の確保を担う林業が重要な位置づけとなります。

一方、林業機械に目を向けると、重量のある木材を取扱うことや急傾斜地での走行等から、化石燃料が主体であり、現在の技術では、化石燃料から電動化等への移行は難しい状況と言えるのではないのでしょうか。

林業機械の電動化等がなされ、林業からの温室効果ガス排出削減という未来が描けるよう、技術の進歩が待たれます。

第5 スマート林業の推進と普及

1 推進体制

(1) 産学官の連携した取組体制

スマート林業の推進に向けては、本指針の展開方向を踏まえた取組について、行政機関や林業・木材産業事業者、ICT等民間企業、試験研究機関、大学等からなる産学官の関係者が連携した体制を構築し、本県の森林・林業・木材産業の特性や課題を踏まえ、現場に応じた技術導入や課題の実証を行うとともに、実証成果等の蓄積と情報発信を行い、円滑なスマート林業の普及と定着を目指します(図5-1)。

また、本庁では、県が設置している「山村地域の持続的発展推進本部」にスマート林業に係るワーキンググループを設け、先端技術の情報や実証の成果、スマート林業導入現場の状況把握等を行い、スマート林業について産学官での意見交換と併せて、本指針の展開に向けて検討していき、県出先機関においても、地域ごとの課題に対し、必要に応じて、ICT等民間企業や試験研究機関、大学等と連携を図りながら検討等を進めていきます。

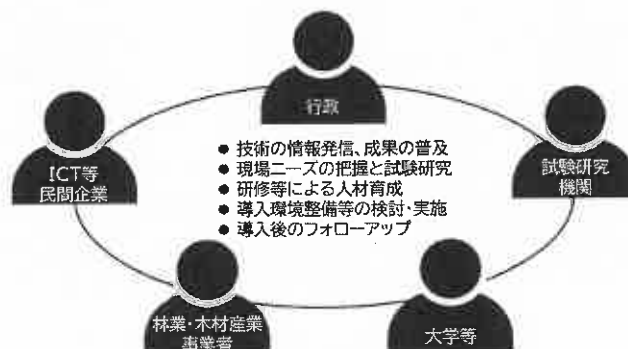


図5-1: スマート林業の推進に向けた産学官の連携した取組体制

(2) 現場の課題解決に向けた取組体制

林業現場には多様なニーズがあり、そのニーズに応じていくためには様々な課題を解決していくことが求められます。

そのためには、現場のニーズを把握するための窓口や、課題解決のための大学等や試験研究機関、ICT等民間企業によるアドバイスや共同研究など各機関が連携した体制の整備について今後検討していくことが重要です。

3 普及に向けた取組

(1) 林業普及指導員の活動

林業・木材産業事業者へのスマート林業の普及にあたっては、ドローンなどの単独で比較的手軽に取り組むことができる技術から、まずは「今やっていることが楽になる」というところから始めていき、その後「今やっていないことができるようになる」、「地域全体で使うとさらに効果があがる」というように、単独で使い始めた技術が地域全体に広がっていくことで、より大きな成果が得られ、普及効果も大きいものとなります。

このため、林業・木材産業事業者がスマート林業技術を導入・活用するにあたり、林業普及指導員の活動は重要です。林業普及指導員が林業・木材産業事業者からの相談の窓口や、技術的な助言、関係機関との調整などの重要な役割を担うとともに、関係者と連携し、地域でのスマート林業に係る研修等の開催など、よりきめ細かい活動を展開していき、地域におけるスマート林業の普及を図っていく必要があります。

(2) 情報の発信

スマート林業を普及するには、現場での実証だけではなく、行政や林業・木材産業事業者一体となって、ホームページ等を活用してスマート林業の取組を紹介し、広く紹介することが有効です。このことにより、ICT等民間企業とのコンソーシアムの組成や共同研究等につながり、スマート林業の普及が加速すると考えられます。

また、スマート林業の普及には、森林所有者等の理解が不可欠です。林業普及指導員による森林所有者への普及活動や各機関が発行している広報誌等を活用して、スマート林業の取組等を紹介し、地域での理解を深めていくことで、スマート林業を進めやすい環境作りを促進していく必要があります。

(3) みやざき林業大学校との連携

スマート林業を普及していくには、スマート林業技術の研修や体験できる場を設けることで、技術の導入イメージを持ってもらい、実際の導入時とのギャップの軽減を図ることも必要です。

このような研修及び体験の場を提供するため、みやざき林業大学校が実施する研修等において、現場ニーズを反映した研修や、最先端技術の体験などのカリキュラムを充実させていくこととしています。

(4) 導入する機材や機器の共同利用等

スマート林業で使用する機器は高額なものが多く、個人や企業単独での導入を躊躇することが考えられます。スマート林業が一部の先進的林業事業者等だけではなく、幅広く普及していくため、共同利用やリースでの活用を可能とするための環境整備を進めていく必要があります。

コラム みやざき林業大学校（長期課程研修）における人材育成の取組

みやざき林業大学校は、全国トップクラスの林業県である宮崎の将来を担う人材を確保するため、民間企業や行政がサポートしながら、「即戦力となって活躍する未来のリーダー」の育成を目指します。

研修目標

林業県みやざきの未来を支える人材の育成

- ① 林業の知識や技術を身につけ即戦力となる人材を育成します。
- ② 将来の本県林業・木材産業をリードする人材を育成します。



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|------|------|----|------|------|------|------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------|----------|------------|-----------|---------|---------|-----------|----------|-----------|------------|-----------|---------|----------|----------|-----------|-----------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|------|------|-------|------|------|----------|
| STEP 1 座学 約50日間 | STEP 2 資格取得 約40日間 | STEP 3 実習 約120日間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>林業の基礎を学ぶ</p> <p>林業に必要な知識・技能を段階からしっかりと学習できます。</p> <table border="1"> <tr><td>一般教養</td><td>林業概論</td></tr> <tr><td>林家経営</td><td>木材加工</td></tr> <tr><td>森林</td><td>林用林産</td></tr> <tr><td>森林管理</td><td>ICT実</td></tr> <tr><td>森林保安</td><td></td></tr> </table> | 一般教養 | 林業概論 | 林家経営 | 木材加工 | 森林 | 林用林産 | 森林管理 | ICT実 | 森林保安 | | <p>林業に必要な17種類の資格取得</p> <p>林業に就業する上で必要な林業教育及び技能講習修了証を取得できます。</p> <table border="1"> <tr><td>林業チェーン・オペレーター</td><td>生産修習</td></tr> <tr><td>走行集材機運転士</td><td>林業用種苗生産事業者</td></tr> <tr><td>車両・建設機械運転</td><td>ばい作業指導者</td></tr> <tr><td>伐木等機械運転</td><td>折戻免許（つな取）</td></tr> <tr><td>集材機材技術運転</td><td>高齢者対応マスター</td></tr> <tr><td>乗組架設機材技術運転</td><td>消防士救急法救命員</td></tr> <tr><td>森林作業指導者</td><td>不整地運搬車運転</td></tr> <tr><td>高圧線取扱作業者</td><td>空機式クレーン運転</td></tr> <tr><td>フォークリフト運転</td><td></td></tr> </table> | 林業チェーン・オペレーター | 生産修習 | 走行集材機運転士 | 林業用種苗生産事業者 | 車両・建設機械運転 | ばい作業指導者 | 伐木等機械運転 | 折戻免許（つな取） | 集材機材技術運転 | 高齢者対応マスター | 乗組架設機材技術運転 | 消防士救急法救命員 | 森林作業指導者 | 不整地運搬車運転 | 高圧線取扱作業者 | 空機式クレーン運転 | フォークリフト運転 | | <p>現地実習による技術の習得</p> <p>林業技術や機械の操作、森林路開の設置など、現地実習により実践力となる人材を育成します。</p> <table border="1"> <tr><td>測量・森林調査</td><td>森林作業道開設</td></tr> <tr><td>苗木生産</td><td>木材加工</td></tr> <tr><td>造林・育林</td><td>特用林産</td></tr> <tr><td>集材生産</td><td>インターンシップ</td></tr> </table> | 測量・森林調査 | 森林作業道開設 | 苗木生産 | 木材加工 | 造林・育林 | 特用林産 | 集材生産 | インターンシップ |
| 一般教養 | 林業概論 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林家経営 | 木材加工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林 | 林用林産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林管理 | ICT実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林保安 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業チェーン・オペレーター | 生産修習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 走行集材機運転士 | 林業用種苗生産事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車両・建設機械運転 | ばい作業指導者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伐木等機械運転 | 折戻免許（つな取） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集材機材技術運転 | 高齢者対応マスター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗組架設機材技術運転 | 消防士救急法救命員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林作業指導者 | 不整地運搬車運転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高圧線取扱作業者 | 空機式クレーン運転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フォークリフト運転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 測量・森林調査 | 森林作業道開設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 苗木生産 | 木材加工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 造林・育林 | 特用林産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 集材生産 | インターンシップ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| STEP 4 就業 | STEP 5 就業後 ステップアップ |
| <p>主な就職先</p> <p>林業に関する様々な就職先で活躍することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林組合 森林組合連合会による森林組合の運営、樹木の調査と林業生産や林産物の管理業務などに従事します。 会社(林業経営) 会社で所有する森林で、林業の経営を行います。 民間林業事業体 民間の経営会社で、経営のために木材生産や林産物の管理業務を行います。 木材加工・流通業 林業で生産された木材を、最終目的の材料として利用できるように加工・販売します。 | <p>就業後の人材育成</p> <p>就職後もステップアップしたい方を全力でサポートします！</p> <ul style="list-style-type: none"> 即戦力の人材 現場管理の責任者 経営の管理者 |

研修の特色

- 充実したカリキュラムと経験豊富で優れた講師陣
- 1 森林・林業に関する幅広い学習
 - 2 就業時に役立つ17種類の資格取得
 - 3 充実した実習による高度な技術の習得
 - 4 ICTなど最新技術の習得
 - 5 サポートチームによる充実した研修支援
 - 6 就職希望先でのインターンシップ

参考1 本県の取組状況

レーザ計測データの利活用

取組1 レーザ計測データ等を活用した森林境界の明確化

(1) 取組内容

航空レーザ測量成果及び植栽が行われた時点に近い空中写真を基に概ねの森林境界を示した図面を活用し、森林所有者等による境界確認を促進するとともに森林施業を推進しています。



年代の異なるオルソ画像による境界の確認

(2) 取組に至った経緯等

所有森林に対する森林所有者の関心の低下や、相続等に伴い森林を保有しているものの場所がわからない所有者が増加しており、森林施業を進める上で、効率的な境界明確化が重要です。

(3) 取組の効果

机上でレーザ計測データや年代の異なるオルソ画像等を基に境界案を作成し、現場立会のできない等の森林所有者へ説明を行うことができ、了承も得られ、効率的な境界の明確化を実施できました。

(4) 課題

所有森林の境界は分かるが高齢のため現地に行けない、相続した森林で山林の場所が分からない等の所有者が多く、所有者の現地立会いによる境界確認が年々減少し、隣接所有者や森林組合に委任するケースが増加しています。現地立会いに来た所有者でも、昔の記憶と現在の林相が異なり境界設定が難しくなっています。

(5) 課題を踏まえた今後の取組

現地立会いが困難な所有者（高齢者、不在村者）が多いことから、航空レーザ計測による微地形表現図や、年代の違うオルソ画像による林相の確認等、新たな技術を使った机上での境界確認を進めて行く必要があります。

レーザー計測データの利活用

取組2 地上レーザスキャナでの森林調査

(1) 取組内容

森林調査や森林管理のための地上レーザスキャナやドローン等を活用しています。

(2) 取組に至った経緯等

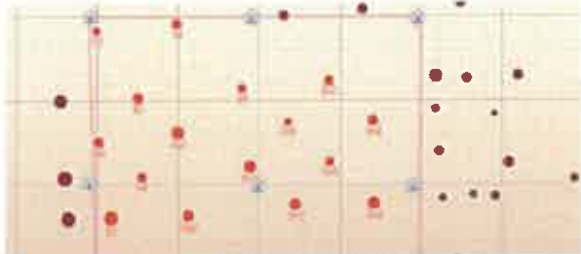
森林の資源量把握に必要な胸高直径や樹高の測定は、一般に人力で全ての本数を測定する毎木調査で行われており、多くの労力と時間を要しているため、ICT等の先端技術を活用した作業の省力化・効率化が求められています。

(3) 取組の効果

スギ林分(0.04~0.1ha)を地上レーザスキャナで計測した結果、従来の毎木調査との差は、胸高直径は誤差率5%以下と高い精度で、作業量は5分の1程度に減少しましたが、樹高の誤差が15%程度と大きいことが判明しました。



地上レーザスキャナ計測状況



| 項目 | 値 | 立木本数 | 平均胸高直径[cm] | 平均樹高[m] | 材積[m ³] | 樹種 |
|------------------------------|---------|------|------------|---------|---------------------|-----------|
| 調査ID | | 1 | 42 | 17.9 | 2.7 | 1.0358 スギ |
| 調査回数 | | 2 | 42 | 17.6 | 5.7 | 1.0166 スギ |
| 調査者 | | 3 | 44 | 19.1 | 1.5 | 1.1933 スギ |
| 調査日 | | 4 | 30 | 18.1 | 1.4 | 0.5943 スギ |
| 樹種 | スギ | 5 | 32 | 19.0 | 3.9 | 0.6673 スギ |
| コメント | | 6 | 34 | 16.6 | 1.9 | 0.6733 スギ |
| 面積[m ²] | 407.8 | 7 | 20 | 16.2 | 0.6 | 0.4098 スギ |
| 傾斜角度 | 7.3 | 8 | 32 | 10.8 | 5.1 | 0.6187 スギ |
| 立木本数 | 25 | 9 | 30 | 16.1 | 2.1 | 0.5270 スギ |
| 立木密度[本/ha] | 61.9 | 10 | 42 | 19.6 | 1.4 | 1.0758 スギ |
| 平均直径(格納)[cm] | 34.8 | 11 | 38 | 18.5 | 1.1 | 0.9059 スギ |
| 平均樹高[m] | 18.2 | 12 | 38 | 19.0 | 1.6 | 0.8058 スギ |
| 平均枝下高[m] | 17.5 | 13 | 44 | 19.4 | 2.4 | 1.2118 スギ |
| 総材積(格納)[m ³] | 19.8185 | 14 | 42 | 17.8 | 6.0 | 1.0901 スギ |
| ha材積(格納)[m ³ /ha] | 48.8882 | 15 | 34 | 19.0 | 5.2 | 0.7729 スギ |

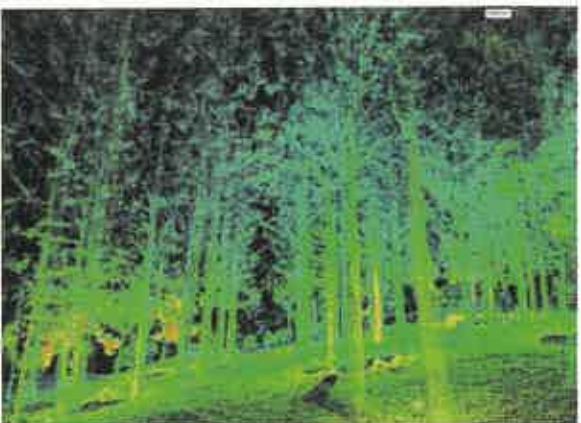
計測結果 (立木位置図・材積集計表)

(4) 課題

樹高の計測誤差を補正する方法や、大面積の毎木調査を行う際の効率的な計測方法の検討が必要です。

(5) 課題を踏まえた今後の取組

ドローンを活用した樹高計測の精度検証のほか、林分状態や目的に応じた最適な計測方法等地上レーザスキャナ等の活用に向けた試験研究を進めます。



計測結果 (3D表示)

ICTを活用した生産管理の導入

取組3 AI判読による伐採跡地等の森林情報の取得

(1) 取組内容

衛星画像を活用したAI判読による伐採跡地や再造林地等の森林情報を年2回取得し、市町村に提供するとともに活用を推進します。

(2) 取組に至った経緯等

これまでは、5年に1度取得する空中写真で森林変化を把握してきましたが、令和元年度に開始した森林経営管理制度の実施主体である市町村において、意向調査の進捗に遅れが生じていることや、年々伐採量が増加していることから、年2回森林変化の情報を取得できるシステムを活用することとしました。また、本県の課題である無断伐採等についても、早期発見に向けた活用が期待できます。



AIによる伐採跡地の判読

(3) 取組の効果、課題とその対策

本事例は取組を始めたばかりであり、効果や課題とその対策については今後、実証を行っていきます。

ICTを活用した生産管理の導入

取組4 リモートセンシング技術を活用した生産管理

(1) 取組内容

人工造林地 1.80ha において、ドローンとソフトウェアを活用し、得られたオルソ画像の面積測量を行いました。また、従来のコンパス測量との精度や所要時間の比較、森林整備事業における検査への対応検討等の実証を行っています。



ドローンを用いた面積測量

(2) 取組に至った経緯等

主伐面積の増加に伴って、再造林、保育等の施行箇所が増加しており、森林整備事業の補助金申請における書類作成や検査業務が事業者等の大きな負担となっていることから、リモートセンシング技術を活用して、効率化・省力化を図っていく必要があります。

(3) 取組の効果

① 従来のコンパス測量との比較

| 区 分 | コンパス測量 | オルソ画像 | 効 果 |
|----------|--------|-------|---------------------------------------------------------------|
| 面 積 (ha) | 1.79 | 1.80 | 周囲が雑灌木等で鬱閉されている場合を除き、ドローンによる測量はコンパス測量とほぼ同程度(99.4%)であることが分かった。 |
| 所要時間 (h) | 8.00 | 5.50 | 労務時間については、約31%の削減という結果が得られた。 |

② 画像精度

地拵えについては、施工前と完了後の状況比較は判断可能です。植栽した苗木は確認が困難でしたが、苗木に明瞭な印付けを行うことにより、オルソ画像でも確認できました。

獣害防止柵については、支柱の設置高や支柱間隔等を確認することができませんでした。

(4) 課題と今後の取組

ドローンにより撮影することを前提として、植栽完了後の苗木に印付けを行うなどの工夫や飛行ルート等の事前調査・検討が必要です。

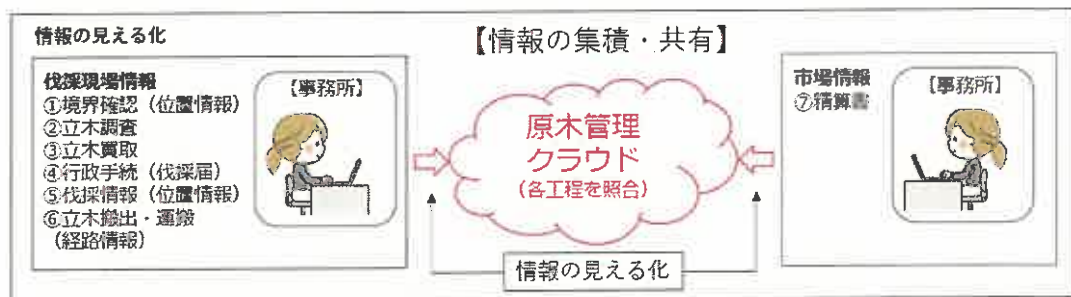
今後は下刈りや間伐等、他の作業種についても従来の申請・検査精度を維持した上でオルソ画像が適用可能か実証し、本格的な導入に向けた取組を推進していくこととしています。

取組5 流通木材の合法性を担保・補強するサプライチェーンマネジメント

(1) 取組内容

GPS機能を持ったスマートフォンアプリやLPWA等を利用し、伐採現場での作業員の位置情報やトラック輸送に係る経路情報等を取得し、原木管理クラウド上で受入れ側が合法性を確認する「情報の見える化」の実証を進めています。

また、伐採予定森林の所有者や境界の確認方法など業界ルールを確立し、木材流通の適正化を目指すための合法伐採確認シートの作成とその有効性の検証や、GIS等のデジタル技術を活用できる人材の育成を行っています。



(2) 取組に至った経緯等

本県で発生している無届伐採や誤伐・盗伐問題、非合法木材の流通に対する懸念、伐採跡地の荒廃や再造林率の低下など諸問題の背景として、それらを解決するための仕組みづくりや、流通する木材の合法性を担保・補強するサプライチェーンマネジメントについて、関係者に当事者意識を持たせながらモデル的な検討・検証を進める必要があります。

(3) 課題

- ① 合法性を担保・補強するサプライチェーンを確立するためには、川上側の伐採位置情報や川下側の市場情報等をお互いに提供するための合意形成が必要となります。
- ② LPWAの通信ネットワークの構築には多額の費用や中継機の設置場所の確保、さらには、農業や土木等の他業種や市町村など、地域ぐるみの連携が必要となります。

(4) 課題を踏まえた今後の取組

- ① モデル的な実証を進めて、原木管理クラウドによるサプライチェーンマネジメントモデルの構築のメリットや活用についての普及を図っていきます。
- ② 県庁内の関係部局（農業・土木等）と連携を図るとともに、市町村に対してLPWAに関する情報提供を行います。

取組6 レーザ計測による森林調査と省力化機械による造林・下刈作業の実証

(1) 取組内容

県内2箇所において、下記の実証を行いました。(R2～3年度)



(2) 取組に至った経緯等

造林・下刈作業の省力化・軽労化が求められている一方で、乗車式下刈機械による下刈りやドローンによる苗木等の運搬技術の現場での実証が不足しています。

(3) 課題

レーザー計測による森林調査や省力化機械での造林・下刈作業は、作業の省力化・軽労化対策として効果的な面がありますが、様々な課題も顕在化したところです。

レーザー計測による高精度森林情報の活用については、森林情報の精度向上やコスト面の課題だけではなく、操作技術者等の人材確保、天候等の制約、電波遮蔽等の運用面の課題なども明らかになりました。

また、省力化機械による作業については、コスト面や安全管理に配慮した運用方法の確立が必要であり、特に下刈省力化機械については、安全管理や支障となる根株の除去、等高線植えから縦植えへの変更など、これまでの施業方法と異なる作業方法の検討が必要です。

(4) 課題を踏まえた今後の取組

レーザー計測による森林調査や省力化機械による造林・下刈作業を現場に普及するには、引き続き課題解決に向けた実証に取り組む必要があります。

取組7 みやざき林業大学校における人材育成

(1) 取組内容

高性能林業機械シミュレーションシステムを用いた操作研修や地上レーザスキャナ及びドローンを用いた効率的な森林調査・情報分析手法の研修を実施しています。



シミュレータを用いた機械操作研修

(2) 取組に至った経緯等

シミュレータを用いた操作の疑似体験により技術力向上を図るとともに、危険な操作の体験により、労働災害防止への取組を徹底する必要があります。

また、施業計画の作成や管理ができ、効率的な施業を行える人材を育成する必要があります。



ドローン操作研修

(3) 取組の効果

最新技術の知識や技術力を備えた人材の育成が図られています。

(4) 課題

技術の進歩が早いことから、随時研修内容を見直すとともに、既受講者に対する継続的な研修が必要です。

(5) 課題を踏まえた今後の取組

みやざき林業大学校短期課程により研修を実施します。



地上レーザスキャナ操作研修

参考2 他県の取組事例

事例1：LPWA通信網を活用した労働災害発生時の救助体制づくり（愛媛県）

（出典：令和3年度版森林・林業白書（林野庁））



愛媛県久万高原町は、面積 583.7 km²と愛媛県最大であり、町内の90%が森林に覆われています。森林内は携帯電話の通じない場所が多く点在し、労働災害発生時等の際、即時の救助要請が困難な場合があることが課題となっていました。

このため、町は、LPWAという低消費電力で遠距離の通信が可能な無線通信技術に着目し、令和2年に、町内全域を網羅するLPWA通信網を構築し、実証試験を行っています。250mW という高出力の規格を採用し、複数の山上に中継機を設置することで、尾根等の遮蔽物のある森林でも通信を可能としました。

LPWA子機を持つ林業従事者は、林内から救助要請が可能であり、その後、救助者は要救助者の移動履歴も参照し、現場に向かうことが可能となります。

さらに、町、消防、森林組合等関係者が連携し、自伐林家等の一人で林内作業を行う人も救助要請ができるよう救助に必要な情報をあらかじめ町に登録するなどの体制整備を進めました。LPWA子機からの救助要請を119番通報と同様に扱うことし、令和3年4月から運用を開始しています。

事例2：いしかわスマート林業推進協議会（石川県）

（出典：令和2年度スマート林業構築普及展開事業報告書）

地域の現状と課題

- 人工林資源が充実する中（10齢級以上が6割強）。主伐・再造林を進めるには、林業の低コスト化をすすめ、森林所有者への還元額を増加させることが重要
- 石川県、県森連と「林業に関する包括連携協定」を締結しているコマツのICTを活用した「スマート林業」により、コストの3割削減を目指す
- ①境界明確化、②森林資源量調査、③施業提案、④素材生産システム、⑤素材流通にポイントを置き、取り組みを推進

※②森林資源量調査（ドローンによる効率化）と、④素材生産システム（ICTハーベスタによる仕分けの効率化）については、本事業採択以前のH28から実証に取組み、約25%のコスト削減効果を確認済



事業の目的

- コマツ等と連携し、クラウド技術等のICTの活用により、最新の森林資源情報や需給情報等をわかりやすく「見える化」し、市町や森林所有者、生産者、需要者がそれぞれ必要となる情報を共有しながら、

- 1 森林境界の画定や施業提案の効率化による施業実施に向けた森林所有者の合意形成の加速化（施業集約化の効率化・省力化）
- 2 生産者と需要者が連携した木材需給のマッチングと、木材流通の効率化による地域材利用の拡大（需給マッチングの円滑化）

を包括的に進めるための体制を構築し、川上から川下までが地域全体で「繋がる林業」の実現を目指す。

■ 主な目標

- ①境界明確化、②森林資源量調査、③施業提案、④素材生産システム、⑤素材流通までに要するトータルコストを約3割削減

※②森林資源量調査と、④素材生産システムについては、本事業採択以前のH28から実証に取組み、約25%のコスト削減効果を確認済

①境界明確化の取組

➤ 取り組み概要

3D画像技術「もりったい」を活用し、近年や過去の空中写真から机上で森林境界の推定を行い、現地立会いを省力化しながら、森林整備の出発点である境界画定をスムーズに進める体制の構築を目指す。⇒H30:現地実証3地区、R1:現地実証4地区、R2:現地実証5地区

➤ 実証方法

- 近年と過去の立体視用データ作成
- 精通者と共に境界候補図(GISデータ)作成
- 所有者説明会で境界の確認・修正
- アンケート等による意見集約・改善



➤ 目標値

- 作業労務の2割を削減、作業コストの3割削減

➤ 効果検証の方法

- 従来手法で実施した場合の「コスト・作業労務」の見積値
- 本手法で実施した場合の「コスト・作業労務」の実績値を比較することで効果を検証

➤ これまでの実証結果

- 本手法で境界を推定し、現地立会・杭打ち作業を行った場合は、1割から2割の労務削減効果を確認
- 現地立会・杭打ち作業を省略した場合は、5割から9割と高い労務削減効果を確認

②森林資源量調査～③施業提案

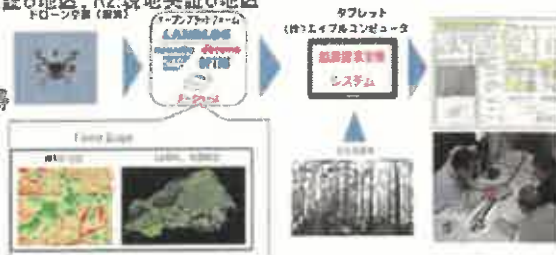
➤ 取り組み概要

施業地の安定的な確保を進めるため、ドローンによる森林資源量調査で取得した森林の3D解析画像や推定材積、林内360°撮影できる全天球写真データ等を活用し、「森林の見える化」により信頼性の高い施業提案を実現する体制の構築を目指す。

⇒H30:システム構築、現地実証4地区、R1:現地実証6地区、R2:現地実証6地区

➤ 実証方法

- 実証地区をドローンで空撮し3D解析
- 現地踏査と併せて全天球写真データ取得
- 施業提案支援システムで提案書を作成
- タブレットを活用した施業提案の実施
- アンケート等による意見集約・改善



➤ 目標値

- 作業労務の2割を削減、作業コストの3割削減

➤ 効果検証の方法

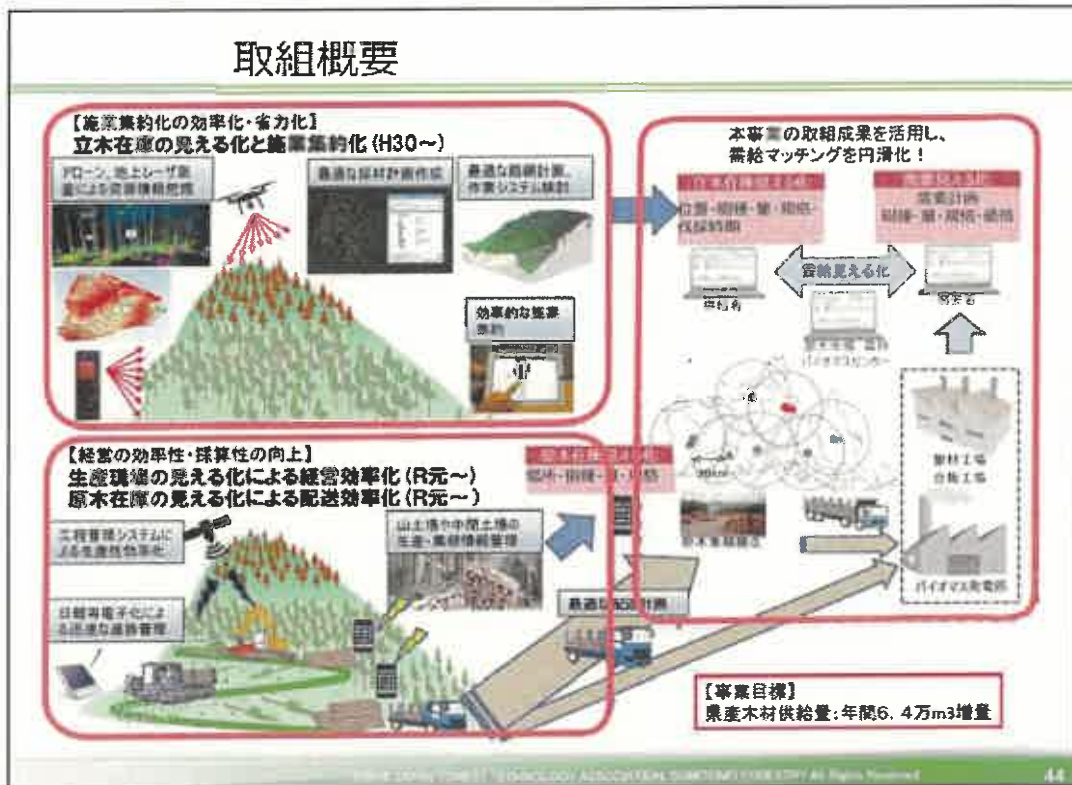
- 従来手法で実施した場合の「コスト・作業労務」の見積値
- 本手法で実施した場合の「コスト・作業労務」の実績値を比較することで効果を検証

➤ これまでの実証結果

- 本手法により、信頼性が高く、その場で修正可能な即応性のある施業提案を行うことで、再提案が少なく抑えられた結果、2割から3割の作業労務削減効果を確認

事例3：やまぐちスマート林業実践対策地域協議会（山口県）

（出典：令和2年度スマート林業構築普及展開事業報告書）



事業の成果【施業集約化】

OWL計測データ連携型/施業提案作成支援システム（OWL Report2）の開発と施業提案
個別目標②～森林調査・施業集約等に係る人件費30%削減～

スマート林業推進員先導のもと、事業者と合同で施業提案書を作成

| 事務所名 | 事務所数 | 管理面積 (ha) |
|-----------|------|-----------|
| 美祿農林水産事務所 | 4箇所 | 9,78ha |
| 下関農林事務所 | 3箇所 | 3,59ha |
| 山口農林水産事務所 | 2箇所 | 6,38ha |
| 萩農林水産事務所 | 2箇所 | 3,92ha |
| 周南農林水産事務所 | 2箇所 | 6,61ha |
| 岩国農林水産事務所 | 3箇所 | 6,71ha |

美祿農林水産事務所 (4箇所 9,78ha)
・美祿市大瀬町 1,50ha
・ " 美東町 2,83ha
・ " 美東町 4,55ha
・ " 美東町 0,70ha

下関農林事務所 (3箇所 3,59ha)
・長門市西深川 59ha
・下関市豊田町 0,87ha
・ " 1,33ha

山口農林水産事務所 (2箇所 6,38ha)
・山口市徳地組路 5,58ha
・ " 阿東徳橋上 0,80ha

萩農林水産事務所 (2箇所 3,92ha)
・萩市川上 1,92ha
・ " 2,00ha

周南農林水産事務所 (2箇所 6,61ha)
・周南市須々木 0,33ha
・ " 0,30ha

岩国農林水産事務所 (3箇所 6,71ha)
・岩国市岡原町 1,50ha
・ " 矢尾 4,12ha
・ " 御庄 0,99ha

実証結果 (事例) 山口県産木材協会の取り組み

OWLを用いた森林調査に係るコスト比較 ※森林組合へのR2/R2Z

【従来】 8.2人日/ha = 82,460円/ha → 【導入後】 2人日/ha = 26,600円/ha

OWL Report2を用いた施業提案書作成に係るコスト比較

【従来】 0.2人日/ha = 2,500円/ha → 【導入後】 0.034人日/ha = 452円/ha

○森林調査に係る費用の削減効果について・
1haあたり68%のコスト削減効果
なお、森林組合の簡易調査（樹高は目視・DBHは林尺）に係るコストは2人日/haのため、OWLによるコスト削減効果と差が生じなかったが、OWLでは調査結果をデータで管理することによるメリットが生じる

○施業提案書の作成に係る費用の削減効果について・
1haあたり83%のコスト削減効果

事業の成果 【生産現場の見える化】

森林経営業務管理システム（日報管理システム）の導入



個別目標③～素材生性50%向上、配送コスト45%削減～

○森林経営業務管理システムについて

毎日の作業記録から、施業の実績や収支等を把握し生産現場の見える化を行うシステム。
また、従来、森林組合等が紙で行っていた日報をデータ管理をすることによる、事務作業の効率化が可能。

機能一覧

① 施業計画・作業管理

- ・年間施業計画、スケジュール管理
- ・施業団地名、施業期間、生産予定材種、想定事業費

② 日報・タイムカード管理

- ・作業工程、使用機械
- ・生産実績
- ・タイムカード管理

③ 計数管理・経営支援

- ・日毎収支予測・実績管理
- ・事業単位収支、集計
- ・人員、機械コスト管理

取り組み内容

研修会による周知



要望調査

希望する事業体へ操作指導



計3事業体へ
試行導入中



【事業体からの評価】

- ・現場からの生のデータが随時上がってくるので、上手く活用できれば現場進捗の把握に有効だと思う。
- ・各工程にかかる時間の把握が実感でき、生産性の確認が出来た。
- ・入力に慣れるまでは操作ミスが生じることがネック。

事業の成果 【生産現場の見える化】

検知機能付きハーベスタ及び現場RTK情報を活用した作業システムによる実証

個別目標③～素材生産性50%向上、配送コスト45%削減～

○検知機能付きハーベスタによる検証

実証概要

実証内容：原木の生産段階において、カラーマーキング機能で用材とバイオマス材の仕分けの効率化を図る
実証地：美祢市大田東山

実証結果

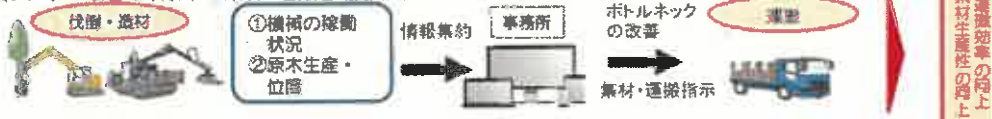
【導入前】
山口県平均生産コスト 5,284円/m³
【導入後】
実証地における生産コスト 5,092円/m³



○現場RTK情報を活用した作業システムの改善について

実証概要

現場で稼働する車両（作業機含む）にGNSS受信機を取り付け、RTK測位により高精度に得られる車両の動きから、生産された原木の位置情報を把握する。この情報から、生産性の把握だけでなく車両系機械の動きの可視化による作業システム改善や、原木の集材・運搬管理を行う。



ハーベスタ

受信機

実証結果

※実証地の作業データを取得後、データを集約し、解析中

- ・残存立木のない皆伐事業現場において、ほぼ精度10cm以下で車両・作業機位置の把握に成功
- ・複数の機械作業工程間の原木の受渡しの流れをモデル化中

位置が違えば... 位置情報の点群データの集約により、材・機械の動きが可視化され、現場の動きを共有することで、ポトルネックの改善等が可能

GNSS
受信機
搭載
ハーベスタ

事業の成果【需給の見える化】

県原木SCMシステムによる需給マッチングの円滑化

個別目標③～素材生産性50%向上、配送コスト45%削減～

〇実証概要

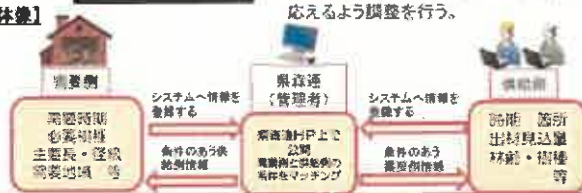
山口県森林組合連合会HP上に搭載した、山口県原木SCMシステムを利用。需要と供給のマッチングの円滑化により、配送に係るコストの削減を目指す。

→ 昨年、山口県森林組合連合会・事業アドバイザー・事務局で作業部会を計7回開催し、システムの方向性を議論。

〇システムについて



【システム全体像】



【システム概要】

- ・県森連HP上にSCMシステムのページを搭載。
- ・会員登録を行うことでシステムへ情報の登録が可能。
- ・需要側は需要時期・樹種・規格・数量の需要情報の登録
- ・供給側は伐採時期・箇所・数量の供給情報の登録
- ・管理者(県森連)は情報を集約し、全体での需要情報を公開する。
- また、供給側へ伐採時期等の需要側のニーズに応えるよう調整を行う。

【定性評価】

- ・公開された全体の需要量により、川上側の伐採意欲の向上。
- ・川下側は、特殊材や突発的需要が発生した際の対応の効率化。

【今後の方針】

- ・登録される情報が多いほど、県内の需給情報が正確に把握できるため、より多くの事業者へシステムの登録を働きかけていく。

事業の成果【まとめ】

〇各目標に対する取組成果

個別目標① スマート林業機器等により事業地160ha/年を確保

<取組内容> UAV・地上レーザー計測器による立木在庫の見える化

<結果> **事業地104ha/年の確保(3ヶ年平均)**

個別目標② 森林調査・施業集約等に係る人件費30%削減

<取組内容> 地上レーザー計測器(OWL)の活用による森林調査・施業提案にかかるコスト削減効果の検証

<結果> 森林調査に係る人件費：全木調査と比較して**約6～7割の削減効果**
施業提案書作成に係る人件費の**約8割の削減効果**

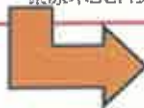
個別目標③ 素材生産性50%向上、配送コスト45%削減

<取組内容> 現場RTK情報を活用した作業システムや森林経営業務管理システム導入等の実証

<結果> 検知機能付きハーベスタ：カラーマーキング機能による仕分けの効率化で**1m3あたりの生産コスト172円の削減効果**

(定性的な評価)

- ・森林経営業務管理システム：各工程の進捗が把握でき、生産性の向上に有効
- ・現場RTK情報を活用した作業システム：現場作業の可視化が進むことで、ボトルネックの把握や作業改善が可能
- ・県原木SCMシステム：川上側の伐採意欲の向上や、川下側の突発的な需要への対応の効率化



〇全体目標

県産木材供給量の増産24万m³(H27) → 30.4万m³(R2)

(令和元年度時点 30.2万m³)

参考3 用語の解説 (50音順)

あ

- I o T Internet of Things (物のインターネット) の略で、身の回りのあらゆるモノがインターネット (あるいはネットワーク) につながることを。
- I C T Information and Communication technology (情報通信技術) の略で、情報技術を活用して様々な人や物がつながること。IoT (物のインターネット) を含む。

え

- A I Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。言語や理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
- L P W A Low Power Wide Area-network の略で、LPWAN とも称される。省電力かつ長距離での無線通信が可能という特長をもった通信技術の総称。

お

- オルソ (オルソ画像) 航空機・ドローン・人工衛星などで得られた地表の写真を、地図と同じく正射投影に変換した画像。カメラから対象物までの距離や地形の高低差による変形を補正し、どの地点でも真上からみた歪みのない画像が得られる。

こ

- 高性能林業機械 林業用の多工程処理機械 (プロセッサ、ハーベスタ及びタワーヤーダ等) の総称。
- 合法木材 伐採に当たって、原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材。
- コンソーシアム 2つ以上の個人、企業、団体、政府 (あるいはこれらの任意の組合せ) からなる団体であり、共同で何らかの目的に沿った活動を

行ったり、共通の目標に向かって資源を蓄える目的で結成される共同事業体。

コンテナ苗 容器（コンテナ）で育苗された苗。苗畑管理や植栽の省力化が図れるとともに、植栽後の成長が良いとされている。

き

再造林 人工林を伐採した跡地に行う人工造林。

作業システム 現場における作業の機械と人の組み合わせによる一連の作業方法。林道からの距離や地形、生産目標等により最適なシステムは異なる。

サプライチェーン 製品が消費者の手元に届くまでの調達、生産、加工、物流、販売、消費といった一連の流れ（供給連鎖）。

し

GIS 地理情報システム（Geographic Information System）の略。地図に描かれた物の位置、形、大きさ、結びつきなど空間上の所在位置と形態に関する地理情報を扱うために造られたコンピュータ・ソフトウェアと装置との総称。

GPS 全地球測位システム（Global Positioning System）の略称。人工衛星（GPS 衛星）から発せられた電波を受信し、現在位置を特定するもの。

持続可能な開発目標（SDGs） 2015年の国連サミットで採択された「持続的な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016年から2030年までの国際目標。持続的な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されている。

主伐 利用できる時期（伐期）に達した立木の更新を伴う伐採。

除間伐 育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木や不良木、不要木を刈り払う除伐と林木の密度調節をして林木の生育を助けたり、採光をよくしたりするため、また、主伐の前に収穫を得るため、適当な間隔で伐採する間伐の総称。

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林クラウドシステム | 地方公共団体等を情報通信回線でつなぎ、森林情報を相互に共有及び利活用することを可能とするシステム。 |
| 森林経営管理制度 | 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、森林の適切な経営管理について森林所有者の責任を明確化するとともに、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、地域の林業経営者に再委託、あるいは市町村が直接管理を行うなど、適正な森林管理の推進を図る制度。 |
| 森林施業 | 森林を維持・造成するための伐採、造林、保育などの行為を適正に組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱をすること。 |
| 森林施業の集約化 | 森林組合などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等をまとめて受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも、効率的に施業を行い、コストダウンを図ることが可能。 |

そ

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Society5.0 | サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間社会中心の社会（Society）。 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。 |
| 素材生産量 | 丸太（原木）、そま角（斧等で丸太の材面を粗く切削した素材）の生産量。製材用、合板等用、木材チップ用の合計。 |

て

| | |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| DX （デジタルトランス フォーメーション） | 2018年に経済産業省が公表した「DX推進ガイドライン(Ver1.0)」では、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立することと定義している。 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

り

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| リモートセンシング技術 | 対象物に触れることなく、人工衛星や航空機、ドローン等に搭載されたセンサー（測定器）を用いて、物体の形状や性質、地形などを観測する技術。 |
| 林業イノベーション | ICT等を活用した新たな技術等を導入し、造林から伐採・搬出に至る作業の省力化・軽労化を図り、安全で効率的な林業を目指すもの。 |
| 林業労働災害 | 林業労働により労働者が業務上負傷し、病気にかかり、または死亡する事故のこと。 |
| 林地台帳 | 平成28年5月の森林法改正により創設された制度で、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報等が記載されたもの。 |
| 林道 | 森林整備や木材生産を進める上での幹線となる施設。 |

れ

| | |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 齢級 | 林齢を5年ごとにまとめて称するもの。（例：1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級、・・・） |
| レーザ計測 | レーザを照射し、反射して戻ってきたレーザ光との時間差により、地上の標高や地形の形状等を精密に調べる測量方法。 |